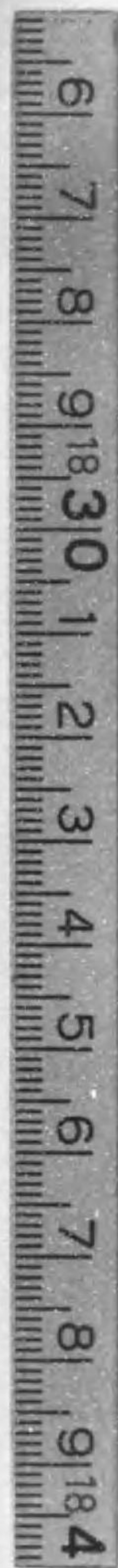


319
228



始



314

228



最新商學綱要

內港慶吉著



卷上

特 216
991



最新
商學綱要

東京商科大學
教授 法學博士
內池廉吉著

東京
株式會社
同文館藏版



序

商事要項は簿記・商業算術等と相並んで、商業學校に於ける基本學科を形成するものなれば、其の内容たる簿記・商業算術の其と調和聯絡あるを要し、互に相助けて、初學者に統一ある商業的知識の大要を最も合理的に授くるを期すべきなり。従つて商事要項に於ても、各種の商事經營上實際に必要な技術慣習等に就き、適切なる解説を試み、主として算數實演に重きを置く簿記及び商業算術の理解を容易ならしむるに助めざるべからず。然れども本來商事要項を授くるの目的は商に關する根本概念を與へ、生徒をして社會生活に於ける商業の任務の輕んずべからざる所以を知らしめ、將來實社會に處し、業を愛し事に勵むべき健實なる志操を自然の間に養成するを第一義となすにあり。固

より各般商業の實務に必要な法令手續書式等の説明は決して之を
等閑に附すべからざるも餘りに煩瑣なる事項の羅列は徒に初學者の
學習を累するの恐あり寧ろ其の理解力判斷力を刺戟して事物の筋道
を辿り前後の關係により事の真相を覺らしむるが如くに指導啓發す
べきものなり。而して之が爲には商に關する經濟法制を最も平易に
解説するを要することとなるが、而も經濟法制を説明する者にして商
業實務の何たるを解せざるに於ては學習者の進路に不便を醸すこと
あるべし。之れ實に商事要項科の教授上に於ける一大難問たるなり。
本書は中等程度商業學校に於ける商事要項の教科書として編纂し
たるものにして、上記の趣旨に基き、極めて平易に商業の概要を説明せ
んとするものなり。編纂に際し、自著商業學概論を参照したるところ
多く、又坂本氏との共著商業教科書に負ふところも尠しとせず。且つ

文部省發表の商業學校商事要項教授要目を参考し、實地教授を擔當せ
らるゝ人の言に聽きし點も多々あるなり。茲に此等の人に謝意を表
すると共に一言發刊の由來を述ぶるものとす。

昭和參年十二月

著者識す

凡例

- 一、編若くは章の初頭に掲げたる六號活字の項目表は其の編若くは章の内容の概要を知らしむるが爲にして學習者の記憶を助け知識の鍊磨に資せんとするものなり。故に教授者は講義に際し、先づ之に就き概説を試み、編章終了の後改めて之に就き注意を喚起すべし。
- 二、本書に於て説明する商業書式中其の實際の雛形を示せるものは特に本文中の當該書式名に を附したり。
- 三、五號活字にて印刷したる部分は概して比較的重要ならざる個所なれども、特にゴチックとなしたる項目は重要なるものとす。

四、本書の説きて足らざる點は別に著したる『改訂商業學概論』に就き参照せらるべし。

最新
商學綱要
上卷

目次

第一編 總論

第一章 商業の概念

第二章 商業經營の従事者

第一節 商人

第二節 商業使用人

第三節 補助商人

第一項 補助商人の意義及び種類

第二項 代理商

一

一

九

九

一四

一八

一八

一九

第三項 仲立人……………二二

第四項 問屋……………二三

第五項 運送取扱人……………二五

第六項 取引所取引員及び會員……………二六

第三章 商業組織……………二七

第一節 總 說……………二六

第二節 個人商業……………二九

第三節 結社商業……………三〇

第四節 會社……………三一

第五節 組合……………三二

第一項 産業組合……………三三

第二項 私法上の組合……………三四

第六節 企業者同盟……………三五

第四章 商業の資本……………四六

第五章 商業の要具……………五〇

第一節 度量衡……………五一

第二節 通貨……………五七

第六章 手形……………六四

第一節 總說……………六五

第二節 爲替手形及び約束手形……………六五

第三節 小切手……………六八

第四節 手形の支拂及び償還……………六八

第七章 商業の目的物……………七二

第一節 商品……………七三

第二節 有價證券……………七五

第八章 商業經營に必要な事項……………101

 第一節 登記及び登録……………101

 第二節 商號營業所其他……………106

第九章 商業に關する施設機關……………113

第十章 市場……………119

第二編 賣 買……………125

 第一章 總 說……………126

 第一節 賣買契約……………126

 第二節 賣買の種類……………127

 第二章 賣買契約に伴ふ必要の條件……………133

 第一節 品質及び數量……………133

 第二節 引渡に關する條件……………147

 第三節 代價及び其の支拂方法……………150

 第三章 賣買取引の方法……………155

 第一節 仕入及び販賣……………155

 第二節 賣買取引の仕方の種類……………156

 第三節 自家及び組合賣買……………160

 第四節 委託賣買……………166

 第五節 競争賣買……………175

 第四章 賣買に關する手續……………176

 第一節 荷物の發送……………176

 第二節 荷物の引取……………182

 第三節 代金支拂に關する手續……………186

第三編 外國貿易……………197

最新商學綱要上卷目次(終)

第一章 輸出入	二〇八
第一節 外國貿易	二〇八
第二節 輸出手續	二三三
第三節 輸入手續	二三九
第二章 税關	二三三
第一節 税關の組織	二三三
第二節 税關の手續	二三〇
第三節 保税倉庫及び保税工場	二二五

最新商學綱要上卷

法學博士 内池廉吉著

第一編 總論

第一章 商業の概念



廣義の商業
(法律上の商業に近し)

固有商業 || 賣買商業 || 純粹商業
(商業學上の商業)

商業補助業 || 商業機關業

交通業
倉庫業
銀行業
信託業
保險業

一、商業の發生 人文開けざる原始時代に在りては、人類は酋長を

分業

交換

商業の發生

戴ける種族若くは大家族の下に協同の生産消費を営みしを以て老若男女の間に多少の分業行はれしも、未だ以て個人間に物品の交換を爲すに至らざりき。然るに人智の進歩と欲望の向上とは分業の利益を教ふると同時に其の利用を強要し、遂に多種多様な職業の分岐を生ずると共に一職業内に於ける作業にも幾多の分業を生ぜり。斯くて人々は其の生産物の剰餘を他に供給する一方消費物の一部を他の剰餘に仰ぐに至りたるが、かゝる交換たる當初種族と種族若くは大家族と大家族との間にのみ行はれしかど、種族内・大家族内に次第に個人的分裂を生じ私有財産の制度發達するに及んで、其等の間に益々頻繁に行はれ又其の方法も大いに進歩したり。即ち初期の交換方法は物品と物品とを交換する所謂物々交換にして、貨幣を交換の要具として用ふる現代の如き買交換は後世に於て發生したるなり。

商業學上の商業

かゝる交換・賣買は其の取引區域が狭小なる間、又は所要物品の種類が僅少なる間は直接生産者と消費者との間に行はれたるも、取引區域擴張せられ物品の種類増加するや、生産者消費者間に種々なる懸隔を生じ來り各自適當の相手方を發見すること次第に困難となり、遂に兩者の中間に介在して、或は人的に或は場所的に或は時間的に其の懸隔を連絡適合する専門の職業を發生せしむるに至る。是れ即ち商業にして此の職業に従事するものを商人と云ふ。

二、商業學上の商業 生産者消費者間の懸隔連絡の手段は先づ賣買によりて生産者より物品を得場所的懸隔連絡の爲には運送し、時間的懸隔連絡の爲には保管し、人的懸隔を除去する爲には之を需要する消費者を採出し其の目的に適中すべく物品の分割合併其の他の作業を加へ、賣買によりて改めて之を後者に與ふるにあ

企業

り。而して商人が斯く營々として絶えず生産者と消費者との懸隔を連絡するに従事する所以のものは單に奉仕の念より出づるに非ずして、生産者より安價に購入したる物品をなるべく高價に消費者に販賣し、其の間に能ふ限り大なる差益を獲得せんが爲なり。然れども物品の運送・保管・分合等が行はるゝ間には滅失・毀損等の危険あるのみならず、物品の價格は不動に非ずして騰落變化恒なきものなれば到底豫め利益を確定し得ず、時としては損失を蒙ることすらあり。斯くの如く自己の計算と危険とを以て規則的、且繼續的に行ふところの營利行爲を一般に企業と謂ふ。されば商業は企業の一種なり。

扱て以上述べたる所よりして商業を定義すれば、商業とは物品の賣買によりて生産者と消費者との間に存する人的、場所的、時間的の懸隔を連絡するを目的とする企業なりと云ふべし。

商業の定義

商業補助業

三、商業の發達と廣義の商業 然るに絶えざる社會の進歩は營に生産と消費との間に商業の發生を促せしに止らず、商業事務の繁劇を來し、事務の繁劇はやがて從來の商業事務の種々の部分に就き、新たに分業を起すと共に其の事務の遂行を輔くる事業を生ずるに至れり。即ち物品運搬の爲には運送業、保管の爲には倉庫業を生み、企業資本の融通の爲には銀行業、物品の火災・盜難等の遭難の爲には保險業起り、遂には商業其の物を補助する仲介商業迄發生せるなり。而して此等は爾來必ずしも商業補助のみを目的とせず、其れ自ら獨立の事業として發展するに至れり。例へば運送業の旅客運送、倉庫業の家財保管、銀行業の非商人に對する貸出・保險業の生命保險等の如し。されど其の商業と密接なる關係を有し、其の存在が現代商業に不可缺なる性質よりして、一般に商業補助業若くは商業機關業と稱せらる。此に對して眞正の商業をば

純粹商業
廣義の商業

純粹商業固有商業又は賣買商業とも呼ぶ。學者或は商業を廣く解し純粹商業と商業補助業とを含めて意味することあるも、斯くは商業は統一せる概念を失ひ、しかも其の範圍は企業其の物に近づく。さればかゝる廣義に解するは、たゞ便宜上一時的に許さるゝのみ。本書に於ても其の取扱ふ問題の範圍より鑑みて便宜上、以下單に商業と記する時は純粹商業と商業補助業とを合したる廣義の商業を指稱し、真正の商業を意味する時は賣買固有或は純粹なる形容詞を附加することとすべし。

四、法律上の商業と商行爲 本邦商法によれば、商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とするものを謂ふ（同法第四條）と規定し、商行爲なるものを以て商業となすものの如し。是れ全く取締上の便宜より出でたるものにして、一般民法の規程の適用に適せざる特異性を有する行爲の中、類似せるものを一括したるなり。

商行爲

商行爲に關する詳細の説明は法制科に譲り敢へて茲に論及せざるも、概略を記せば次の如し。

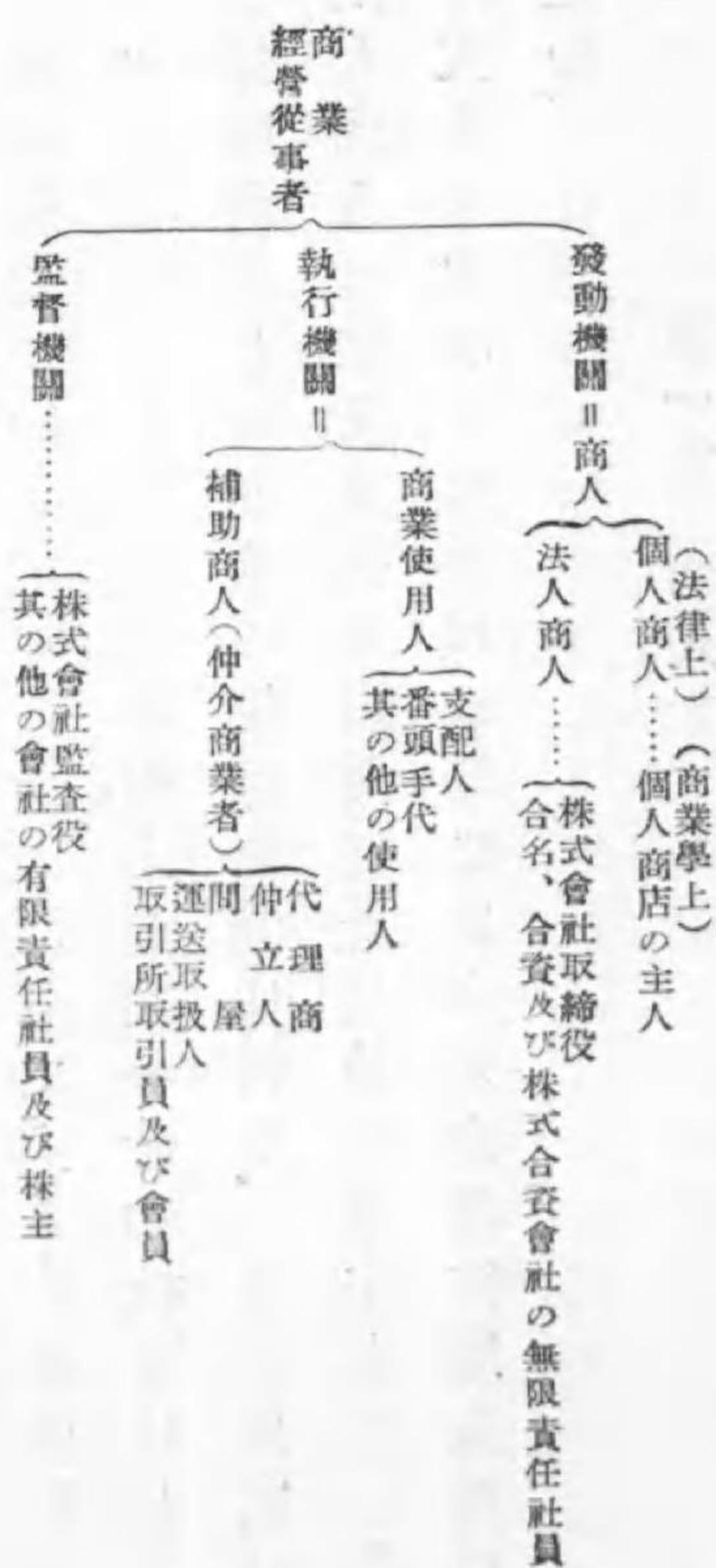
- 第一、絕對的商行爲 行爲其の物の性質上絕對的に商行爲たるものにして次の如きものよりなる。（商法第二百六十三條）
- 一、利益を得て譲渡す意思を以てする動産、不動産若しくは有價證券の有價取得又は其の取得したるものゝ譲渡を目的とする行爲
 - 二、他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及び其の履行の爲にする有價取得を目的とする行爲
 - 三、取引所に於てする取引
 - 四、手形其の他の商業證券に關する行爲
 - 五、擔保付社債信託法に基く總社債の引受及び信託の引受、擔保付社債信託法第二十九條及び第三條）
- 第二、相對的商行爲 營業として爲したるときに限り商行爲となるものにして次の如し。（商法二百六十四條）
- 一、貸貸する意思を以てする動産若しくは不動産の有價取得若しくは賃借、又は其の取得若しくは賃借したるものゝ賃貸を目的とする行爲
 - 二、他人の爲にする製造又は加工に關する行爲

- 三、電氣又は瓦斯の供給に關する行爲
- 四、運送に關する行爲
- 五、作業又は勞務の請負
- 六、出版印刷又は撮影に關する行爲
- 七、客の來集を目的とする場屋の取引
- 八、兩替其の他の銀行取引
- 九、保險
- 十、寄託の引受
- 十一、仲立又は取次に關する行爲
- 十二、商行爲の代理の引受
- 十三、信託の引受(信託法第六條)
- 第三、附屬的商行爲 商人が其の營業の爲になしたる行爲は凡て商行爲とす。(商法二百六十五條第一項)
- 第四、推定的商行爲 商人の爲したる行爲は之を其の營業の爲になしたるものと推定し、反證を擧げざる限りは事實營業の爲になさざるも、しかく推定し商行爲として之に關する規定を適用す。(商法二百六十五條第二項)

由是觀之我が商法に所謂商業は其の範圍廣義の商業に稍近似

せるも更に其れ以上に廣汎にして、非商人の手形行爲は更なり他人の爲にする製造又は加工、作業又は勞務の請負より出版、印刷、芝居、旅館、飲食店の營業等明白に商業學の研究よりは除外すべきもの迄一切商業と看做すこととなる。蓋し、是れ法律の規程は取締上の便宜に重きを置くが故なり。

第二章 商業經營従事者



商業經營に従事する人を大別して商人、商業使用人及び補助商人の三とす。商人は商業學上、商業の發動機關にして商業使用人と補助商人とは商業の執行機關に當る。其の他監督機關として法人商人には監査役、有限責任社員及び株主存す。之等に就きては次章に説明すべければ茲には商人、商業使用人及び補助商人に止む。

第一節 商人

商業學上の
商人の意義
商人の要件

一、商人の意義 商人とは商業を營む人の謂なり。廣義の商業が營利を目的とする企業なることは既に述べたり。されば商人は企業家たるべく、企業家従つて商人に不可缺の要件三あり。

(1) 企業心の旺盛 企業心とは企業の危險に脅えず自己の計算を以て事業を遂行する意氣にしてあらゆる企業に必要なも、特に投機的分子に富む外國貿易業、取引所取引業等には缺くべから

ざるものなり。

(2) 企業力の強大 企業力とは事業經營に當り之に適合し最も利益を生ずる如く資本勞力等を結合する換言すれば最有利に企業を組織經理する力にして、又景氣の變動に處置するに當つても重要なり。

(3) 資本信用の完備 信用經濟の發達せる現代に於ては他より資本を借入ることを得べしと雖も、尙事業に相應なる資本を備へ且他より資金を仰ぐに足るの信用あるを要す。

三要件中、第一、第二は半ば天性に由來すと雖も適當なる商業教育によりて養成發達せしめ得ること言を俟たず。かゝる要件を備へて商業を營むものを實際に求むれば、個人商店に於ける主人最も適切なるものにして會社に於ては取締役、無限責任社員之に該當す。

商業教育の
重要

法律上の商人

然し乍ら法律上に在りては法制上の理由より本邦にては自然人以外に法人を認むると同時に商人に關しては、自己の名を以てnatural person 商行為を爲すを業とする者Legal Person (四條法第)と規定するが故に、商業學上の商人と其の範疇を異にす。即ち「商行為」の内容に關しては既に述べたる如く其の範圍非常に廣く、更に「者」とは自然人の外に法人を包含するを以て會社の取締役、無限責任社員等は商人と認めずして會社其のものを商人となすなり(同第四十二條及四十四條)。營に會社の如き私法人のみならず國家、地方公共團體等の公法人迄商人たり得る資格を有するものとす(二條)。

又法律上にて小商人と云ふものあり。此は一定の店舗を有せず戸々に付き若くは道路に於て物品を賣買するもの又は如何なる營業を爲すを問はず資本金五百圓未滿のものを稱し、後に述ぶる商業登記、商號、商業帳簿の規定を適用せられざるものとす(第八條)。

小商人

商人と營業自由の原則との關係

條明治三十二年勅令第二百七十一號

二 商人と營業自由の原則との關係 現代にありては束縛多き歐洲の中世紀や我が國の徳川時代と異りて、營業自由の原則確立せり。されば何人たりとも苟くも行為能力を有するものは任意商業を選びて自由に商人と稱し得るも、唯例外的に商事行政上、財政上、或は公法上の理由に依り特種の營業に就き禁止若くは制限存し、又特種の階級に屬するものに制限加へらる。我が國に於ける禁止制限は左記の如し。

- (1) 商事行政上の理由よりなざるもの
 - 度量衡器、藥品、銃砲、火藥、牛乳、清涼飲料水等の製造販賣業、古物業、質屋業、出版業、鐵道業、保稅倉庫業、銀行業、信託業、取引所業、保險業等は免許又は鑑札を要し、阿片、烟及び其の吸飲器具、公安風俗を害する文書、圖畫等の販賣は絶対に禁止す。
- (2) 財政上の理由よりなざるもの
 - 煙草の製造又は輸入、鹽、樟腦の販賣、信書の送達等は一般に營業するを禁止す。

(3) 公法上の理由よりするもの

官吏並に其の家族は本屬長官の許可、有給の市町村長は府縣知事の認可を得ざれば商業を営み得ず。

其の他會社の無限責任社員、株式會社の取締役、支配人、代理人等は無承諾にて自己又は第三者の爲に同一營業部類に屬する商行為を爲し又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員たる事を得ざる等、**營業禁止**の規定存す。(商法三二・三三・三八・六〇)又銀行の常務に従事する取締役、支配人は他の會社の常務に従事せんとする時は主務大臣の許可を要す。

營業禁止

商業使用人の意義

第二節 商業使用人

一、**商業使用人の意義** 小規模の商業に在りては商人單獨にて其の業務を執行することを得るも、斯くの如きは極めて稀有にして、**一般の商業經營は殆んど精神的に肉體的に種々他人の手傳を要す。**而して商人は必要に應じて此等の手傳人を雇傭す。かゝるものを**商業使用人と稱し、商業經營の大規模に行はるゝ現代に於て絶對的に不可缺のものなり。**されば現代商業に在りては商人

商業使用人の種類

は單に指導機關たるに止り、其の執行は商業使用人に依りて行はると云ふも過言に非ず。

二、**商業使用人の種類** 商業使用人は老幼男女の別より、或は勤務の肉體的なるか精神的なるかより、或は其の職務の管理技術事務等の中何れに屬するか等種々の點より分類することを得るも、就中重要なるは職務の相異よりする分類なり。されど其は各論に譲り、此處には單に法律上よりの區別を述ぶるに止む。

支配人

商業使用人は商店内部の事務を執掌するに止らず、仕入・販賣・通信等外部にも種々交渉を生ずること多し。其の場合に各自の職責を完全に果さんが爲には、主人たる商人を代表して法律上効果ある行為を爲す権限あるを要す。其の主人を代理する権限の有無廣狹によりて**支配人**、番頭及び手代、其の他の使用人の三に分つ。

(1) **支配人** (Procurator; manager) 此は主人に代りて其の營業に關する裁判上又は裁

判外一切の行爲をなす権限を有するものにして番頭其他の使用人を選任又は解任し得。しかも此の代理權は縱令主人が制限するも、以て之を知らざりし第三者に對抗するを得ざるなり。斯くの如く支配人は其の權限強大なれば主人のために競業禁止の制度(前節参照)を認むると同時に、主人をして其の選任解任を登記せしむるものとす。(商法第三十二條迄)

番頭・手代

(2) **番頭又は手代** 主人より委任せられたる或種類の事項例へば仕入若くは販賣と謂ふが如き一類の事に關し、若くは或特定の事項例へば某品の販賣と云ふが如き一事件に付きてのみ代理權を行ひ得るものなり。(同第三十三條)

(3) **其他の使用人** 下級の使用人にして代理權を有せざるを原則とし、特に主人より代理權を委任されたる場合にのみ之を行ふことを得。(同第三十四條)

商業使用人と主人との關係

雇傭條件

三、商業使用人と主人との關係 此の關係は雇傭契約若くは慣習により決定せらる。商業使用人には工場労働者の如き工場生活に於ける傷害疾病等の危険存せずと雖も、精神上、肉體上特殊の危害存す。加之、現代大規模商業經營の隆盛は益々使用人の立場を窮迫ならしめつゝあり。之れたゞに商業使用人の問題に非ずして全國民の問題なり。されば近年國家が法律の力を以て其の雇傭條件に關し適當の手段を講ずべしとの聲高し。雇傭條件の主なるものを擧ぐれば給料勤務時間及び休日解傭豫告期間福利施設等なりとす。次に當事者各自に關しては先づ主人は使用人の人格を認め可及的雇傭條件の改善を圖ると同時に、各使用人に付き充分に調査し適材を適所に配置して能率を發揚せしむべく、他方使用人は其の商業の執行機關たる社會的使命を自覺して誠心業務に當ると

共に、知識の研磨精神の修養を怠らず將來の向上に努むべきなり。

第三節 補助商人

第一項 補助商人の意義及び種類

補助商人の
意義
仲介商業者
手数料商人

商業發達して其の取引複雑となり且其の範圍廣大となるに及んで、商業使用人の如く或一定せる商人に從屬する事無くして他人の商業を補助執行する所の機關新たに起れり。此は使用人の如く商人より雇傭せらるゝものに非ず、委任せらるゝものにして其の地位獨立せるを以て補助商人と稱す。又俗に法律上の形態より觀察して仲介商業者と云ひ、又其の計算が全然他人の計算にして單に爲したる勤勞に對し報酬として手数料を收むるに過ぎざるを以て手数料商人とも謂ふ。
現代商人がかゝる補助商人に自己固有の業務を委任せしむるは通常次の場合に生ず。

(一) 賣買其の他の商行爲に付き特別の資格經驗を要する場合

(二) 賣買其の他の商行爲に付き知識の不足せる場合

(三) 隔地間に於ける取引上の困難を除去する場合にして、普通(イ)支店の設立、使用人の派遣には費用大にして引合はざる時、(ロ)人情風俗言語等の相違の爲外來商人に不便多き時等。

(四) 時としては本人の資力信用の不足せる場合。

補助商人にして我が法制に認めらるゝものに五あり。代理商、

仲立人間屋運送取扱人及び取引所取引員又は會員是れなり。

第二項 代理商

一、代理商の意義 代理商とは使用人に非ずして一定の商人の爲に平常其の營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲すものを謂ふ。此の一定の商人の爲に働く點に於て仲立業・問屋と異り、自己の名義を以てせず本人の名義を用ひて處理する點に於て問屋と相違す。

代理商の權利義務

ニ代理商の權利義務 代理商が代理又は媒介を爲すによりて本人との間に生ずる法律關係を見るに、代理商は使用人に非ずして獨立せる商人なれども、本人に對する關係頗る密接なれば、其の義務又輕からず。即ち代理商は本人の許諾あるに非ざれば、自己又は第三者の爲に本人の營業部類に屬する商行爲をなし、又は同種の營業を目的とする會社の無限責任社員となることを得ず。若し之に違反したる時は、本人は自己の爲に代理商がなしたるものと看做し、之より生ずる利益を收得すべし。

一方代理商の本人に對する權利の主なるものは、其の代理又は媒介行爲に對して、本人より約定の手續料を得、其の行爲より生ずる債權例へば立替金等に關しては、本人の爲に占有するものを留置することを得るなり。

次に代理商には、其の取扱ふ商行爲の種類に従ひて、Selling agent 販賣代理店、

代理商の種類

購入代理店、銀行代理店、保險代理店、船舶代理店等の別あり。
Buying agent; Banking agent; Insurance agent; Shipping agent etc.

第三項 仲立人

仲立人の意義

一、仲立人の意義 仲立人とは代理商の如く、或一定の商人に永續的に從屬することなく、任意の他人間に於ける商行爲を媒介するを業とするものを謂ふ。斯く單なる仲介なれば、特別の意思表示又は慣習あるに非ざれば、其の仲介行爲につき支拂、其の他の給付を受くることを得ざるものとす。

仲立人の權利義務

ニ、仲立人の權利義務 仲立人は賣買の成立するや、直ちに各當事者の氏名又は商號、行爲の年月日及び其の要領を記載したる書面、即ち仲立人證書を作成し、署名の上之を各當事者に交付し、且當事者が直ちに履行を爲すべき場合の外は、右書面に各當事者をして署名せしめたる上、之を相手方に交附せざるべからず。又自ら帳簿を備へ、前記の事項を記載し置き、當事者の請求により、其の謄本

を交附するを要す。更に仲立人は代理商の如く當事者双方の名を現はし、兩者をして直接に取引なさしむるを原則とするも、當事者が其の氏名、商號を相手方に示さざる旨を仲立人に命じたるときは之に従はざるべからず。此の場合には相手方に對し自ら契約履行の責に任ず。

仲立人は營業として仲介を爲す時は報酬を請求し得るは勿論なり。但し仲立人證書作成後に非ざれば之を請求し得ず。通例仲立人手數料は當事者双方平分して負擔するものとす。

今仲立人の主なるものを擧ぐれば貨物賣買仲立人、金錢有價證券仲立人、船舶周旋人、陸上運送仲立人、保險仲立人等なり。手形仲立人と云ふは金錢有價證券仲立人中最も發達せるものなり。

第四項 問屋

一、問屋の意義 問屋とは自己の名を以て他人の爲に物品の販賣
Commission agent, factor

仲立人の種類

問屋の意義

又は買入を爲すを業とする者を謂ふ。故に之を代理商又は仲立人に比するに、此等兩者は他人の名と計算とを以て賣買するが故に、動もすれば本人に對し服從的關係を生じ易し。然るに問屋は他人の爲に自己の名を以てするが爲に自己の資本、信用、技能等を以て能く此等の缺乏せる本人を補助し、其の地位勢力却つて本人に優れる場合多し。俗に問屋を卸賣業の意味に用ひ、又は運送取扱人を呼ぶに廻漕問屋など云ふことあるも、是等は茲に所謂問屋に非ず。

二、問屋の權利義務 問屋は自己の名を以てするにより委任者即ち本人に對しては代理の關係なるも、賣買の相手方に對しては當然其の當事者として自ら權利を得、義務を負ふ。されば本人が契約を履行せざる時は問屋自ら履行する責任を有す。

問屋の經營業務は結局委託買付と委託販賣とに歸着す。而し

問屋の權利義務

て之等に指値を附するや否やによりて指直委託販賣と指直委託買付及び成行委託販賣と成行委託買付とに細分さる。問屋が指直委託にて買付又は販賣をなしたる場合に、若しその指直より廉價に販賣し又は高價に買付けたる時は問屋自ら其の差額を負担すべし。

又問屋は委託を受けたる時は必ず相手方を見付けて實行すべく、自ら本人に對し賣主又は買主となるを得ざるを原則とするも、取引所の相場ある物品に限り自ら賣主又は買主たることを得べし。但し此の場合の賣買代價は契約成立の通知を發したる時の取引所相場によりて之を定む。之を問屋の介入權、又は自約權と謂ふ。

問屋は其の業務を處理したる時は計算書を本人に送附すべく、買付の場合には買付原價の外、勤勞報酬たる口錢其の他の諸掛を

介入權

Commission : Factorage

問屋の種類

加へ其の總額を請求し、販賣の場合には賣上高より口錢其の他の諸掛を差引きたる手取金を送金す。口錢は介入權を行使せる時も請求することを得べし。其の他業務執行上生じたる債權に關しては代理商同様留置權を有す。
通例問屋は其の取扱ふ商品の種類により分業して穀物問屋石炭問屋等の種別存す。

Corn factor

第五項 運送取扱人

運送取扱人の意義

一。運送取扱人の意義 運送取扱人とは自己の名を以て物品運送の取次を爲すを業とするものを謂ふ。即ち問屋が自己の名を以て他人の爲に物品賣買を爲すが如く、自己の名を以て他人の爲に

Forwarding agent

其の計算を以て物品運送の契約を爲し口錢を取るものなり。

二。運送取扱人の權利義務 運送取扱人は出荷者に對しては運送品の受取引渡保管運送人又は他の運送取扱人の選擇を引受け、且

運送取扱人の權利義務

自己又は自己の使用人の過失より生じたる運送品の滅失・毀損・延着に就き損害賠償の責に任ず。是れ又留置權を有するも其の範圍仲立人・代理商等に比して狭く、唯其の受取るべき報酬運賃其の他委託者の爲になしたる立替金又は前貸に就きてのみ行使し得るに過ぎず。

我が國に於ては未だ純然たる運送取扱人無く、所謂廻漕・問屋・運送問屋などと稱するものは豫め自ら一定の運賃を定めて委託者の荷物を引取り、自己の計算を以て鐵道又は船舶に託送するものにして、全然他人の計算を以て運送を引合ひ、口錢を得る如きものを見ず。

第六項 取引所取引員及び會員

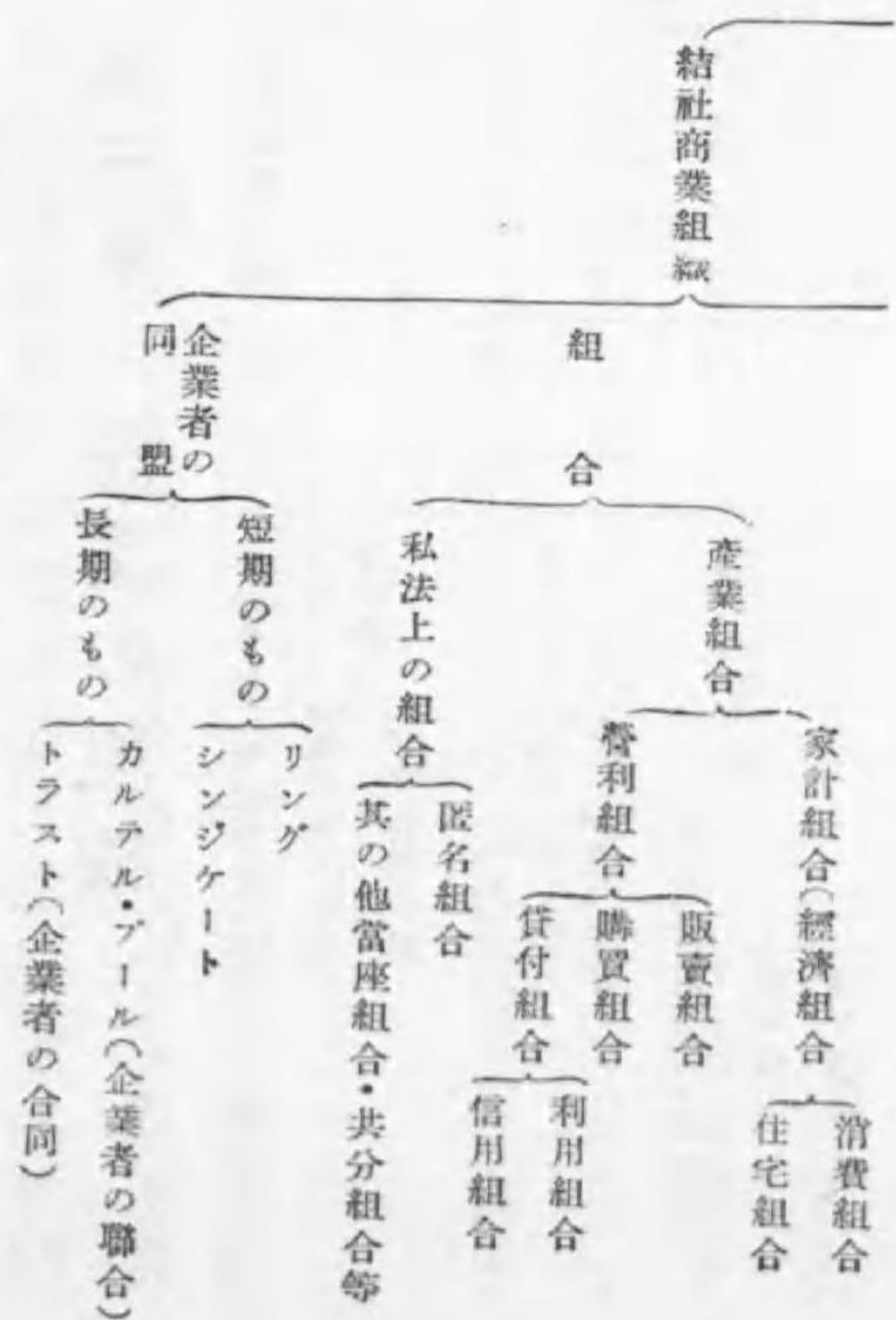
取引所取引員及び會員は自己の名を以て自己又は他人の計算にて取引所に於て賣買取引を爲すものを謂ふ。されば他人の計

取引所取引員及び會員

算にて賣買することあるを以て補助商人の一種なり。又自己の名を以て他人の爲に物品の賣買を爲すを業とするといふ點に於ては問屋と相似せるも、一定の免許資格を有すると取引所外の取引を仲介せざると介入權を行使し得ざる點に於て問屋と異なる。尙、之に關して詳細は「取引所」に於て論ずべし。

第三章 商業の組織





第一節 總説

現代の商業が營利を目的とする企業なることは既に述べたり。されば商業に従事する商人は其の經營に當りて最も有利なる如く資本・勞務等を結合組織せんと努むるは當然なり。かゝる組織を商業組織と稱し、其の主體が一人の自然人なるか又は若干數の

自然人の集團なるかによりて個人商業組織(又は單に個人商業と結社商業組織又は結社商業)とに分つ。結社商業は又共同商業とも稱す。

第二節 個人商業

個人商業の意義
利害得失

一、個人商業の意義 個人商業は家族の力を藉り或は使用人を雇ふと雖も、事業上の損益は悉く一人の自然人なる主體に歸着するものなり。歴史的發達の上より論ずれば個人商業は結社商業よりも其の起源古く、又其の數の上より云ふも現代經濟社會に於て最も廣く行はる。

二、其の利害得失 斯く個人商業は其の主體唯一人なるを以て(一)事業經營上少しも他人の干渉を受くることなく迅速且臨機應變的に事務を處理し得べく、(二)又事業の損益は擧げて其の一身に歸するを以て自ら全力を傾倒し、能ふ限りの注意と熱心とを以て業

務に従ひ得る長所を有す。(三)殊に特定個人の技能・聲望によること大なる事業にとりては唯一の商業組織なりとす。然れども元來(一)個人の能力資本には限りある爲、近世的大經營には適せざるのみならず、(二)事業の損益總て双肩に落つる結果として危険性に富む種類の事業を避くる缺點あり。(三)加之、個人の盛衰存亡は直ちに事業に影響し、一朝當業者死亡せんか、後繼者必ずしも該事業に適當するや不確實なるを以て永年に亘る事業に適せず。以上の特徴よりして個人商業は多額の固定資本又は勞力を要せず、常に變化極りなき市場を相手に自由且敏速の活動を要する賣買商業に最も適す。

第三節 結社商業

一、意義及び種類 結社商業とは其の組織主體が二人以上の自然人の集團よりなれるものを謂ひ、個人商業より遙かに遅れて發達

結社商業の
意義

したる形態にして、個人商業に於ける前述の缺點を補はんが爲に現れたるなり。結社商業は更に會社・組合・企業者同盟の三に細別せらる。

世上又國家地方公共團體の如き公法人のなす商業(例へば煙草、樟腦等の販賣)を官業と云ひ、結社商業の一種として説くことあるも、元來之等公法人は營利の目的を以て組織されたるものに非ざれば本書には之を省略す。

官業

二、其の利害得失 結社商業は其の主體が集團なるを以て(一)個人商業に於ける資本能力の限度を擴張し、(二)個人の盛衰存亡に左右せられたる個人商業の缺陷を補充す。殊に其の中の或もの例へば株式會社の如きは主體の責任を有限となす故、個人商業の如く危険に富む事業を回避するの缺點無し。されど長所は必ず反面に短所を生ず。即ち注意・熱心・責任の自覺・事務の敏活等の點に於

利害得失

て個人商業に劣るは已むを得ざる所なり。以上を要するに結社商業は個人商業と其の長短相表裏するものなれば多額の固定資本を要する運送業倉庫業の如き、又莫大なる流動資本を用ふる銀行業の如き商業補助業には適するも、賣買商業には不適當なりと論斷せざるべからず。然れども近時經濟界に大經營隆盛の傾向あり、賣買商業にも同一の傾向行はるゝが如し。貿易商館百貨商店に陸續會社組織の發生するは此の爲なり。

第四節 會社

會社の意義

一。會社の意義 會社とは營利事業を營む爲、數人以上にて組織する共同體にして結社商業中最も重要なるものなり。以下我が法制によりて説明せん。

營利を目的とする數人以上の共同體を以て會社たらしむるには法律の規定に據り設立し、登記をなして法人たる資格を認めら

定款

會社の事業責任

無限責任

るゝを要す。かくて會社は法制上會社を組成する各員より離れたる一の獨立人格となるなり。更に會社は其の創設及び存在の爲、設立契約を必要となす。此の契約を文書に作りたるものを定款と云ふ。宛も國に憲法あるが如し。

二。會社の事業責任 會社の事業上の責任は會社自身之を負ふべきこと言を俟たざるところなれども、其中會社に生ぜし債務に就き會社及び組成員が外部に對し如何に責を負ふやは分ちて二とすべし。

1. 無限責任

Unlimited liability

會社が其の生じたる債務に對し外部に無限の責任を負はんとする場合には會社は一定の資本を擁するのみなるを以て、此の責任は組成員之を負はざるべからず。かくて生ずる社員の無限責任とは會社の財産を以て外部の債務を完済し能はざる場合に社員が連帶して各自の財産を提供し、以て會社の債務

有限責任

を辨濟すべき責任を指稱す。

2. **有限責任** Unlimited Liability 有限責任の會社は外部に生じたる債務に就き會社の財産を以て處理し、清算して尙不足を生ずるも、其の責を負はざるものなり。さればかゝる會社の組成員の責任は各自の引受けたる出資額を以て其の限度となす。

會社の種類

三. 會社の種類 法律上會社を分ちて四とし、信用・技能の結合を主たる目的となすを合名會社及び合資會社となし、資本の集積を主たる目的として組織せるを株式會社及び株式合資會社となす。

合名會社

四. **合名會社** General Partnership 合名會社は無限責任の會社なり。即ち會社が外部に對し無限責任を帶ぶる所以は、其の組成する社員が會社の事業上より生じたる債務につき各自連帶して全財産を提供し、之が辨濟に當るべき義務を有するが故なり。

各社員は金銭財産・債權の外、勞務をも出資し得べく且會社の業

社員の營業
禁止

務の執行に關しても各自皆會社を代表してなし得べきも、特に社員中より會社を代表すべき業務執行社員を定むることあり。何れにしても社員は其の責任重大なれば他の社員の承諾を得るに非ざれば、自己又は他人の爲に其の會社の營業部類に屬する商行為をなし、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員となることを得ざるものとす。

以上の性質より鑑みて合名會社は互に信任せるもの例へば兄弟親族の如きが相寄りて商業を營むに適す。(商法第四十九條より百三條)

合資會社

五. **合資會社** Limited Partnership 合資會社は無限責任及び有限責任の兩種社員を以て組織せらる。

無限責任社員Partners with unlimited liabilityの責任及び出資は合名會社の社員と同じく、各會社を代表し業務を執行する任に當るものなり。

有限責任社員Partners with limited liabilityの出資は金銭、其の他の財産のみに限られ、其の責

任は出資額を限りとす。而して特に定款に定めざれば會社の代表及び業務の執行に當らず、單に監視權を有するのみ。

合資會社も亦合名會社の如く信用又は技能を結合して商事を營まんとする組織なれど、資本の足らざる所は、即ち出資者たる有限責任社員を加へて組成するものなり、但し其の出資は株式の如く一定の金額に分たるゝことなし。(同第百四條より百十八條)

六、株式會社 株式會社は資本金を株式に分ち之に出資せる株主Share-holdersより成る有限責任の會社なり。株主の責任は其の有する株式金額を限度とし、株式所有の證として會社の交付する株券は自由に讓渡することを得べし。Share Certificates

株式は必ず均一に分たれ其の金額は五拾圓以上たるべく、概ね數回に分ち拂込むも、若し一時に全額拂込をなす場合には一株の金額を貳拾圓迄減ずることを得。

株式會社

株式會社の機關

取締役

監査役

株主總會

株式會社の特徴

株式會社には必要なる機關三あり。

1、營業機關としては株主中より取締役を選任して業務を執行せしむ。取締役は三名以上にして、互選の上専務取締役社長等を定め會社を代表せしむ。Directors

2、監督機關としては株主中より一名以上の監査役を選出し、營業及び會計の監督・調査の任に當らしむ。Auditors

3、株主の意思決定機關としては定期又は臨時に株主總會の開かるゝあり。總會は取締役・監査役を選び、業務の報告を認否し、重要事項を決議し、以て株主の意思を決定す。General meeting of share-holders

近世資本集積の傾向著しく株式會社の設立愈々多きは該會社が左の特質を有するが爲なり。

イ、株式 即ち一定の金額に分たれたる株式は其の株主に於て全額を拂込む義務あれども、此の義務を超えて何等の責任無し。

而して株式の所有を證する株券の譲渡は自由且容易にして株主は何時にても株主たる地位より脱するを得べし。又株式會社は多數の株主より成るが故に、企業上の危険は多數人の頭上に分配せらる。之等の特徴は自ら多數者の出資を招き資本の集成を促せるなり。

ロ、營業機關 多數株主は株主總會に於て意見を述べ利益の配當を受くるも、直接經營に與るものにあらず。經營は技倆經驗に富める適任者を選出して當らしむるものなれば、出資と經營とは分業となり、各自其の長所を發揮して全體の發達を資くることを得。(同第二百三十九條より二百五十四條)

株式合資會社

七、株式合資會社 Joint Stock Limited Partnership 株式合資會社は無限責任の社員と有限責任の株主より成る組織にして、合資會社の有限責任社員の出資に當る部分を此の會社にありては株式となして資本の集成を容易なら

しめたるものなり。

營業機關としては社員中より取締役を選び、業務の監督機關として監査役を株主中より任命し、外に株主總會を設く。但し此の總會には社員も出席して意見を陳ぶることを得るも議決權を有せざるものとす。(同第二百三十五條より二百五十四條)

第五節 組合

古來組合なる語は同業組合・産業組合・労働組合・私法上の組合等種々の意義に使用せらるゝも、こゝにいふ商業組織としての組合は其の内産業組合と私法上の組合とを指稱す。本邦法制に於ては前者に法人たる資格を認むるも後者には之を認めず。

第一項 産業組合

一、意義 産業組合とは共同の業務經營によりて各自の家計又は營業を助成補充するを目的として設立したる組織を云ひ、其の組

組合の意義

組合と會社との差異

成する人を組合員と名付く。主として中流以下の人々が近世資本主義の發展より生ぜる大資本經營の脅威に對抗して自衛する爲に團結せるなり。

如斯組合は組合員の業務を補充又は助成するものなるにより組合と組合員との關係は會社と其の組織員たる社員株主との關係に比して非常に密接にして、組合員は單に出資義務に止らず通常物品の供給或は物品の購買等の義務をも負擔す。之れ組合の一大特徴を爲すものにして此の關係にして消滅せんか、組合は變じて會社となるなり。

組合の種類
經濟組合

二組合の種類 組合は其の助成補充する目的が組合員の家計なりや營業なりやに依つて營利組合と經濟組合(又は家計組合)に分つ。經濟組合には食料品其他日用生活品を供給する消費組合又は住宅を供給する住宅組合等あるも、商業組織としては關係

消費組合
住宅組合

營利組合
貸付組合

なければ詳細の説明を省く。營利組合は更に別ちて販賣・購買・貸付組合の三となり、その内貸付組合は物品の貸付を目的とするか、金錢の貸付を目的とするかにより利用組合と信用組合とに細別さる。

販賣組合

(1) 販賣組合 組合員の生産物をその儘又は加工して共同販賣

Co-operative Sale Societies

に附し、以て小經營による不利を免れんが爲に設立するものなり。

購買組合

(2) 購買組合 組合員各自の營業に必要な原料其他の物品

Distributive Co-operations

を、共同購入又は共同生産等の協力手段により能ふ限り廉價に仕入れんが爲に設立するものなり。

利用組合

(3) 利用組合 組合員各自の營業に有用なるも小資力にては到底

Productive Co-operations

利用し得ざる高價なる設備・機械等を、協力により獲得使用して大經營の利益に均霑せんが爲に設立せるものなり。

信用組合

(4) 信用組合 不足せる資本信用を協同の力によりて充足せん

Co-operative Credit Societies

が爲に設立する金融機關にして組合員の預金も取扱ふ。

本邦に於ては三十數年前産業組合法制定後數次の改正を見、現在に於ては社團法人たる信用購買販買及び利用組合の四種を認めたり。然れ共各組合獨立して營むよりは寧ろ互に相助くるを可とするが故に兼營を許せり。又同法は上記以外に産業組合聯合會及び産業組合中央會なるものを設く。何れも社團法人にして前者は前述の組合が聯合して成れるものにして、信用組合聯合會販賣組合聯合會購買組合聯合會利用組合聯合會の四種あり。何れも所屬組合に對して其の種の業務を行ふものなり。後者は産業組合及び産業組合聯合會の中央機關にして全國を通じて唯一個とし、組合及び聯合會の聯絡を圖り、兼ねて斯業の普及發達を期す。最近更に産業組合中央金庫の設立を認む。此は有限責任社團法人にして政府産業組合及び産業組合聯合會を出資者とし、

産業組合聯合會

産業組合中央會

産業組合中央金庫

拂込資本金の十倍を限りて産業債券の發行を許し、以て諸産業組合の中樞金融機關たらしめんとするものなり。

(註) 參照法令産業組合法、産業組合中央金庫法

第二項 私法上の組合

一、私法上の組合の意義 私法上の組合とは全く組合員の自由契約に基き資力を合して共同の事業を營まんが爲に作る組織を云ふ。組合員は私法上の規程に従ひ任意に之を設立解散することを得べく、其の目的たる事業は何等制限なければ營利的たると否とを問はざるなり。されば此の組合は單なる契約に根據を置く組合員の集合に過ぎずして、組合は組合員を離れて獨立の存在なし。此の點獨立の法人格を有する會社及び前記産業組合とは異なる。

二、私法上の組合の種類 かく此の組合は契約に基くが故に商業

私法上の組合の意義

本組合と會社との差異

本組合の種類

當座組合
共分組合

匿名組合

組織に應用さるゝに當りても種々のものを作り得べし。例へば共通の計算を以て一時的商取引又は作業を爲すを目的とするもの、又は二人以上各自別々に一時的商取引又は作業を爲し、又は商業を營み、之より生じたる利益を分配するものなど作り得。我が舊商法に於ては前者を當座組合、後者を共分組合と稱したりき。斯く種々の組合を設け得るも、其中特に重要にして現行商法にも規定さるゝものを匿名組合とす。

三、匿名組合 匿名組合は一方が資金を醸出して營業を監視し、他方が自己の名を以て専ら商業に従ひ、其の利益を兩者に分配するの契約にて成立する組織なり、前者を匿名組合員、後者を營業者と稱す。而して匿名組合員の出資は營業者の財産に歸するものとす。其の代り匿名組合員自身の氏氏名又は商號を該營業の商號に出さざる限り、換言せば匿名なる限り營業者の行爲に付き第三

者に對して權利義務を有せざるなり。是れ匿名組合の名の起れる所以なり。(商法第二百九十七條以下三百四十四條)

此の組合は經驗に富み商才を有するも資本に乏しきものが、資本を藏するも自ら名義を出し事業を營むを避くるものと提携して事業を營む場合に適す。

第六節 企業者同盟

企業者同盟
の意義

一、企業者同盟の意義 前世紀後半より勃興せる大經營の流行は自由競争の確立と相俟つて小企業者を壓迫せるが、同時に自らも生産過剰、不景氣襲來のため損害を蒙りたりき。斯くて自殺的競争の排除、緩和價格の調節及び利潤の増加を目的として、數個の企業が同盟して市場に對し共同一致の歩調を取ること起れり。かかる市場獨占を目的とする企業者の合同を、企業者同盟とは稱するなり。自己防衛の同盟たること産業組合に似たるも、彼は小企

企業者同盟
の種類

リング
シンヂケ
ー

業者の同盟にして此は大企業者の同盟なり。
二企業者同盟の種類 此の同盟には短期のものあり、長期のものあり。短期のものには買占又は賣崩等により投機的利益を獲得せんとする同業者の一次的同盟即ち「リング」とか、公債其の他證券の共同引受及び賣出の爲にのみ作らるる「同盟即ち「シンヂケート」とか是に屬す。「リング」は取引所取引員又は會員間「シンヂケート」は銀行間に於て多く見る所なり。長期のものには通常次の二あり。

企業者の聯
合
カル
テル
プ
ール

(1) 企業者の聯合 原語のまゝ「カルテル」(獨)「プール」(米)等と稱す。契約により特定の期間、企業を聯合し市場の調節を圖るを目的とするものなるも、各企業は協定以外の事項に關しては經濟的獨立を完全に維持す。協定事項は普通次の如きものなり。(イ)掛賣支拂條件等の協定、(ロ)原料買入の最高價格又は製品販賣の最低價格

企業者の合
同
トラス
ト

の協定、(ハ)販路分割を目的とする地方的境界の協定、(ニ)從來の生産能力に應じ各工場の生産額を定むる協定、(ホ)生産物の販賣を悉く中央本部に委託する協定等存す。其の法律上の形式は單なる契約關係に止ること多きも、時には産業組合株式會社の形態をとることあり。

巨大株式會
社
持株會社

(2) 企業者の合同 之れ又原語の儘「トラスト」と呼ばる。加盟企業を全然合併して市場調節を圖るものにして、各加盟企業はその獨立を失ふものとす。元來米國に於て發生したる當時は各加盟者の株式又は持分を「トラスト」委員に引渡し、委員は之に「信託證書」を交付し、爾來は此の少數委員が數十の企業を指揮したるも、有名なるトラスト取締法施行後は直接多數の經營を指揮する「巨大株式會社」か、又は加盟會社の株式の過半数を取得し、之を支配する「持株會社」かに化したり。後者即ち持株會社の時には前者即ち「巨大株式會社」に化したり。後者即ち持株會社の時には前者即ち「巨大株式會社」に化したり。

株式會社の場合と異りて持株會社の管理する各株式會社は形式上依然存續す。英米のものは主として巨大株式會社なり。

右の中商業に最も重大なる關係あるは「プール」「シンチケート」等短期の企業者同盟にして、「カルテル」「トラスト」等長期のものは寧ろ工業に適するものと云ふべし。

第四章 商業資本

商業資本の意義

一。商業資本の意義 **資本**とは利殖の爲に使用する財産なり。あらゆる企業は其の要素として勞力以外に資本を缺くべからず、殊に農業工業に比して勞力に依頼すること少き商業に於ては資本の地位更に重要なり。かゝる商業に用ふる資本を商業資本と稱す。近來手形有價證券等信用制度の發達は資本の節約を促したるも、信用の基礎は結局資本に歸するを免がれざるを以て、人にし

商業資本の種類

て全然無資本ならんか到底其の恩澤に浴すべからず。更に軌近大經營の隆盛は却つて資本増加の傾向を強めつゝあり。

二。商業資本の種類 商業上に於ける資本は之を流動資本と固定資本とに分つべし。

流動資本

(1) **流動資本** 此の資本は唯一回の使用によりて其の職能の全部を盡すものにして、其の主なるものは貨幣及び商品とす。貨幣は一回の拂出、商品は一回の賣却により其の都度用務を了る。故に營業上より見るときは終始變形流動すべし。

固定資本

(2) **固定資本** 此は一回の使用によりその職能の全部を盡さず、幾百千回の使用に堪へて永續的に其の職能を現はす資本にして營業所用土地、店舗、倉庫、器械、器具等の形態にあるものを稱す。

元入資本
借入資本

其の他資本を分類して資本の所有權者が商人自身なりや他人なりやにより**自己資本**(又は元入資本)、**他人資本**(又は借入資本)とす

約定利率

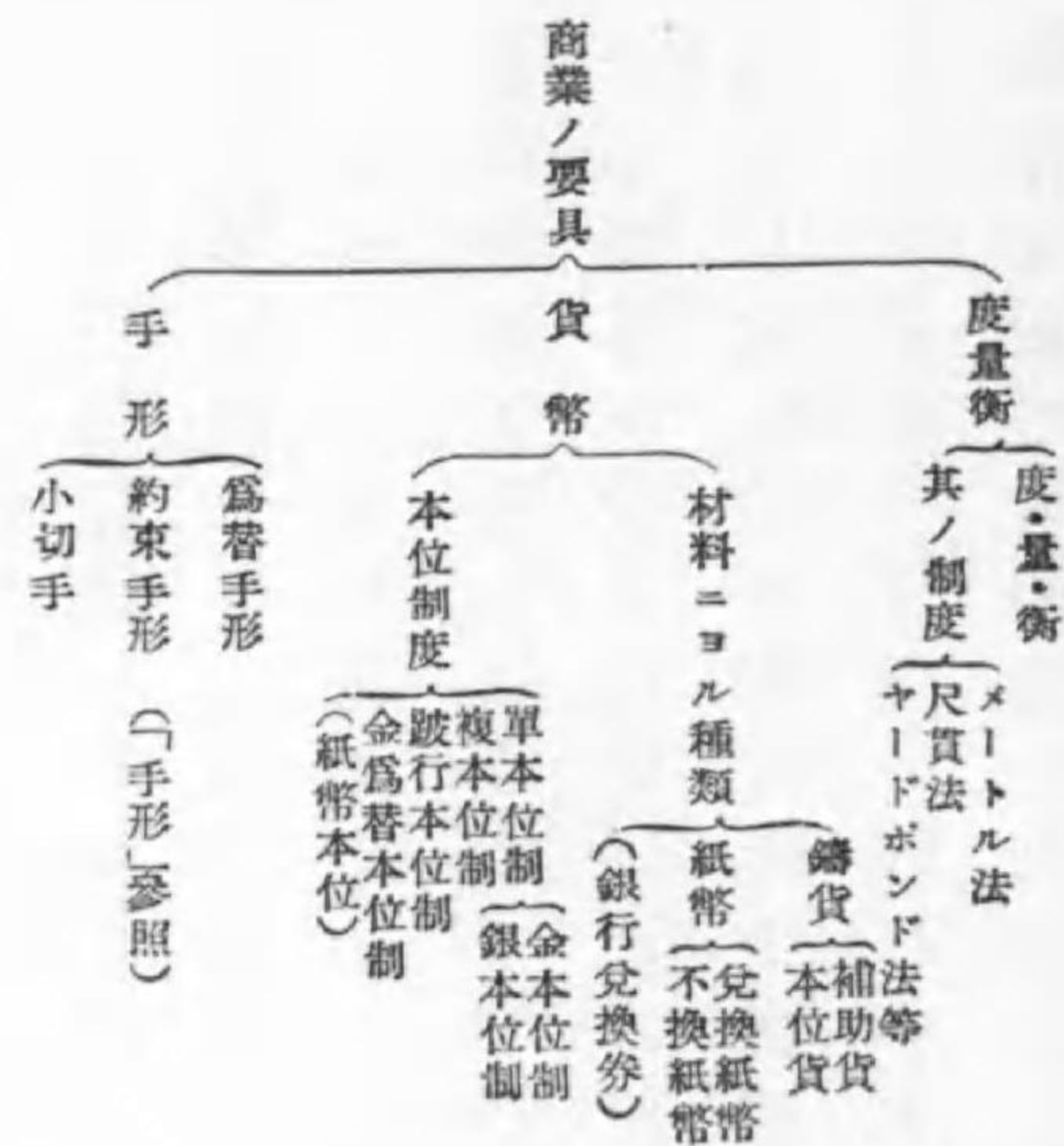
ることあり。他人資本は通例借入金に外ならざるも、會社にありては時としては社債の形式をとる。何れにしても商人自體にとりて真正の意味の資本に非ず。他人資本には利息を支拂ふを要し利息の高は通常利率によりて定まる。利率は貸主借主相互の契約によりて自由に定め得べきも、法律は借主に對する不當の壓迫を救はんが爲に左の如き制限を設く。(利息制限法第二條)

元金	百圓未滿	一ケ年に付き	百分の十五
	百圓以上千圓未滿	同	百分の十二
	千圓以上	同	百分の十以下

法定利率

利息を生ずべき債權にして其の利率を豫め定めざりし場合には、其の紛争を避くる爲法律は特に率を定む。之を法定利率と稱し、民事の其は年五分にして商事の其は年六分とす。
Leg. Rate of Interest

第五章 商業の要具



商業取引に於て極めて重要な要具三あり、度量衡、貨幣及び手形之なり。就中度量衡は商業の目的物の實質を計量する尺度にして、貨幣は價值を計量する尺度なれば、賣買取引上須臾も缺くべからざる要件たり。

度量衡制度

第一節 度量衡

一、度量衡制度 度とは長さを、量とは分量を、衡とは重さをいひ、此の語は又其の器具の稱にも用ひらる。

吾人の日常生活に長、量、重の三者を測るの必要あるは勿論にして、特に商品賣買に於て之が計量は取引の要件たるべく、其の測器にして正確且統一あるに非ずんば價格も變轉極りなく、經濟社會の安寧を害するを以て、各國何れも度量衡の制度を設く。

然れども其の制度たるや各國の隨意に定むる所なれば、國際商業の頻繁となるに従つて勢ひ不便尠からず。爰に於て萬國劃一せる制度を設けんが爲、千八百七十二年巴里に國際度量衡會議を開催し、比較的理想に近き佛國の「メートル法」を採用するに決定せり。其の後「メートル法」は漸次多數の國家に實施さるゝに至れり。本邦に於ても明治十九年之に加盟し、「メートル法」を以て本邦度量

メートル法

衡の副法と定めたりしが、大正十年以來は從來尺貫法の基本度量衡たりしを改めて「メートル法」を基本とし、更に大正十三年七月よりは之が實施を勵行するに至れり。

二、「メートル法」metric systemに於ては度量の基本はメートル、衡の基本はキログラムとす。今其の名稱命位を掲ぐれば次の如し。

(1) 度	マイクロン	メートルの百萬分の一	(略字 μ)
	ミリメートル	メートルの千分の一	(mm 又は 耗)
	センチメートル	メートルの百分の一	(cm 又は 厘)
	デシメートル	メートルの十分の一	(dm)
	メートル		(m 又は 米)
	キロメートル	千メートル	(km 又は 耗)
(面積)	平方ミリメートル	平方メートルの百萬分の一	
	平方センチメートル	平方メートルの一萬分の一	
	平方デシメートル	平方メートルの百分の一	

	平方メートル		
	平方キロメートル	百萬平方メートル	
(2)量	立方センチメートル	立方メートルの百萬分の一	(cc)
	立方デシメートル	立方メートルの千分の一	
	立方メートル		
(3)衡	ミリグラム	キログラムの百萬分の一	(mg 又は 尅)
	グラム	キログラムの千分の一	(g 又は 瓦)
	キログラム		(kg 又は 疋)
	トン	千キログラム	(t 又は 噸)

土地又は液體の計量其他特殊の場合には次の如き名稱命位を用ふ。

(1)度	土地又は水面の面積	アール	百平方メートル	(a)
		ヘクタール	百アール	(ha)
	海面に於ける長	海里	千八百五十二メートル(浬)	

度量衡器

(2)量	液體	瓦斯體	粒狀物	又は粉狀物の量	
	ミリリットル	リットルの千分の一			(ml 又は 坵)
	デシリットル	リットルの十分の一			(dl 又は 湯)
	リットル	立方デシメートル			(l 又は 立)
	ヘクトリットル	百リットル			(hl 又は 垧)
	キロリットル	千リットル			(kl 又は 垧)
(3)衡	寶石の重量	カラット	二百ミリグラム		(ct)

其他本邦に古來使用せらるる、尺貫法、英國のヤードポンド法等の詳細は商業算術科に於て知るべければ此處には説明を省く。

三、度量衡器 度量衡器は其の性質上最も不變且精確なるを要す。されば「メートル」條約により巴里に設置されし度量衡萬國中央局に於て萬國原器を丁重に保管し各國には模製原器を交附す。「メートル」とは融解しつゝある純粹の水の氷の溫度に於ける「メートル」原器の示す長さにして、「キログラム」は「キログラム」原器の質量と

商慣習と度量衡

す。本邦に交附せられたる模製原器は商工大臣之を保管し之によりて副原器二組を作り、一は商工大臣、他は文部大臣之を保管して前記原器に代用す。

四、商慣習と度量衡 賣買には精確なる度量衡器を使用すべけれども商慣習にて端數を切捨つるものあり。又同じ稱呼にして計量を異にするもの尠からざるを以て、商業に従事する者はよく其の取扱商品の慣習を熟知せざるべからず。今説明の爲めに二三の慣習を列擧せん。

一碼は三尺〇一七五二なれど曲三尺鯨二尺四寸となす。

一封度は百二十匁九六なれど百二十匁とし洋斤と稱す。

又國內の慣習にて稱呼同じきも重量を異にするものあり。和斤は百六十匁を常とすれど商品によりて八十匁、百匁、百二十匁より二百匁、二百五十匁に至るものあり。

稱呼は同じきも度量衡の標準を異にするものあり。例へば石は穀物にて榊目なれど、木材の其は千才(一才角二間を一寸角とす)なる容積を示し、水産物の其は四十貫なる重量を示すが如し。
(註)参照法令 度量衡法・度量衡法施行令・度量衡法施行細則・メートル條約

第二節 貨幣

一、貨幣の意義及び種類 貨幣とは價値の標準となり、交換の媒介支拂の要具なる作用を爲すものを謂ふ。世上よく通貨なる語を用ふるも、此は現に通用する貨幣の義なり。
Money
Currency

かく貨幣は重要にして日常生活に片時も缺くべからざるものなれば、能ふ限り理想に近く缺點少き制度を確立すること肝要なり。されば各文明國は貨幣の製造及び發行の特權を政府自ら把持して其の任に當りつゝあり。

貨幣は其の材料の如何によりて鑄貨と紙幣とに大別す。鑄貨
Metallic money Paper money

貨幣の種類

貨幣の意義

の材料は金銀を主として銅鐵之に次ぐ。故に此等は金屬貨幣とも云ふ。

本位制度

本位貨

複本位制

單本位制

一、本位制度 國家は價值の基準たる貨幣の材料形式を決定し其の流通を強制するものとす。此の制度を本位制度と云ひ、斯かる公定の貨幣を**本位貨**と稱す。通例金貨又は銀貨の一を本位貨とすること多く、之を**金本位制**又は**銀本位制**と謂ふ。時としては金銀兩種の貨幣を本位貨とすることあり。此を**複本位制**と稱し、此に對して單一本位貨のものを**單本位制**と云ふ。金本位制最も廣く行はれ本邦英米獨等皆然り。銀本位制之に次ぎ南米諸邦暹羅支那等に行はる。

一國には又本位貨のみならず小額の支拂にあつる爲、本位金屬よりも劣質の金屬にて作れる通貨を必要とす。之を**補助貨**と云ひ通常本位貨と異りて實際の素材價值は貨幣の表面に記載され

名目貨幣

法貨

跛行本位制
爲替本位制

たる名稱價值よりも少し。かゝる貨幣を**名目貨幣**と稱す。されば本位貨は地金を提供せる國民の依頼に應じ、政府之を鑄造して與ふる**自由鑄造**を原則とするも**補助貨**は然らず。其の通用額も前者には制限なきも後者には制限を設く。如斯法律上強制的に通用力を認めたる貨幣を**法貨**と謂ふを以て、本位貨は大體無制限法貨にして**補助貨**は**制限法貨**なりとも云ひ得。

以上の單複兩本位制以外に其の變態なる**跛行本位制**、**金爲替本位制**なるもの存す。共に過渡期の制度にして前者は二種の本位貨を認め、共に無制限法貨とするも、内一種は自由鑄造をなさざるものにして、後者は名目上金本位制を採り價值の基準は金に據るも、銀貨を無制限法貨として流通せしめ、一定の比價を以て金貨又は金爲替に引換ふるものなり。金銀兩本位制にして銀貨の自由鑄造を制限する跛行本位制はラテン貨幣同盟加入國(伊佛白希等)

紙幣本位

紙幣

兌換紙幣
不換紙幣

に、金爲替本位制は英領印度・墨西哥等に行はる。又歐洲大戰、獨
 塊等の國に於ては不換紙幣濫發されて一時紙幣本位Paper standardともいふべ
 きもの現出せり。即ち其等の國に於ては鑄貨Paper standardに代りて不換紙幣
 が支拂の要具となり、價値の基準となりしなり。

三、紙幣及び銀行兌換券 紙幣は紙を以て材料とし國の領域を限
 り強制通用力を與へられたる貨幣にして、其の所持人の要求次第
 其の國の本位貨と引換ふるものを兌換紙幣Convertible paper moneyと云ひ、之に反し引換
 へざる紙幣を不換紙幣Inconvertible paper moneyと稱す。不換紙幣は其の名稱價値を維持
 すること難く、之を濫發せば一國の貨幣制度を紊亂し、經濟組織を
 破壊すべし。

兌換紙幣にても實際上財政の都合により動もすれば兌換を停
 止して不換紙幣となり易きものなれば、現時多數の文明國は其の
 中央銀行等に特權を與へて此に代るべきものを發行流通せしむ。

銀行兌換券
本邦貨幣及
び銀行券制
度

此を銀行兌換券と云ふ。

四、本邦貨幣及び銀行券制度 我が國は明治卅年以來金單本位制
 を採用し、純金二分を以て價値の標準とし之を圓と稱す。本位貨
 としては五圓・十圓・二十圓の三種の自由鑄造を認め、補助貨として
 は銀貨に二十錢・五十錢の二種、白銅貨に十錢・五錢、青銅貨に一錢・五
 厘を制限造幣す。更に補助貨には銀貨は十圓、白銅貨は五圓、青銅
 貨は一圓を限度として法貨たる資格を認む。

紙幣としては最近には緊急の必要ありし爲、大正六年十月以來十年四月迄十錢二十
 錢五十錢の小額紙幣を發行したることあるのみにして、他は全部兌換銀行券なり。
 即ち日本銀行・臺灣銀行及び朝鮮銀行に兌換券發行の特權を附與せり。但し朝鮮銀行
 及び臺灣銀行の兌換券は金銀貨の外日本銀行兌換券と引換ふべきものにて、前者は朝
 鮮内に限り後者は臺灣内に限り通用するものとす。

其の發行制度は屈伸制限法Elastic limit methodと云ふものにして、兌換券の發行には引換準備を必要と
 なす、即ち金銀貨又は地金銀Gold bullionを保有すべく之を正貨準備と云ひ、之に對して同額を發行

通貨の流通

するの外、政府發行の公債、大藏省證券、確實なる證券、株券及び社債券又は商業手形を保證として、日本銀行は一億二千萬圓、朝鮮銀行は五千萬圓、臺灣銀行は貳千萬圓までの發行を認めらる。此の證券の引當を保證準備と稱す。正貨保有高及び保證準備定額の合計を以て發行制限額となし、此の以内の發行により市場の需要を充し得る場合には發行餘力ありと呼ぶ。一般通貨の需要増大して發行餘力を剩さざるに至るも尙増發の必要を認むるときは、大藏大臣の許可を得て、更に保證準備と同一の物件を引當保證として、制限額以上の發行權を與へらる。此の場合の發行を制限外發行と稱し、五分以上の發行税を納付すべきものとす。

而して兌換券は一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の七種を發行す。

外に横濱正金銀行は銀と交換する銀行券を關東州及び支那にて發行することを得、但し發行高に對し同額の準備を要す。

三、通貨の流通 一國通貨の流通高の多寡は物價に影響を與ふる所大なるを以て商業經營者は常に注意を要す。本邦にては金貨は殆んど全く日本銀行の正貨準備として保有せらるゝを以て、實

金融

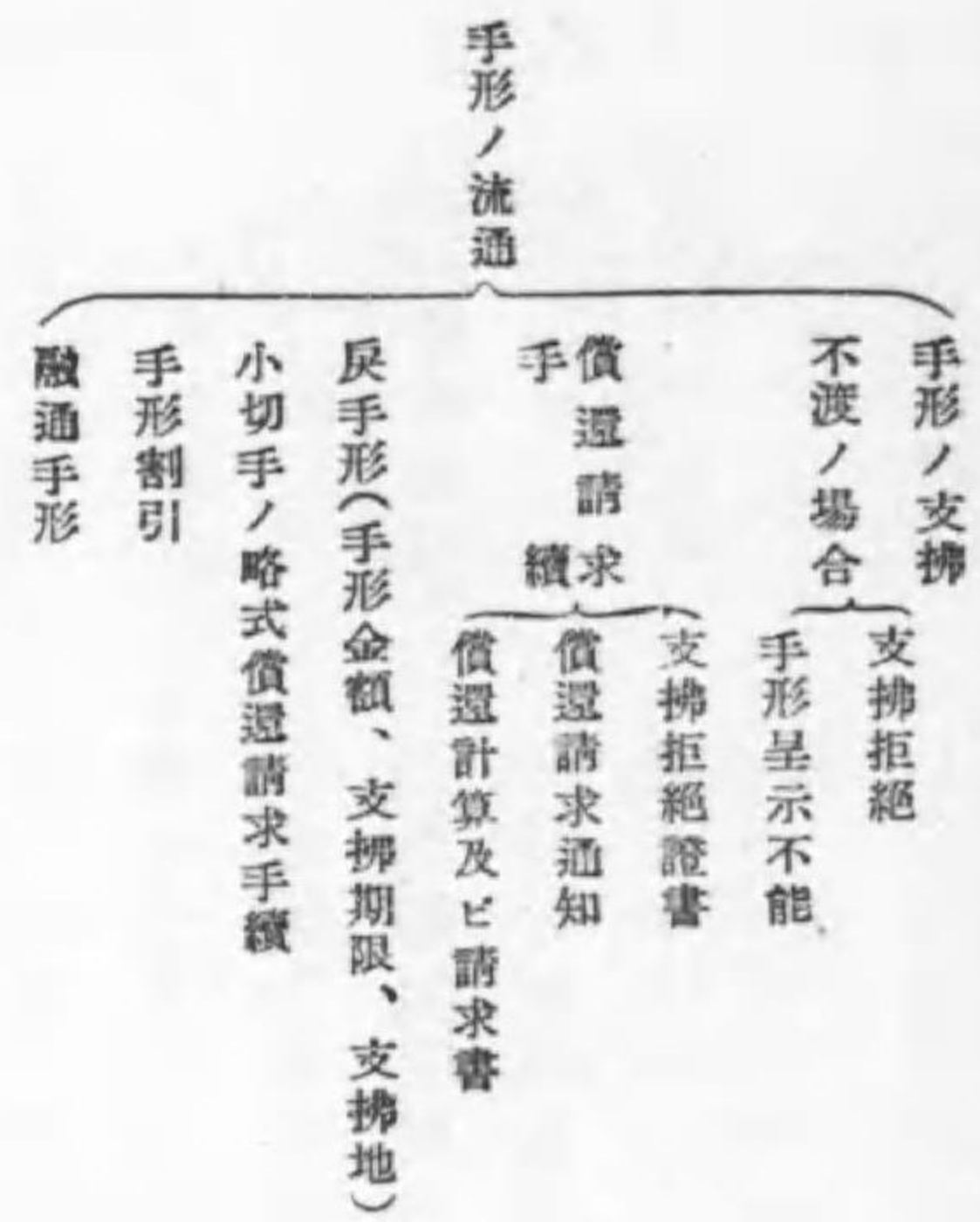
際に流通するものは補助貨及び兌換券なり。前者の流通額は大藏省之を告示し、後者の其は日本銀行之を公報す。而して通貨流通額の増減、金融の緩急は主として兌換券發行額の屈伸により左右せらるべきを以て、紙幣發行銀行の週報等は殊に留意すべきものとす。

金融とは市場に於ける資金の需要及び供給の状態に外ならずして變轉極まりなく緩急の状を示すべし。金融緩漫なる時は資金の供給大なる場合にして、(イ)通貨の流通額多きは勿論、(ロ)輸出超過、(ハ)公債、社債の償還、(ニ)會社利益の配當、(ホ)信用圓滿にして手形額の流通圓滑なる場合等なり。之に反して金融の逼迫は資金の需要大にして、(イ)政府民間等の事業擴張又は起業、(ロ)租稅納付の時期、(ハ)産業の生産時期、(ニ)月末盆暮の決算時期、(ホ)輸入超過、(ヘ)通貨の流通減縮せる場合等に現はるべし。

第六章 手形



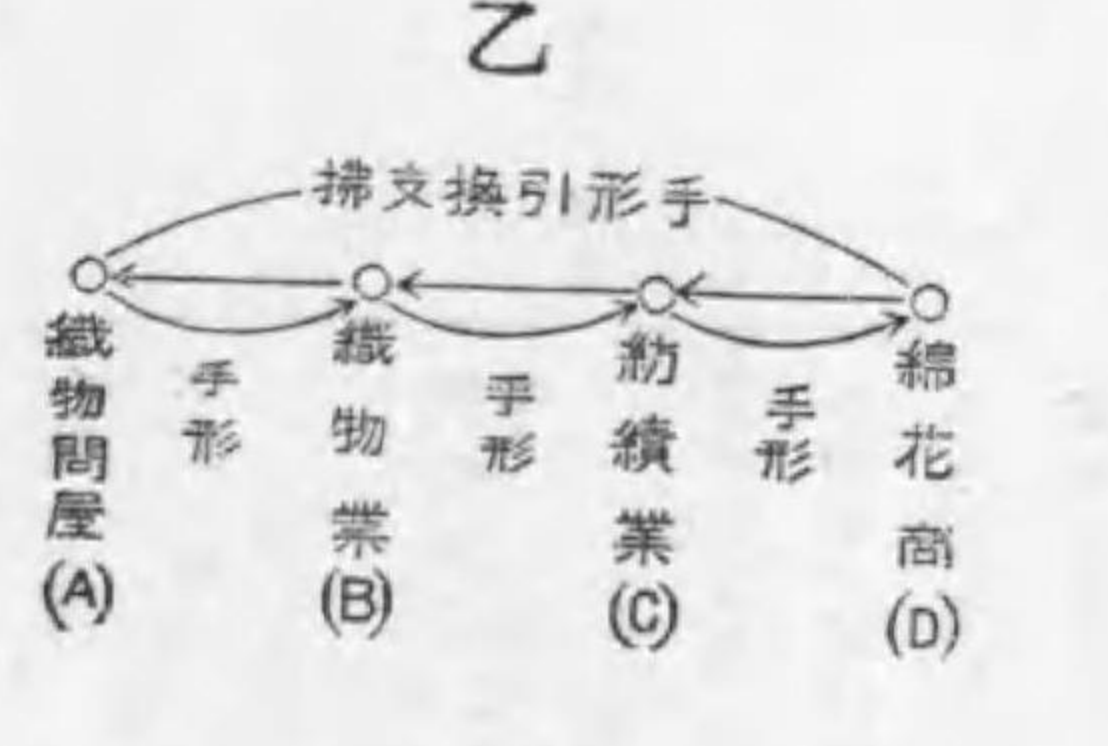
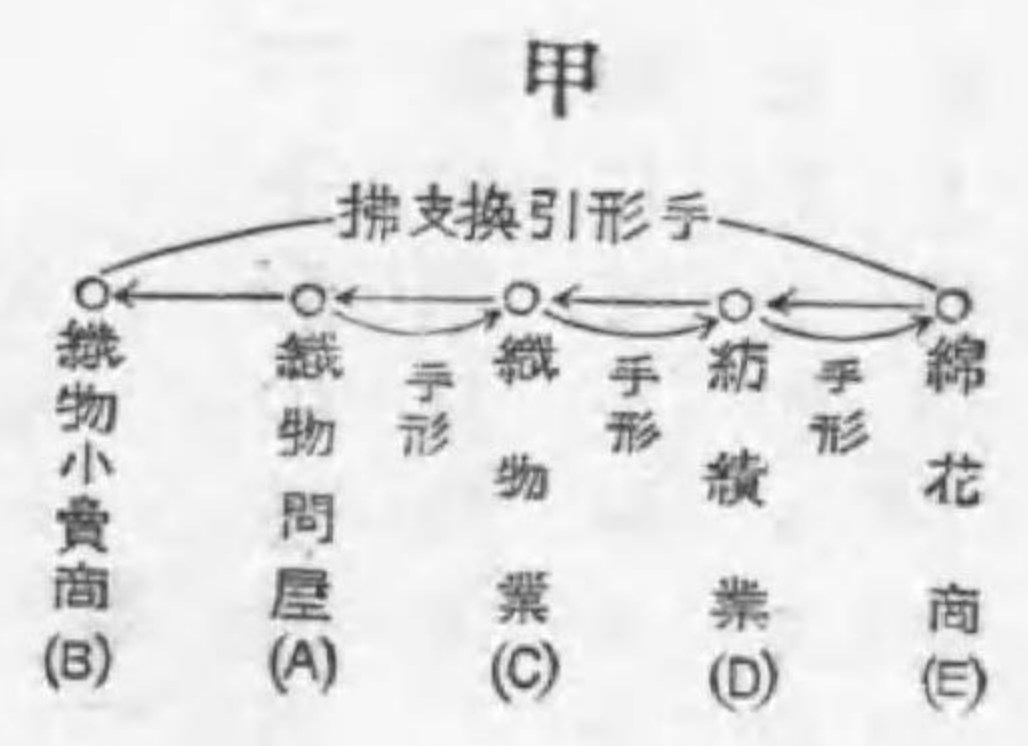
手形の意義



第一節 總說

一。手形の意義及び作用 手形は一葉の紙片に過ぎずして債務支拂の用具たり。即ち一定の金額を一定せらるべき日に一定の土地にて支拂ふ旨を記せる一定の形式を備へたる流通性ある證券にして、かゝる紙片を債務の支拂に供し現金の授受又は轉送の手續と費用と危険とを省き得るもの全く信用の賜と云ふべし。

手形の作用
爲替手形



(甲) 紡績業者は棉花商に織物業者は紡績業者に夫々仕入代金の支拂を要する場合に、織物問屋は織物小賣商をして支拂はしむべき手形を作成し、之を織物業者に與ふれば、小賣商より現金を受け、之を織物業者に渡す手数を省くべし。即ち織物業者は此手形と引換に小賣商より問屋への賣上代金を受取るべし。されど更に織物業者は仕入代金として其の手形を紡績業者に、紡績業者は棉花商仕入代金として棉花商に其の手形を譲渡し、棉花商が直接小賣商より手形代金を受くることとせば、四取引の貸借は一手形の授受により決済せらるべし。

(乙) 紡績業者、織物業者、織物問屋が夫々仕入代金の支拂を要するとき、織物問屋先づ後日約定の日に支拂をなすことを約束せる手形を織物業者に供し、織物業者は更に紡績業者に此の手形を譲渡し、紡績業者は又棉花商との貸借決済のため此の手形を譲渡したりとせんか、棉花商は其の受けたる手形を織物問屋に示して約定の日に支拂を受くれば、その間に非常なる便宜を得る

小切手

手形種類
爲替手形



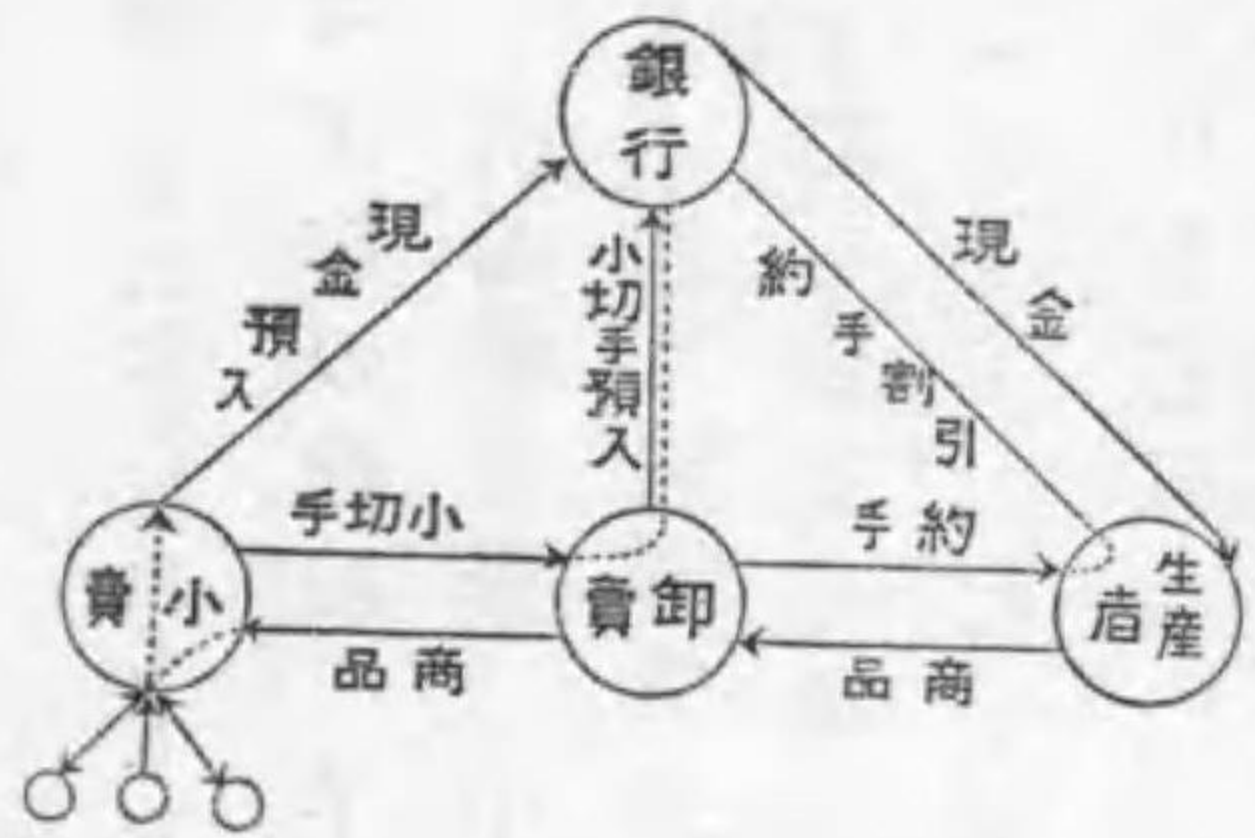
なるべし。

(丙) 今Aが某銀行に何時にても引出し得る預金を有し一方Bに或支拂を要する場合に、銀行より預金を引出しBに支拂ふよりは、銀行に對し自己の預金中より記載の金額をBに支拂はんことを託せる手形をBに交付し、Bをして銀行より手形引換に支拂を受けしむれば、便利なるべし。若し此の場合にBがOに支拂を要するものあれば、此の手形を更にOに譲渡し、Oをして銀行より代金を受取りしむれば、一層現金授受の勞を省くことを得べし。

二、手形の種類 手形に爲替手形、約束手形、小切手の三あり。

(1) 爲替手形 甲例に示せる作用を有する手形を爲替手形と云ふ。即ち通例債主A(甲例の織物問屋)が負債主B(織物小賣商)に宛て、一定の金額を債主自身の債權者C(織物業者)に支拂ふべき旨を委託せる手形なりとす。此の爲替に於て手形を作成せるAを振出人、Cを受取人、Bを名宛人と云ひ、名宛人は支拂人たるべき者にて該三者を爲

約束手形



り成る。

(3) 小切手 丙例に於てAの振出せる手形を小切手と云ふ。即ち小切手は或銀行に對し交互計算を行ふところの當座預金者Aが該銀行に宛て其の記載の金額を要求次第支拂はるべきことを委託する證券にて之を受けたるBは受取人にしてAは振出人なり成る。

替手形の當事者と稱す。

(2) 約束手形 乙例の作用をなす手形を約束手形と云ふ。即ちAがBに對し或期間の後一定の金額を支拂ふべき旨を約束せる手形にてAを振出人Bを受取人と稱す。されば爲替手形の場合と異り約束手形にては其の振出人は自ら支拂を約する支拂人にして、其の當事者はたゞ振出人と受取人の二者よ

小切手

記載の法定要件

り、又銀行は名宛人即ち支拂人なるを以て小切手の當事者は爲替手形と同じく三者より成るものとす。

三、手形記載の要件 手形は其の何れの種類たるを問はず、單なる紙片なるに拘らず信用を基礎として流通するもの(流通證券)なるを以て、嚴格なる法定の形式を備ふるを要し(要式證券)此の形式を缺くときは無効とす。

今手形の種類に従ひ其の法定記載要件を示せば左の如し。

爲替手形(商法四四五條) 約束手形(同五二五條) 小切手(同五三〇條)

- | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 一、爲替手形たることを示すべき文字 | 一、約束手形たることを示すべき文字 | 一、小切手たることを示すべき文字 |
| 二、一定の金額 | 二、一定の金額 | 二、一定の金額 |
| 三、支拂人の氏名又は商號 | 三、受取人の氏名又は商號 | 三、支拂人の氏名又は商號 |
| 四、受取人の氏名又は商號 | 四、單純なる支拂の約束 | 四、受取人の氏名又は商號 |
| 五、單純なる支拂の委託 | 五、振出の年月日 | 五、單純なる支拂の委託 |
| 六、手形振出の年月日 | 六、一定の満期日 | 六、振出の年月日 |
| 七、一定の満期日 | 七、振出地 | 七、支拂地 |
| 八、支拂地 | | |

手形を作成交付する行爲を振出と云ひ、振出人は上記の要件を誤記抹消せざる様記載して署名又は記名調印し、且印紙税法に従ひ印紙の貼用を要す。

(註) 小切手は無印紙、爲替手形及び約束手形は金額の多少に不拘參錢とす。

四、記載事項による手形の種別

(1) 満期日 小切手は要求拂なれど、爲替及び約束手形は後日に支拂はるべきものにて其の支拂日を満期日と稱す。此の手形期限に四種ありて振出人は取引の慣習又は約定等に從ひ、其の何れかを記載すべし。

イ、支拂人が手形所持人の呈示次第仕拂ふべき旨の手形を一覽拂(要求拂、參着拂)と云ひ、呈示の日を支拂期日とす。
at Sight or Demand

ロ、振出人が何月何日と支拂期日を記載するものを定期日拂(日付拂又は確定日拂)と稱し、其の日付即ち満期日は豫め確定す。
on Payment or Fixed Date

記載事項による手形の種別
満期日

受取人記載の種別

ハ、所持人が支拂人に呈示し支拂の承諾を得たる後一定の期日例へば三十日目に支拂はるべきものにて、此の場合には手形面に一覽後三十日拂と記載せらる、稱して一覽後定期拂と云ふ。
30 days after Sight

ニ、手形振出の日より一定の期間例へば日付後一箇月と記載せらるれば振出日附より一箇月目の日が満期日にて、此の記載あるを日付後定期拂の手形と呼ぶ。
After Date

(2) 受取人の記載 受取人の記載は手形の要件なれど場合によりては明記せざるも可なり。即ち受取る者の記載をなすに左の四種あり、今爲替手形の文句にて例を示さん。

イ、記名式 手形金額を受取る者を明記す。

右金額甲野太郎殿へ此の手形引換に御支拂相成度候

ロ、指圖式 受取人を明記し且其の指圖したる者にも支拂はるべき旨を記す。

右金額甲野太郎殿又は其の指圖人へ御支拂相成度候

ハ、無記名式持参人式 受取人の誰なるやを明記せず手形の所

持人又は持参人に對し支拂はるべき旨を記す。

右金額此の手形所持人(持参人)に御支拂相成度候

ニ、指名所持人式 受取人を指名すれど其の所持人にてても呈示するなれば支拂はるべき旨を記載す。

右金額甲野太郎殿又は其の所持人に御支拂相成度候

但し爲替手形及び約束手形を無記名式又は指名所持人式にて振出さんとするときは、手形金額參拾圓以上のものに限らるべし。

(商法四百四十九條、同條の二及び三、五百廿九條)

手形の流通

再手形の流通 手形の振出は手形當事者間に於て現金授受の手續を省き得るも、其の效益を一層大ならしむるには手形を受けたる者が更に他人に讓渡して支拂に供すべし。されば特に流通を

裏書

禁ずる旨の記載なき限り讓渡を認む。而して其の讓渡方法は受取人の記載方式により異なる。無記名式及び指名所持人式の手形は單なる交附によりて讓渡し得べきも、記名式及び指圖式の手形は裏書なる特別の讓渡方法によらざるべからず。

裏書とは手形の所持人が手形の裏面に手形權利を他人に讓渡する旨を記載して署名する行爲にして、此の行爲をなすものを裏書人と稱し、手形に其の名を記されたるものを被裏書人と謂ふ。

裏書の方法に三あり。

イ、記名式裏書 甲例の如く被裏書人を明記す。

Full Endorsement

ロ、指圖式裏書 乙例の如く裏書人が被裏書人を明記し尙其の指圖人にも支拂はるべき旨を記載す。

Endorsement to Order

記名及び指圖裏書は甲より乙、乙より丙、丙より丁と乙例に示せる如く連續せざれば無効たるべし。

ハ、白地式裏書 被裏書人を明記せず其の場所を白地に残し、裏書人が單に記名調印して交附するなり。

書裏式名記(甲)

表面ノ金額 拂可被成候也	年月日	甲野太郎 [㊟]
表面ノ金額 拂可被成候也	年月日	殿ニ御仕
表面ノ金額 拂可被成候也	年月日	殿ニ御仕

書裏式圖指(乙)

表面ノ金額 ノ指圖人ニ御仕拂可被成候也	年月日	甲野太郎 [㊟]
表面ノ金額 ノ指圖人ニ御仕拂可被成候也	年月日	乙野次郎 [㊟]
表面ノ金額 ノ指圖人ニ御仕拂可被成候也	年月日	丙野三郎 [㊟]

白地式裏書にありては甲野太郎は單に記名調印して乙野次郎に交付す、乙野次郎が手形金額を得んと欲せば受取欄(ニ)に記名調印して支拂を受くべし。若くは自ら白地(イ)に自己の名を記入して手形権利者たることを示し、受取欄(ニ)にも記名調印して支拂を受くるなり。

振出

表面ノ金額(イ)	殿又ハ其
指圖人ニ御仕拂可被成候也	
年月日	甲野太郎 [㊟]
表面ノ金額(ロ)	殿又ハ其
指圖人ニ御仕拂可被成候也	
年月日	(ハ)
表面ノ金額正ニ請取候也	
(ニ)	
年月日	乙野次郎 [㊟]

第二節 爲替手形及び約束手形

一、振出 爲替手形は振出人名宛人(支拂人)受取人の三者を以て成立す。されど都合によりては振出人にして受取人又は名宛人を兼ねることを得(商法四百七十四條)。例へば(イ)送品代金に對し荷受人に宛

乙野は其の儘丙野に交付しても可なり。或は乙野又は丙野は之を指圖裏書に変更して譲渡し得べし。即ち丙野が指圖式に変更して裏書するときは白地(イ)に自己の名を記入し、被裏書人名を書し(ハ)に自己の記名調印をなし、て交付するものとす。

記載せざる
ことあるべ
き要件

て荷送人が自己を受取人とせる手形を振出し、銀行に割引を求め代金取立を托するが如き場合は振出人が同時に受取人にして(口)支拂依頼の爲支店が本店を支拂場所とする自己宛の手形を振出し、本店所在地の債主に交附するが如きは振出人が同時に名宛人を兼ねたるなり。然れども振出人が名宛人を兼ねる自己宛爲替手形は金融の爲に用ひ、借用證書の代用となること多し。

振出人は前掲記載要件の脱洩なきを期すべし、唯(一)支拂人の氏名又は商號に附記せる地名あるときは之を以て支拂地と看做し得らる、故、此の場合には支拂地を特に記載せざることを得べく(四百三)無記名式にて振出す場合には受取人名の記載を缺くは説くを俟たず(四百四)。(三)若し振出人が満期日を記載せざりしときは一覽の日を以て満期日となすものとす(四百五)。

又振出人は手形面に左の事項を記載することを得、之れ主とし

仕拂人	受取人	金額	仕拂地	番 號	振出日
森 本 二 郎	加 藤 一 郎	八千五百圓也	東 京 市	第 三 號	昭和四年九月壹日
			仕拂期日		昭和四年拾月卅一日

印紙税ハ金額ノ多寡ニ拘ラズ參錢

又振出人は手形面に左の事項を記載することを得之れ主とし

第 参 號

爲替手形

小川 輝 藏

一金八千五百圓也

右金額加藤且一郎殿又八同人指圖人

へ此手形引換ニ御仕拂可被成候也

又八同人指圖人へ
表在拂地 東京市

仕拂期日 平昭和四年拾月参拾壹日

又八同人指圖人
昭和四年
田中俊助

森本二郎殿

又八同人指圖人へ
表而之金額

昭和四年九月五日

引 味四 仕拂場所 三井銀行

受八同人指圖人へ
東京市神田區表神保町二番地

森本二郎

番 號 第 参 號

振 出 日 昭和四年九月壹日

仕 拂 地 東京市

仕 拂 期 日 昭和四年拾月卅一日

金 額 八千五百圓也

受 取 人 加藤 一 郎

仕 拂 人 森 本 二 郎

印紙税ハ金額ノ多寡ニ拘ラズ參錢

借財の金額入念証に於て

借財人 森 本 二 郎

受取人 味 藏 一 郎

金額 八千五百圓也

借財日 昭和四年四月廿一日

借財場所 東京市 借財日 昭和四年四月廿一日

表面之金額 小 川 政 藏 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

東京市 小川政藏殿 加藤 一郎 印

昭和四年九月拾日

表面之金額 四 千 六 百 圓 正 日 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

森 本 二 郎 殿

昭和 年 月 日

表面之金額 田 中 對 郎 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

東京市 田中對郎殿

昭和四年四月廿日

表面之金額 東 京 市 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

此手紙に對し

昭和四年四月廿日

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

金額 八千五百圓也

昭和 年 月 日

表面之金額正ニ受取候也

小 川 政 藏 印

昭和四年拾月卅一日

て支拂の便宜を圖るに出づるものなればなり。

表面之金額

東京市

殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

（此手形は東京市神保町一橋銀行に於て）

昭和四年 年 月 日 張員又ハ同人指圖人

表面之金額

殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

（此手形は東京市神保町一橋銀行に於て）

昭和 年 月 日

表面之金額正ニ受取候也

紙

小川 政 藏 (印)

昭和四年拾月卅一日

引受

て支拂の便宜を圖るに出づるものなればなり。

(1) 豫備支拂人 支拂人の支拂はざる場合に支拂の任に當る者にて、其の記載は名宛人と並べ、豫備支拂人某」と記す(同四百四)。

(2) 支拂擔當者 支拂人の代理者として直接支拂を取扱ふ者にて、例へば何會社が支拂人なるとき其の取締役又は支配人を擔當者となすが如し(同四百五)。

(3) 支拂場所 支拂地内例へば、東京市内に於て實際に支拂をなす場所にて、東京市神田區神保町株式會社一橋銀行營業所」と云ふが如し(同四百五)。

二、引受 振出人が手形を振出せば其の旨を名宛人に通知するを普通となせど、名宛人より云へば或は通知を受けざる場合もあるべく、又は振出人と貸借の關係なきこともあるべし。故に手形面に其の名を宛てられたりとして支拂の義務を負ふものとは限らず、

茲に於て振出人より得たる所持人又は譲受人は此の手形名宛人に呈示して振出を確知せしめ、満期日に於ける支拂の承諾を求めざるべからず。乃ち名宛人が此の呈示に對し承諾する行爲を引受と云ひ、かくて名宛人は引受人となり該手形の支拂に絶対の義務を負ふに至るものとす。

引受の方法

引受の旨を手形面に記すには左の如き方法による。尙此の際

支拂場所 (銀行と取引ありて支拂の任に當らしむるときは「何々」)

者 (支拂擔當者當) をも附記することを得 (商法四百七十三條)

1 單に引受の年月日を記し記名調印す。

2 手形の引受欄に年月日を記し記名調印す。

3 引受の旨 (此の手形「覽仕候也」) と年月日を書し記名調印す。

凡て一覽拂以外の手形は引受を求むるを要し、殊に一覽後定期拂手形は引受なくんば満期日は確定せざるべし。

擔保の請求

三、擔保の請求 名宛人が引受をなす際單純ならざる例へば手形金額壹千圓なるとき、貸借關係が八百圓なれば八百圓のみを引受け残り二百圓の引受を拒むこと等あるべし、即ち引受のための呈示に際し左の場合を生ずることあり。

(1) 引受けに際し (イ) 手形金額 (ロ) 支拂地 (ハ) 支拂期限の變更を希望する場合。此の場合に (イ) は手形金額の一部引受として有效なるも、(ロ) (ハ) は若し所持人にして之を欲せざれば引受拒絶と看做すことを得。

(2) 名宛人が貸借關係なき等の理由により絶対に引受を拒むか、又は名宛人の住所又は行方不明のため呈示し能はざる場合。

以上の場合には手形の支拂不確實となるを以て、此の際所持人は前者振出人及び自己に手形を讓渡す迄の裏書人 (Culpa) に對して擔保の請求を爲すことを得るものとす。其の手續は擔保請求權者は

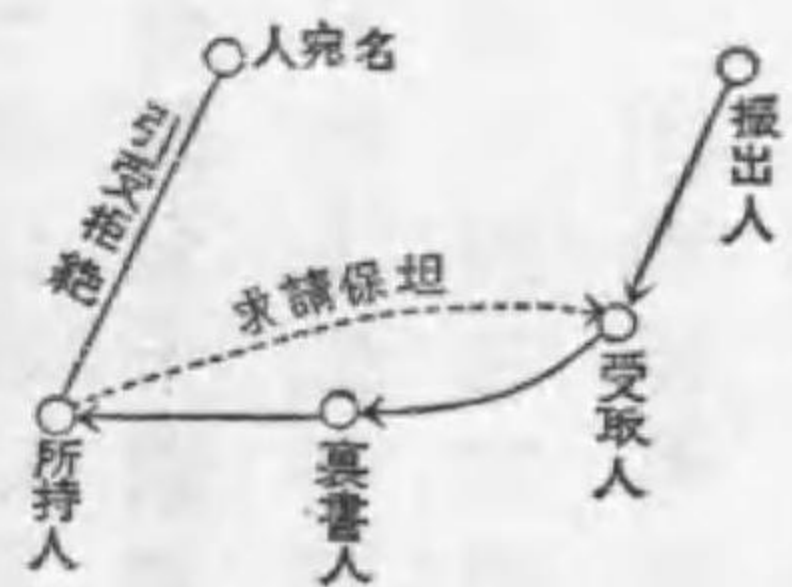
擔保請求の手續

擔保請求は
直前なるを
要せず

(イ) 執達吏又は公證人に引受拒絶若くは呈示するを得ざりし旨の
證明を記せる引受拒絶證書を作成せしめ、(ロ) 擔保を請求せんと欲
する者に通知を發して相當の準備をなさしむるなり。而して請
求は必ずしも自己の直前なるを要せず、二三前の裏書人にてても或
は直ちに振出人に到るも可なり。

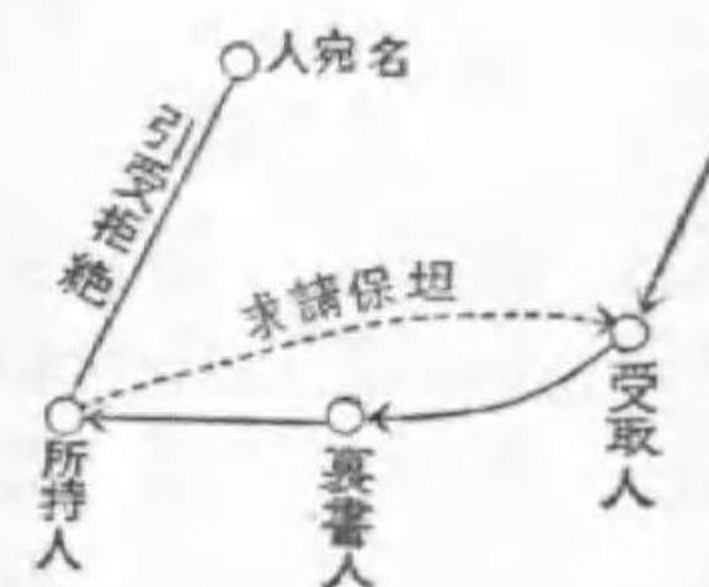
擔保には(イ) 有價證券を供託するを常とすれど、(ロ) 保證人又は(ハ)
連帶債務者を立つるあり、或は(ハ) 稀に不動産を抵當として供する
ものあり。擔保の請求に應じたるものは更に自己
に手形を讓渡するに至りし前者中の一を選び、相當
擔保の提供を求むることを得べし。

斯くして手形金額及び費用が支拂はるゝか若く
は單純なる引受ありたるときは擔保品提供者は之
を取戻し、若し期日に支拂なければ後に述ぶる償還



受取人	金額	仕拂	番
		場所	號
池田三郎	壹萬七千圓也	會社式	第六號
		三井銀行	
		仕拂	振出
		期日	日
		昭和四年拾壹月卅日	昭和四年拾月壹日

印紙税ハ金額ノ多寡ニ拘ラズ參錢



に手形を譲渡するに至りし前者中の一を選び相當擔保の提供を求むることを得べし。
 斯くして手形金額及び費用が支拂はるゝか若くは單純なる引受ありたるときは擔保品提供者は之を取戻し若し期日に支拂なければ後に述ぶる償還

第六號

印紙

約束手形

一金壹萬七千圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地 東京市

仕拂期日 昭和四年拾壹月參拾日

仕拂場所 株式會社 三井銀行

昭和四年

拾壹月參拾日

東京市麻布區龍土町二番地

原田良三

池田三郎殿

東京市本郷區弓町二丁目二番地

番 第六號

仕拂 株式會社 三井銀行

振出日 昭和四年拾壹月參拾日

仕拂期日 昭和四年拾壹月卅日

金額 壹萬七千圓也

受取人 池田三郎

印紙税ハ金額ノ多寡ニ拘ラズ全額

受取人 池田三郎

金額 壹萬七千圓也

銀行 三井銀行
支店 東京市本町二丁目二番地
昭和四年拾月拾日

金額 六千圓也
銀行 三井銀行
支店 東京市本町二丁目二番地
昭和四年拾月拾日

表面之金額 花井太郎殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

東京市本町二丁目二番地
池田三郎印
昭和四年拾月拾日

表面之金額 株式会社 山口銀行殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

東京市本町二丁目二番地
花井太郎印
昭和四年拾月拾五日

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和四年拾月拾五日

表面之金額 東京市 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和四年拾月拾五日

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和四年拾月拾日

表面之金額正ニ受取候也

株式会社 山口銀行印

昭和四年拾壹月卅日

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
 昭和四年拾壹月卅日 日 發 人 指圖人へ此
 表面之金額
 又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿
 昭和 年 月 日
 表面之金額正ニ受取候也
 株式 山口 銀行 印
 昭和四年拾壹月卅日

約束手形

保證

の請求をなすなり。

四、**約束手形**はたゞ振出人と受取人とより成る。而して其の振出人は或一定の期日を経て手形金額を無條件にて支拂ふべきことを約するものなれば、同時に支拂人にして爲替手形の支拂人たる名宛人と異り始めより支拂に付き絶対義務を負ふものなり。又爲替手形と異り名宛人無き爲引受なる手續なくして裏書により轉帳す。

約束手形は又爲替手形の如く商人の金銭貸借上借用證書に代用せらるゝものなるが、其の利用は爲替手形より遙かに多し。之れ其の形式の著しく近似せる爲なり。殊に借用證書に代用する爲禁轉Not Negotiableと附記せる約束手形の授受廣く行はる。

爲替手形には豫備支拂人を定むることありて支拂の確實を圖れど、約束手形には之なく單に保證の方法のみ行はる。保證とは

約束手形の振出人又は裏書人の爲めに保證人を立つることにて、爲替手形にありては振出人・裏書人又は引受人のために保證をなすことあり。保證人は最後に支拂の責に任ずる者とす。

第三節 小切手

一。當座小切手 小切手は信用組合宛に發行するものも稀には存するも、通例銀行に當座預金を有する者が銀行をして、該預金を以て支拂の任に當らしめんとして利用せらるゝ支拂の委託なれば概ね「當座小切手」と云ふを得べし。

小切手は預金者が振出人となり或者に記載の金額を要求次第支拂はんことを委託して銀行に宛つるものにして、其の當事者は爲替手形の如く三者より成れど、異なる點は小切手は必ず一覽拂にて且其の呈示期間は十日に限らる。(商法五百三十二條及び五百三十三條) 小切手は何式にても振出し得るも、實際上最も多きは指名所持

當座小切手
爲替手形と
異なる點

支拂保證小
切手

人式又は持參人式なるを以て、所持人は單純なる交附により自己の支拂に充つるを得べし。

二。支拂保證小切手 小切手は繼續せる信用を有するにより振出さるゝものなれど、日常頻繁に預金の出入をなす者は時には預金を悉皆引出せる後に振出し又は振出したる際には猶預金ありたりとするも、所持人が銀行に支拂を求むる頃には預金皆無となれる場合もなきにあらず。されば所持人が振出人の支拂資金に對して有する不安を除去するため、**仕拂保證**と**呼ぶ方法**行はる。Good for Payment

支拂保證とは振出人が銀行をして該小切手に對して支拂ふべき預金を有する旨を證明せしむることにて、通例小切手面に圖の

支拂保證	………銀行
年月日	………
支配人	………

用途は主として遠地送金なるも、近來は送金に銀行小切手を用ふ

如き押捺を受くるものとす。かゝる小切手を**支拂保證小切手**と名づく。其の
Certified Cheques

銀行小切手

横線小切手

ること多し。銀行小切手とは銀行が自己の本支店又は取引銀行に宛て振出したる小切手なり。

三。横線小切手 横線小切手は筋引又は平行線小切手とも稱し、小切手面に平行線を劃し線内に銀行又は之と同一の意義を有する文字を記し、其の指示されたる者に對してのみ支拂をなさしめんとするものなり。横線小切手に左の二種あり。

株式會社 一橋銀行 御中

ざれば支拂はず。

銀行御中

一 特別横線小切手 *Special Crossed Cheque* 平行線内に特に銀行名を指定したるものにして、此の場合に名宛銀行は線内に指定せる銀行よりの請求にあら

二 普通横線小切手 *Ordinary Crossed Cheque* 單に横線を引き、若くは其の間に「銀行御中」と記せるものにして、名宛銀行は銀行なれば何れの銀行たるを問はず

十	萬	千	百	十	圓
先 渡					
昭和 年 月 日					

株式會社 銀行御中

昭和 年 月 日

御拂渡可被成候也

右金額名指人又、此、小切手持參人、

一金

當座小切手

請求あれば支拂ふものとす。横線は振出人又は所持人之を施すを得べし。斯くて横線小切手は銀行以外の者に支拂はれざるを以て銀行を受取人とせる記名式小切手と同じく、盜難又は紛失より生ずる損害を避くるを得べし。

第四節 手形の支拂及び償還

支拂

一。支拂及び不渡 爲替手形及び約束手形の所持人は期日に引受人(又は支拂人)に手形を呈示して支拂を求め、手形裏面に受領の旨を認めて引換に手形代金を受くるものなり。

不渡

支拂が故障なく行はるれば手形關係は爰に終れども、若し(イ)支拂が絶対に拒絶せらるゝか(ロ)支拂場所の不明なるか(ハ)引受人又は支拂人に支拂の呈示をなす能はざりし場合には、所持人をして其の前者に對し、手形代金は勿論之に依りて生じたる費用及び損害の賠償を請求するを得せしめざるべからず。かゝる手形を不

償還請求

渡手形と稱し、此の手續を償還請求と云ふ。
Honoured Bills Claim for Reimbursement

償還の請求を受けたる者は償還の責を負ふ。而して之に應じたる者は更に自己に手形を譲渡せる前者に償還を求むるを得べし。斯く手形を授受せるものは該手形の關係者として支拂完了まで責を負ふべきものなるを以て、手形を受け又は裏書をなす者は手形の振出引受流通等の實相を觀察し、眞贋正否を見分くること重要なりとす。

償還請求の手續

二。償還請求の手續 爲替手形及び約束手形の所持人が手形不渡となりたる時、償還の請求をなさんには左の手續を要す。

1 支拂拒絶證書の作成 満期日及び其の後二日以内に執達吏

又は公證人に拒絶の事實を證明せる證書の作成を求むべし。

2 償還請求の通知 拒絶證書の作成日及び其の後二日以内に直接の前者に對して請求を爲し、其の他の者には不渡の通知を

拒絶者ノ氏名又ハ商號		被拒絶者ノ氏名又ハ商號	
拒絶者	乙野 次郎	被拒絶者	甲野 太郎
拒絶者ニ對スル請求ノ趣旨、拒絶者ガ其ノ請求ニ應ゼザリシコト拒絶者ニ面會スルコト能ハザリシコト又ハ其ノ營業所住所若クハ居所ガ知レザリシコト	拒絶者ニ請求ヲ爲シ又ハ之レヲ爲スコト能ハザリシ地及ビ年月日	拒絶證書作成ノ場所年月日	拒絶證書作成ノ場所年月日
拒絶ノ場所外ニ於テ拒絶證書ヲ作成セザリシハ拒絶者ガ之ヲ承諾シタルコト	拒絶ノ場所外ニ於テ拒絶證書ヲ作成セザリシハ拒絶者ガ之ヲ承諾シタルコト	拒絶證書作成ノ場所年月日	拒絶證書作成ノ場所年月日
参加ノ種類及ビ参加人並ニ被参加人ノ氏名又ハ商號	参加ノ種類及ビ参加人並ニ被参加人ノ氏名又ハ商號	拒絶證書作成ノ場所年月日	拒絶證書作成ノ場所年月日
東京市	東京市	東京市	東京市
銀行營業所	銀行營業所	銀行營業所	銀行營業所
東京市神田區神保町株式會社一橋	東京市神田區神保町株式會社一橋	東京市神田區神保町株式會社一橋	東京市神田區神保町株式會社一橋
昭和四年六月三十日	昭和四年六月三十日	昭和四年六月三十日	昭和四年六月三十日
本廳役場東京市麹町區富士見町……	本廳役場東京市麹町區富士見町……	本廳役場東京市麹町區富士見町……	本廳役場東京市麹町區富士見町……
公證人 立 見……	公證人 立 見……	公證人 立 見……	公證人 立 見……
東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所

昭 和 四 年 五 月 三 十 日 附 丁 野 四 郎 振 出 同 年 六 月 十 八 日 貴 殿 發 書 二 係 第 參 〇 五 號 金 額 二 千 二 百 六 十 圓 也 振 出 地 東 京 市 神 田 區 神 保 町 六 月 三 十 日 支 拂 場 所 株 式 會 社 一 橋 銀 行 上 記 載 セ ル 爲 替 手 形 ノ 所 持 人 乙 野 次 郎 者 八 右 期 日 支 拂 場 所 二 端 手 形 ヲ 呈 示 シ 支 拂 人 乙 野 次 郎 者 八 右 期 日 支 拂 無 キ 二 付 本 日 拒 絶 證 書 ヲ 作 成 セ シ 候 仍 左 記 金 額 御 償 還 相 成 度 此 段 御 通 知 候 也

一 金 二 千 二 百 六 十 圓
 一 金 壹 圓 參 拾 錢
 一 及 比 右 二 對 又 九 滿 期 ノ 法 定 利 息
 手 形 金 額
 拒 絶 證 書 作 成 費 用

以 上

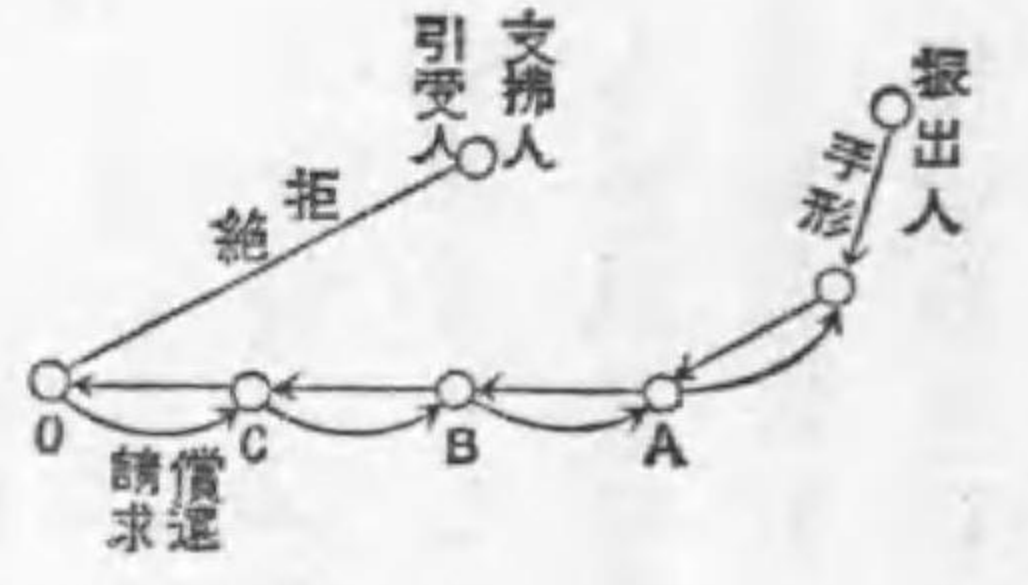
住 所

昭 和 四 年 六 月 卅 日

甲 野 太 郎 〇

丙 野 三 郎 殿

償還請求通知書



なすものとする。

請求には「支拂拒絶證書」「償還請求通知書」に償還計算書を添へて申送り、償還を受くれば手形を還附し、且償還計算書に支拂を受けし旨を記して署名す。償還に應じたる者は受領せる請求書拒絶證書、計算書の外に自ら請求すべき償還計算書を作り、更に己れの前者に請求すべし。

償還計算書は手形金額並に満期日より年六分の利子及び拒絶證書作成費其の他通信費等を合算せる請求額を示すものなれば逐次各請求額は増加するに至るべし。

償還請求は直接の前者に對してのみ行ふべきものとする。

三。戻手形 所持人が償還の金額を上述べの方法よりも早く入手せんがため、請求すべき前者を支拂人として振出す手形を戻手形と

戻手形

小切手の償還請求

云ひ、振出人は之を他人に譲渡するか、又は銀行に割引を求むべし。戻手形は(イ)必ず一覽拂にて(ロ)償還請求の金額戻手形振出の費用及び割引料等の合計を以て手形金額とし(ハ)償還義務者の地を以て支拂地となす。

戻手形の支拂に應じたる者は更に前者に償還請求をなすか、又は戻手形を振出すことを得。

四、小切手の償還請求 小切手の不渡の場合の償還手續も前記手形と同一なれど、實際の便宜のため左の如き簡易なる手續に依ることを得。(商法五百三十四條)

(1) 支拂人をして小切手面に支拂拒絶の旨と年月日の記載をなさしめ且之に署名せしむ。

(2) 手形交換所に於て呈示期間内に小切手の提出及び其の支拂拒絶のありたることを證明す。

手形の融通

所持人は以上の何れか一を以て拒絶證書作成に代へ、直ちに前者に償還を請求するものとす。

五、手形の融通 満期日となれる手形所持人は直接支拂人に支拂を請求するか、又は預金として手形を銀行に預入れるか、若くは銀行に手形代金の取立代理を托すべし。若し満期日前に手形金額を入手せんとせば、銀行にて満期日迄の利子を手形金額より差引き現金を受くる所謂手形割引を依頼するの途あり。

手形割引
融通手形

Bill discounting

元來手形は賣買其の他の取引に基ける貸借關係より振出されて流通すべきものなれど、往々一時融通のため爲替手形の振出人と引受人、若くは約束手形の振出人と受取人などが協定の上、取引を假設して振出さるゝ場合あり。かゝる手形を融通手形と稱し

Accommodation Bills

之を授受せる者にて手形關係者として責を有することは既述せし如くなるを以て、手形を受くる者は眞正なる手形なりや融通

Honorable Bills

手形なりや手形關係者の信用程度等に付き考慮する事緊要なり。

第七章 商業の目的物



商業取引の目的物は、大別して(一)商品、(二)有價證券、(三)勤勞の三となる。(一)は純粹商業の目的物たること多く、(二)は主として商業補助業の目的物たり。

商品

人為的に生産増減をなし得る商品とし得る商品と自然の産物との區別

第一節 商品

一、商品の意義 商品とは商業取引の目的となれる貨物を云ふ。Commodities, Merchandises, Goods. 貨物は農業工業等各種生産業により生産せらるゝも、それが一般市場へ提供せられ商業上の目的物となれるとき、商品と稱せらる。故に例へば自家用のために棉花を繰りて作れる綿絲は勿論綿絲紡績業者又は織物業者の手元にある綿絲は商品と呼ばざるも、綿絲商が販賣のため紡績業者より仕入れたるとき其の綿絲は商品たるなり。

二、商品の種類 商品は性質製法用途販路等により種々に分類せらるゝも、商事經營上特に必要な種別を擧ぐれば左の如し。

A. 需要の増加に伴ひ人為的に市場への供給を増し得る貨物は能く需要に應じて價格を調節し、其の變動激甚ならざれども、生産が自然力に支配せらるゝものは年の豊凶により供給に過不足を

必需品と整
潔品流行品

生じて年々市價に激變を來すべし。概して工産品は前者に屬し農産品は後者に屬す。

B. 日常の生活に必要な生活資料品又は必需品は毎年其の賣上高に著しき差なきを以て、賣上高を案じて仕入に留意すれば經營上の危険は少けれど、意匠・形状等を以て嗜好に投すべき贅澤品流行品は顧客の範圍も狭く、往々死貨を生じ易し。されば贅澤品流行品を取扱ふ者は嗜好の變化を察知し、適量の仕入をなさざるべからず。

C. 製造品は原料品の價格と勞銀の高低により市價の變動を受く。原料品と廣く稱する中には主原料品(羊毛・棉花の如き)副原料品(藥品の如き)材料品(絲類・染料の如き)燃料品(石炭・石油の如き)を含むものなり。又製造品は粗製品(綿糸・絹糸等)と精製品(機械・藥品)となし、或は工藝品(七寶・細工品)と纖維製品(化學工業品)を含める製作

原料品と製
造品

品に分つもあり。

第二節 有價證券

一、有價證券の意義と種類 有價證券は資金又は貨物を代表し賣買讓渡し得べき書面にして、資金を代表するを資金證券、貨物を代表するを貨物證券と稱す。

1. 資金證券は公債證券・社債券・株券の類を云ふ。近時國家及び地方自治體の公債發行増額と株式會社の興隆は資本を證券化したりと稱へらるゝ如く、其の種類に於て又數量に於て著しく増加したり。而して商業上資金證券は投資及び投機の目的物となり、又擔保品として適當のものなれば、需要多くして轉輾流通盛なり。

2. 貨物證券は次に詳説する運送證券及び倉庫證券の類を云ひ、其の表示する貨物の給付を目的とし之と引替に貨物を讓渡すべ

有價證券

資金證券

貨物證券

公債證書

きものなれば、證券の譲渡は貨物占有権の移轉となるべし。
 二、公債證書 **「公債證書」** は國家又は地方自治體が (イ) 事業整理行政
 Public Loan Bonus
 又は財政 (ロ) 戦争 (ハ) 軍備 (ニ) 經濟的施設 (鐵道、水道の敷設、築港等) の爲
 多額の資金を要する場合に公募し、其の應募者に交附する負債證
 書なり。

公債の種類

公債證書には (1) 國債と地方債 (府縣、市町村債) (2) 利付と無利息 (3)
 償還の有期と無期 (4) 長期と短期 (有期公債) との別あり。短期公債
 の一種に **大藏省證券** と云ひ、無記名利息附又は割引を以て大藏省
 Treasury Bills
 の發行する定期償還の證書あり。此は一會計年度に於て稅收が
 國費の支出に足らざる場合に發行し、償還は該年度内にて通例三
 箇月乃至六箇月の短期とす。

大藏省證券

記名式公債の譲渡は **「登録變更請求書」** を日本銀行本支店に差
 出し、讓受人への名義書換を受くべし。



株式會社債券

第 號

印紙

株式會社債券

殿

一金也

右記名ノ債權者ハ當會社事業擴張ノ資金トシテ大正

年 月 日株主臨時總會ノ決議ニヨリ募集スル

當會社債券總額金 圓ノ内 ノ債主タルニ

付其證トシテ此債券ヲ交付シ左ノ五項ヲ約ス

第一項 此債券ノ元金償還ハ壹ケ年据置大正

月ヨリ向 ケ年以内ニ於テ壹ケ年金 圓ヨ 年

リ尠カラザル額ヲ以テ抽籤償還ス

第二項 此債券償還ノ抽籤ハ別ニ通知書ヲ發セス豫メ新

聞紙ヲ以テ廣告シ其都度當會社ニ於テ施行スル事

第三項 此債券ノ元金ニ對シテハ壹ケ年百分ノノ割合

ヲ以テ利子ヲ附スル事

第四項 此債券ノ利子ハ毎年兩度ニ計算シ 月 日

月 日現在ノ債權者ヘ其年 月 日 月 日

日以後請取書ト引換ニ拂渡スコト

第五項 此債券ノ賣買讓與并新券交付等ハ凡テ裏面ニ記

載スル處ノ手續ニ依ルコト

昭和 年 月 日

株式會社

社長

會社印

副社長

本社債ハ當銀行ニ於テ其償還ヲ保證ス

銀行印

頭取

銀行

印

印

印

株式會社債券

圓

北海通商
汽船株式會社
株式會社印

本會社ノ事業擴張ニ資シテ發行スル此債券ノ元金償還ハ壹ケ年据置大正
年 月ヨリ向 ケ年以内ニ於テ壹ケ年金 圓ヨ 年
リ尠カラザル額ヲ以テ抽籤償還ス
第二項 此債券償還ノ抽籤ハ別ニ通知書ヲ發セス豫メ新聞紙ヲ以テ廣告シ其都度當會社ニ於テ施行スル事
第三項 此債券ノ元金ニ對シテハ壹ケ年百分ノノ割合ヲ以テ利子ヲ附スル事
第四項 此債券ノ利子ハ毎年兩度ニ計算シ 月 日 月 日現在ノ債權者ヘ其年 月 日 月 日以後請取書ト引換ニ拂渡スコト
第五項 此債券ノ賣買讓與并新券交付等ハ凡テ裏面ニ記載スル處ノ手續ニ依ルコト

株式會社債券

山本
株式會社印

總裁 山本
副裁 山本
理事 山本
三井村利助

日本銀行

株式會社何銀行御中

年 月 日 株主 何 株主 何 株主 何

住所

右之通株券交換相成度此段請求候也

壹株券 拾株券 五拾株券
何 何 何
枚 枚 枚

1、請求株式種類

此ノ番號何々 某名義

1株式會社何々銀行第 種株 何券

株券種類交換請求書

年 月 日 氏 名

住所

右代理委任狀仍テ如件

(賣渡、買受)候ニ付名義書換ニ關スル一切ノ手續ヲ處辨スル事

1何々株式

株

担当者

代理人ト相定メ左ノ權限ノ事ヲ代理爲敢候事

印紙 ⑩

委任 狀

仲買人ニ賣買セシムル場合ノ委任狀

株券及び社債券

株券

社債券

三、株券及び社債券 **株券**は株式會社の株式を證明し **社債券**は Shares, Stock Certificates 株式會社の債權を證明する書面にして共に裏書讓渡を爲し得るものなり。

1. 株券には (イ) 拂込済なる本株券と、拂込未済株券とあり、(ロ) 資本増加のため後に發行せられたるを舊株券(又は親株券)に對し、新株券と云ひ (ハ) 普通株券の利益に優先し或一定の割合まで利益金の分配を受くる特權附のものを **優先株** と稱す。

記名式株券の讓渡は讓渡人及び讓受人連署の **名義書換請求書** Preference Shares を、又仲立人の手を経て賣渡したるときは **委任狀** を添へ株券を會社に提出し、株主名簿と株式との名義書換を受くべし。

尙株券には壹株券・拾株券・五十株券・百株券等あり、所有者は其の分割併合を請求することを得べし。

2. 社債券は會社財政の整理・借替・事業擴張等の目的を以て發行

運送證券

倉庫證券

せらる。而して特に元利の償還を保證する爲工場土地等を擔保に附するものを擔保附社債と稱す。信託業者は會社の依頼を受け此の如き社債の募集を引受くるものとす。

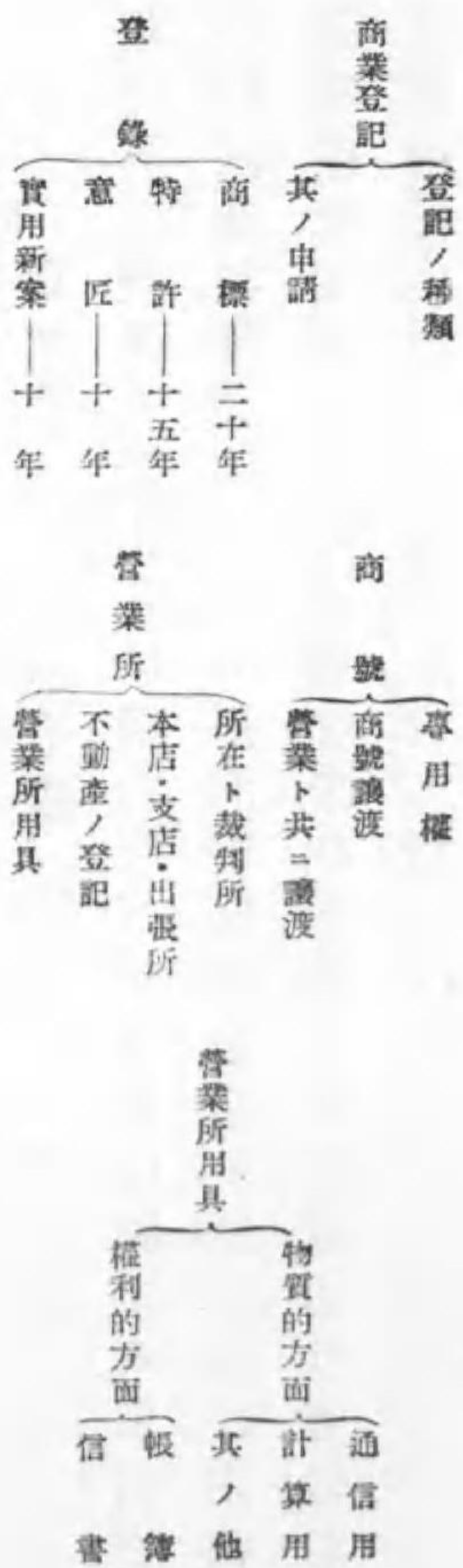
四、運送證券 鐵道又は船舶に貨物を託送せるときは、到達地にて引換に運送品を引渡すべき旨を記せる書面を交付せらるべし。而して之に轉賣に供し轉輾し得らるゝ證券と然らざる證書とあり、運送證券は前者を云ひ、貨物引換證及び船荷證券之に屬す。

貨物引換證は陸上運送業者船荷證券は水上運送業者が託送者に交附するを以て託送者は之を荷受人に送付す。荷受人は證券と引換に運送品を引取り得るものなれば之を貨物と同様に看做して賣買し、又は未着商品の賣買に供するを得べし。

五、倉庫證券 倉庫業者が貨物の寄託者に對し交附する證券には預證券及び質入證券の二枚と、單券の倉荷證券とあり。此等の證

券は引換に保管貨物の引渡をなすことを約するものなれば、寄託者が該貨物を轉賣せるとき現品を倉出して引渡すを要せず、單に此等の證券を裏書讓渡すれば可なり。斯く證券は保管中の貨物を代表するを以て又之を擔保として資金の融通を受くるを得べく、特に質入證券又は倉荷證券は此の質入融通に供せらるゝ、倉庫證券なりとす。

第八章 商事經營に必要な事項



登記

第一節 登記及び登録

一。登記及び登録 登記とは権利及び身分等に關する事項を登記所(管轄區裁判所又は其の出張所)に申請し其の登記簿に記載して法律關係を明白にする手續を云ひ、不動産及び船舶の所有權又は商號專用權の如き第三者に對し效力を生ずるには登記を要す。

登録

登録とは商工省特許局に出願し登録原簿に記載を受くること

にて登録せらるゝ權利に商標特許意匠實用新案の四あり。登録を受けたる者は何れも各所定の期間内其の專用權を得べし。專用權は一の財産權なるを以て讓渡を認めらる。

商業登記

二。商業登記 商業登記とは商人の申請に依り登記所に備へある商業登記簿に登記することを云ひ、登記すべき事項により商業登記簿に十種類あり、(一)商號登記簿(二)未成年者登記簿(三)妻登記簿(四)法定代理人登記簿(五)支配人登記簿(六)合名會社登記簿(七)合資會社

登記申請

登記簿(八)株式會社登記簿(九)株式合資會社登記簿(十)外國會社登記簿之なり。

登記の申請は要件を記載せる書面に、本人又は代理人が署名捺印して差出すべし。登記所が之を受理して登記簿に記載すれば直ちに之を公告す。公告の方法は官報及び豫め選定せる新聞紙上に一回以上公告し、其の掲載せる最終日の翌日より效力を生ず。凡て公告ありたる後に於ては他人が之を知らざるの故を以て其の效力を否定することを得ず。是を以て特に利害關係人に對し登記簿及び其の附屬書類の閱覽を許し、又必要に應じ謄本を請求するを得せしむ。而して登記簿に記載せる事項に變更を生じ又は其の事項が消滅したるときは、登記せる者は遲滞なく其の旨の登記をなさざるべからず。

商標

三。商標 商標とは自己の商品を表彰するため用ふる文字、圖形又

Trade Mark

は記號なり。即ち製造者又は販賣者が他の商品と區別する爲自己の商品に貼附する目印なり。蓋し商品多様となり取引頻繁となるに従ひ、一々實物を點檢せずして商標により賣買を決すると商人及び消費者に利便なるべく、商人は之に依り益々其の信用を高むることを得べし。

商標は登録の日より二十箇年專用權を得べく、期限滿了後續用せんとせば更に登録を受くべし。此の商標權は營業を讓渡し若くは他人と其の營業を共にする場合に限り之を讓渡し得べく、凡て讓渡の場合には其の旨の登録を要す。

四、特許 特許は工業上の物品及び方法に關し最先の發明を保護する爲に設けられたるものにて、其の特許權は登録の日より十五箇年の間存續し、特許權者は(一)物品の發明に在りては製作、使用、販賣若しくは擴布の權を(二)方法の發明にありては其の方法若しくは

特許

其の方法により製作したるものを使用、販賣若しくは擴布するの權を專用することを得。されど其の獨占の代償として毎年規定の料金を納付するを要す。存續期間滿了後三年乃至十年の延期を許さるゝ事あり。且特許權は之を讓渡し又は共有となすことを得。

五、意匠 意匠は工業上の物品に應用すべき形狀、模様、色彩又は其の結合に係る新規の工案にして之を按出せるものは登録により專用權を得べし。專用權の期間は十箇年とす。

六、實用新案 實用新案は工業上の物品に關し其の形狀、構造又は組合せに係る實用ある新規の型にして之を考案したる者又は之が承繼者は登録し其の物品を製作、販賣、擴布又は使用する權利を得るものとす。而して實用新案權の存續期間は十箇年とす。

七、辨理士 登録は其の手續煩雜なれば特に辨理士なるものあり

辨理士

實用新案

意匠

て、特許實用新案意匠又は商標に關し、特許局に對して爲すべき事項の代理を業とす。

第二節 商號・營業所其の他

商號

一、商號 商號とは商人が營業上自己を表示する爲に用ふる名稱なり。 個人商人は通例其の氏名又は屋號を用ふ。會社は必ず其の種類に従ひ商號中に合名合資株式又は株式合資會社なる文字を附せざるべからず。商號を定むることは個人商人には隨意にして其の登記も亦任意なれども、會社は必ず商號を定めて登記せざるべからず。

專用權

商號を登記するときは專用權を生ず、登記せざれば單純の名稱に過ぎず。其の專用權は同市町村内(東京・京都・大阪各市に在りては區各)に於て同種の營業者をして同一の商號を登記するを得ざらしめ、若し不正競争の目的を以て同一或は類似の商號を使用する者あるときは其の

營業所

使用を止め、之が爲に損害を被らば賠償を請求し得べし。

商號の專用權は一種の財産權にして、之を讓渡すことを得れども、讓渡を登記せざれば外部に對して效力なし。而して營業と共に商號を讓渡したる時は、其の際特約なければ、讓渡人は同市町村内に於て二十箇年間同一の營業をなすことを得ず。若し同一の營業をなさざる特約あれば、同府縣内(北海道は府縣と看做す)に於て三十年を限り同一の營業をなすを得ざるべし。

二、營業所 營業所は商人の營業上の本據たる場所にして、定住商

業に於ける店舗又は事務所なり。個人商人の營業所は住所と同一のこと多けれども、異なる場所を選ぶこと固より支障なし。

營業所の所在は法律上の義務を履行すべき場所を確定するものにして、商業登記並に商業上の訴訟は直接關係ある營業所の所在地の區裁判所又は其の出張所に提起すべきものとす。

本支店及び
出張所

營業所は商業の種類規模の大小によりて、其の構造位置の選擇に差あるのみならず、商品の賣買を營む所謂店舖と、業務を處理する事務所とによりて亦異なる所あるべし。營業所數箇所ある場合に其の主腦となり指揮監督の地位にあるを本店と云ひ、之と連絡して指揮を受くるも稍獨立して營業をなす場所を支店と呼び、業務の一部分を分擔し本店又は支店の指揮を受けて業務を執る場所を出張所と稱す。

不動産に關
する登記

營業所・倉庫等の建物又は其の敷地の所有は建物・土地所有權取得の「登記申請」を要す。従つて其等の所有權が相續若くは賣買により移轉せるとき所有權移轉を登記すべし。商事經營のためには必ずしも建物・土地を所有するの要なく家賃・借倉料・地代を支拂ふて之を借入るゝも可なり。但し此の際可成建物賃借權設定・地上權設定の登記をなすべきものとす。

何區裁判所判事 名殿

年 月 日

何 何

某 某

右之建物何某所有ニ有之候處昭和 年 月 日代金何圓ヲ以テ何某へ賣渡シ
假間該建物所有權移轉ノ機登記被成下度登記原因ヲ證スル書面及ビ登記済證
相添へ此段申請仕候也

何府(又ハ縣)何市何町何番地
一家 屋 平 家 壹 棟
木造瓦葺
此ノ建坪 何坪
一附屬建物
木造檜皮葺
此ノ建坪 何坪
何坪 壹 棟
所有權登記名義人 何 某

印 紙

權利者 何府(縣)何市何町何番地 何 某
義務者 何府(縣)何市何町何番地 何 某

建物所有權移轉登記申請書

何區裁判所判事 名殿

年 月 日

何 何

某 某

右之地所所有物ニ有之候間所有權設定ノ登記被成下度別紙所有權證據書類相
添へ不動産登記法第百五條第一號ニ依リ此段申請仕候也

何府(又ハ縣)何市何町何番地
一、田 何反、宅地何段何歩

印 紙

申請人 何府(縣)何市何町何番地 何 某
住所 何府(縣)何市何町何番地 何 某

土地所有權設定登記申請書

特許局長 何某殿

登録願人 何某
商業名 何某
本籍及び現住所 何某

別紙明細書ニ記載ノ商標ハ商標法ニ觸レザルモノト確信候間登録相受度此段願候也

商標登録願

何區裁判所判事 何某殿

年 月 日 何某
右 何某
右何某ヲ支配人ト相定メ前記ノ營業委任致シ候間登記被成下度此段申請候也

- 一、營業主 何市何町何番地 何某
- 一、支配人ヲ置キタル營業所 何市何町何番地 何々支店
- 一、支配人 何市何町何番地 何某

登記事項

當事者 何某
何市何町何番地 何業

支配人登記申請書

何區裁判所判事 何某殿

年 月 日 何某
右 何某
前記ノ事項御登記被成度商法ノ規定ニ依リ此段申請仕候也

- 一、商號所有者 何市何町何番地 何某
- 一、商號 何々屋

登記事項

當事者 何某
何市何町何番地 何業

商號登記申請書

營業所用具

三、營業所用具 商務を敏活ならしむるには營業所の設備完全なるを要すること勿論なれど、亦取引を迅速に整齊處理するには種の器具器械を備ふること必要なり。

營業所には金銭・有價證券・重要書類等を貯藏する金庫を備へ長距離用又は市内用・室内用・或は卓上用の電話機を設けエレベーター、エスカレーター、燈器、暖房装置、金銭及び小包輸送器を取付けるが如き設備の外に備ふべき用具少からず、用具は分ちて通信用計算用其の他となす。

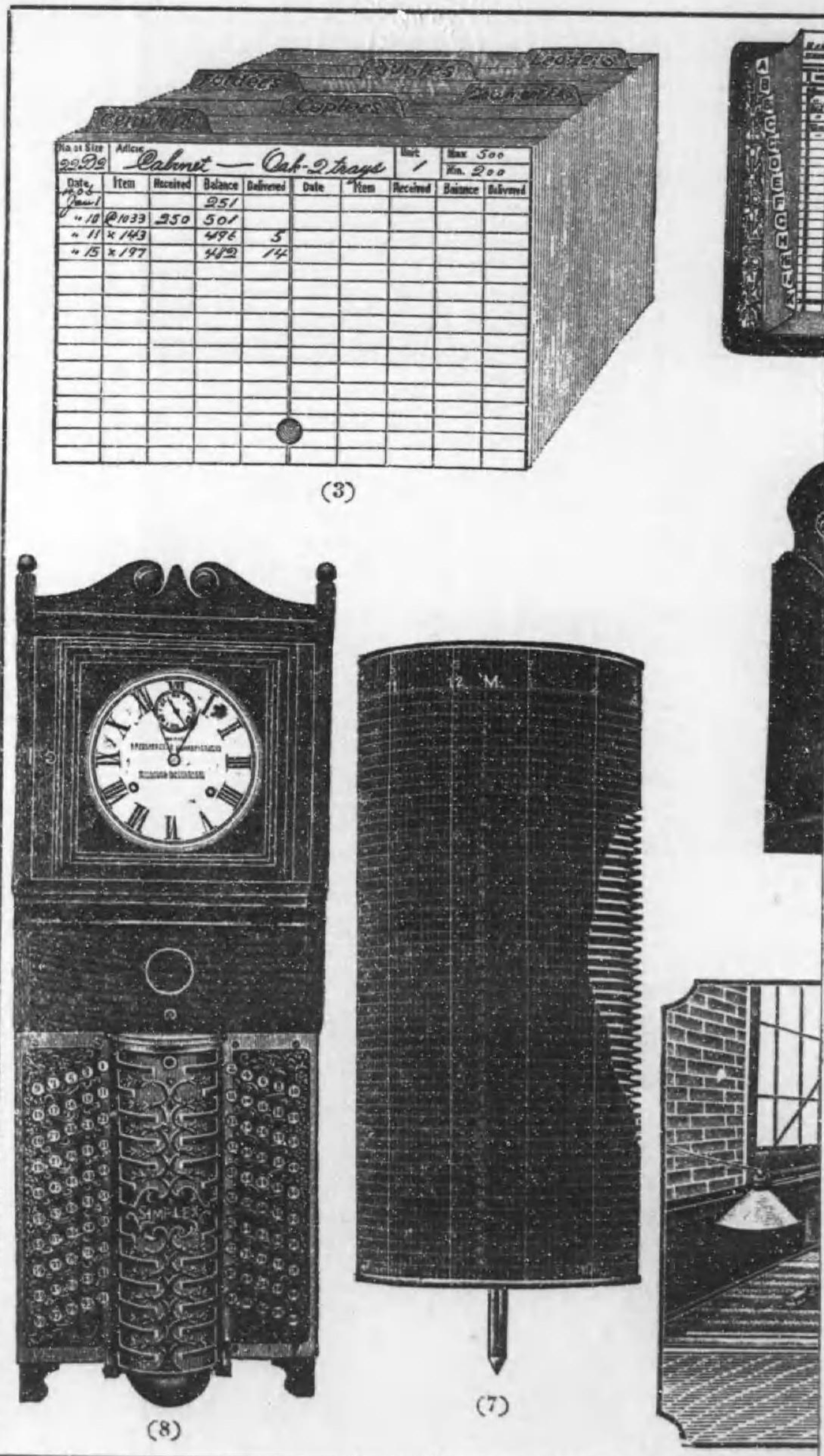
通信用には複寫機・英文タイプライター・邦文タイプライター・印刷器(同文を多數印刷するものにはロネオ及びロッタリーサイクロスタイル最も使用せらる)書狀整理架及び容器其の他書狀綴等種々あり。又繁劇なる支配人等の爲にデクダホンと稱し、着信を見て其の返事を著音臘管に吹込み、之をタイピストに渡し、タイ

ピストは之を蓄音機に掛けて聞きつゝ、タイプライターにて印刷する装置あり。

計算會計用としてカード式簿記にはカード容器あり、用具には
 勘定臺・金錢登録器・勘定書印刷器・計算及び加算器・手形安全器・數字
 Counter Cash Register Billing Machine Calculating Machine Protector Punching
 打拔器等を備ふべし。其の他時間押印器並に使用人の出勤時刻
 Machine Time Stamp
 を登記する時間登録器等必要のものなり。(圖參末附)
 四、商業帳簿及び信書 以上は營業の物質的方面に關係あるもの
 なるが營業の權利的方面に關するものは更に重要なり。其の主
 なるものを商業帳簿及び信書とす。兩者共に證憑たるべきもの
 なるが、其の内、商業帳簿は一切の日常取引及び其の財産状態を記
 録する帳簿にして信書は營業に關して取引先と授受したる文書
 なり。

帳簿の種類様式記入方法等は簿記科に譲りて此處に論ぜず。

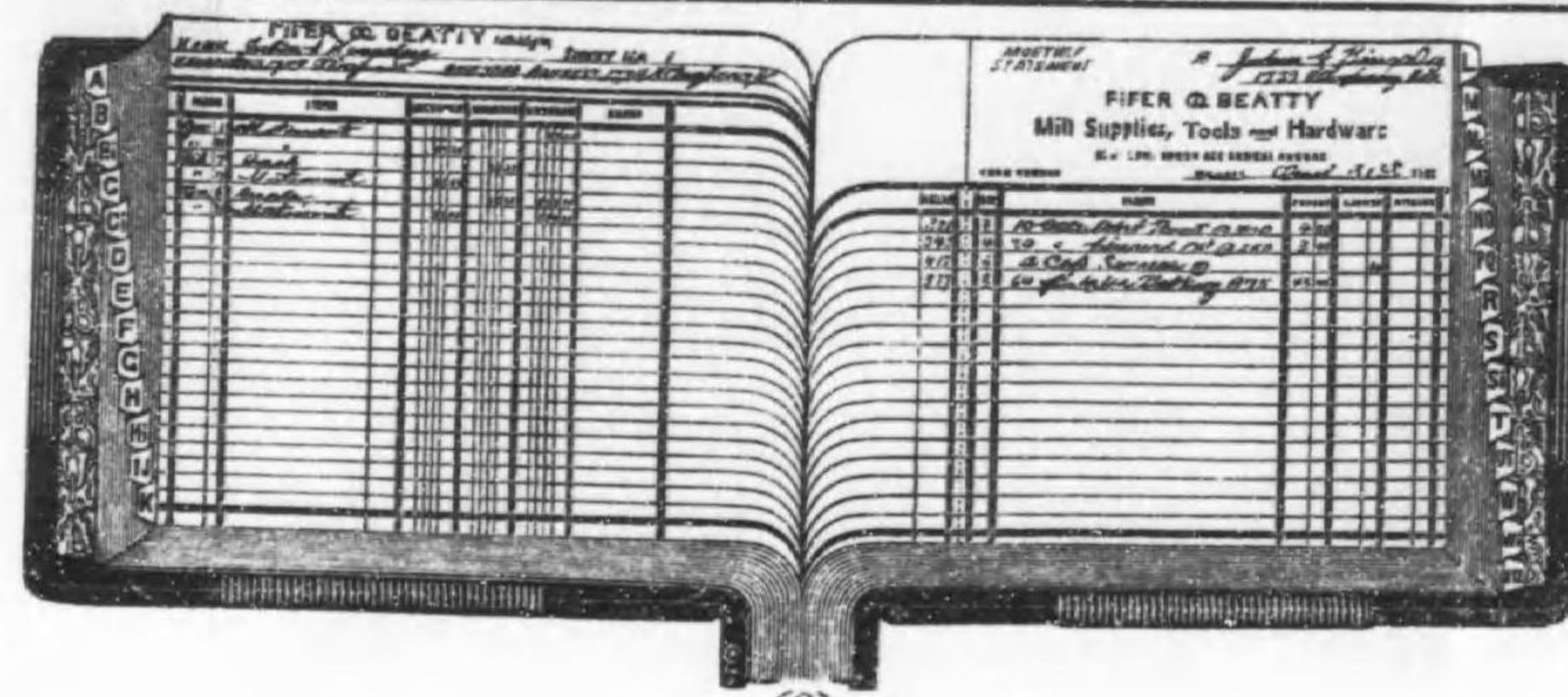
商業帳簿及
 び信書



Cabinet - Oak - 2 trays
 No. 51 Size 20x28
 Unit No. 500
 No. 200

Date	Item	Received	Balance	Delivered	Date	Item	Received	Balance	Delivered
10/10/33		251							
11/14/33		501							
11/15/33		496		5					
11/15/33		480		14					

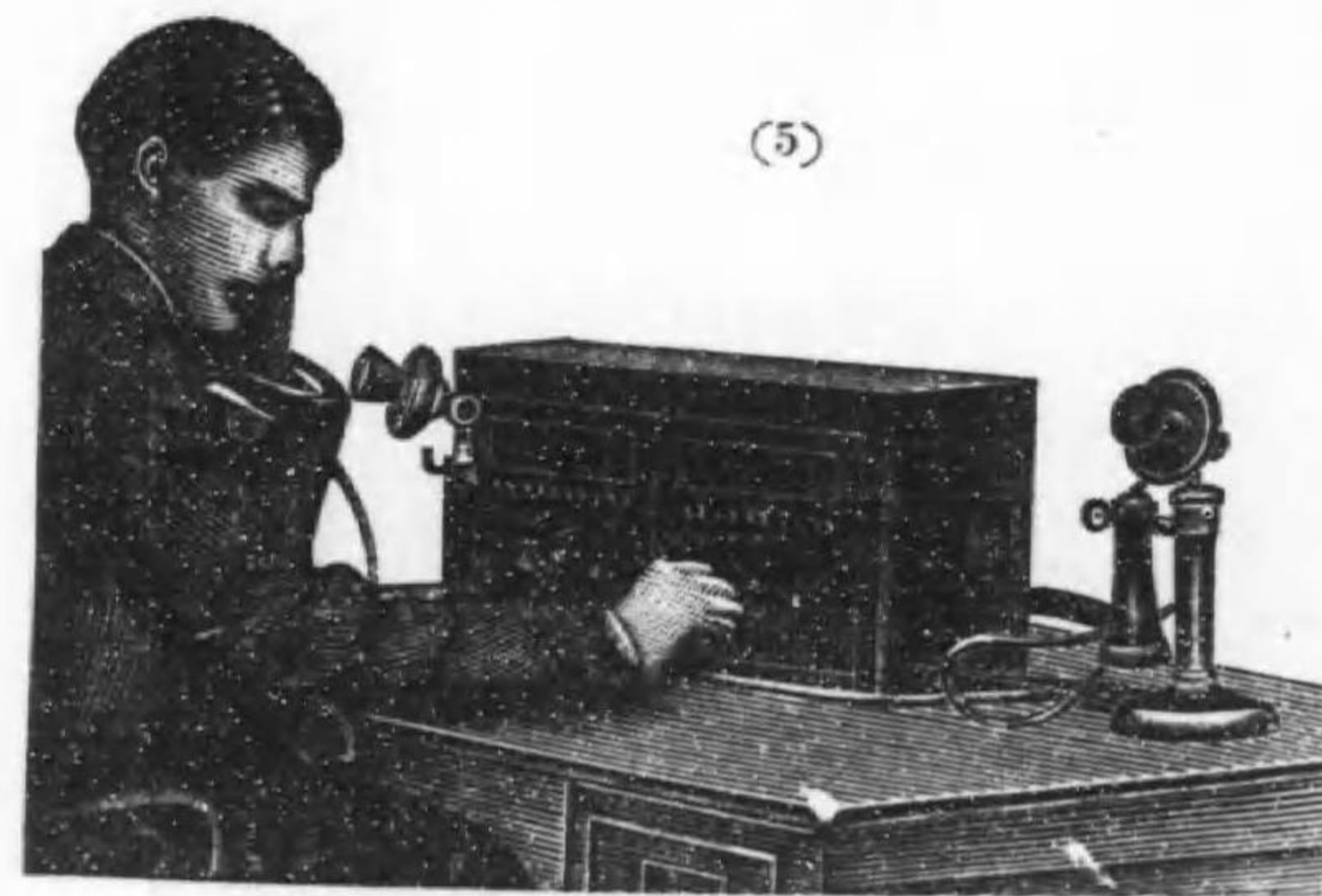
(3)



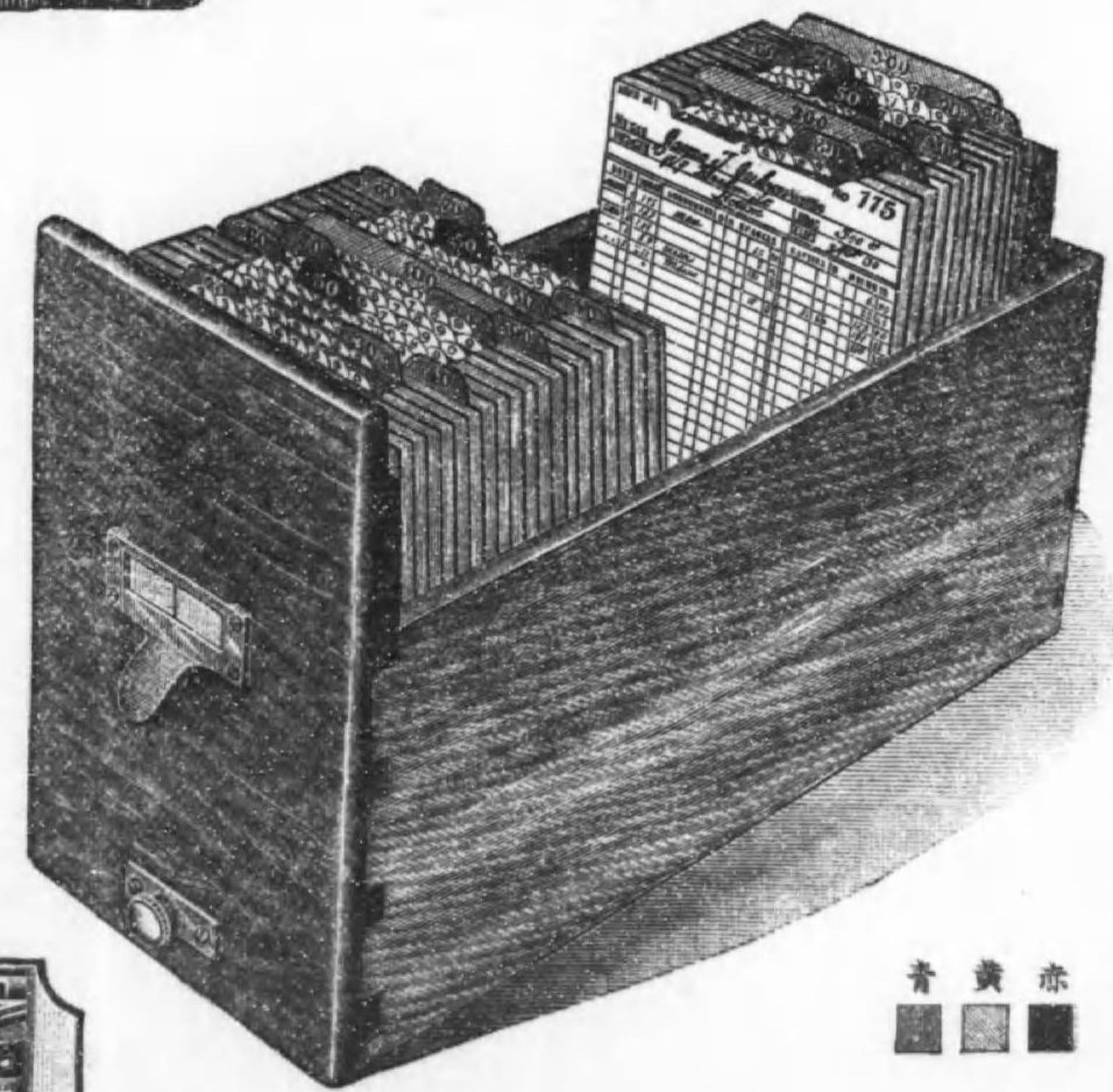
(2)



(1)

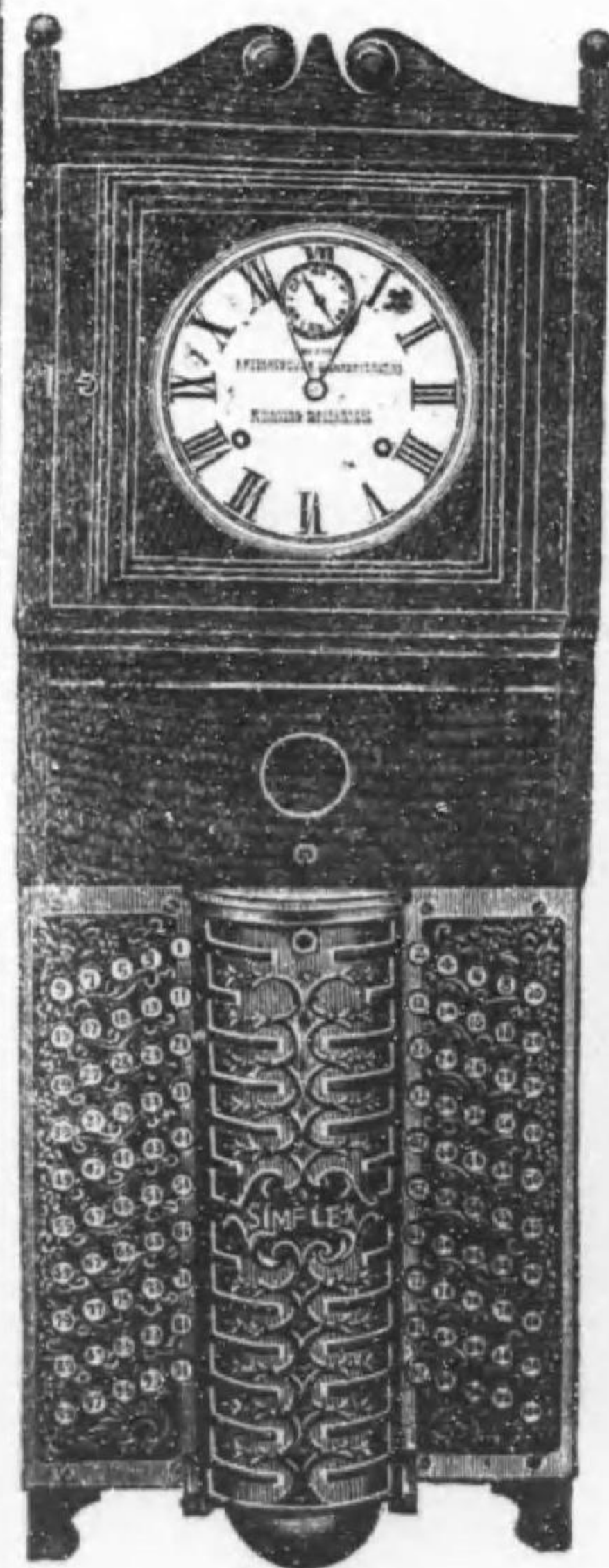


(5)

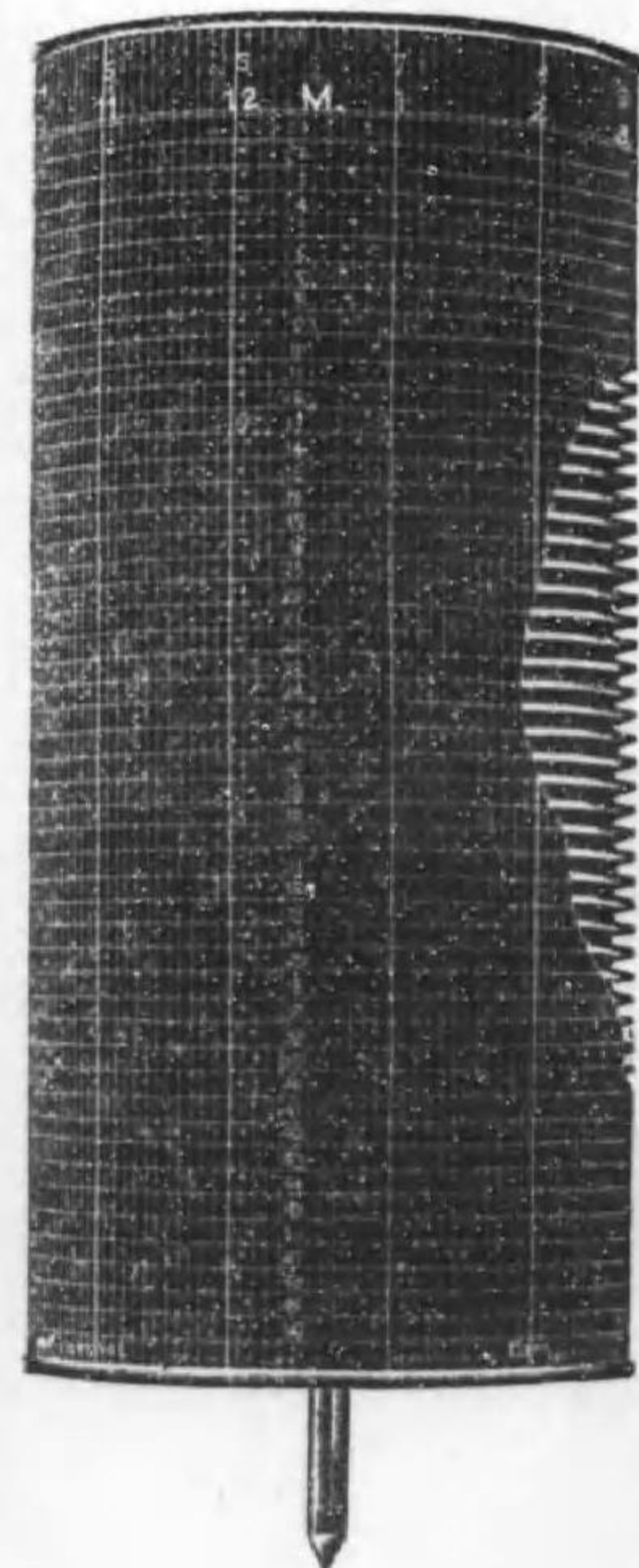


(4)

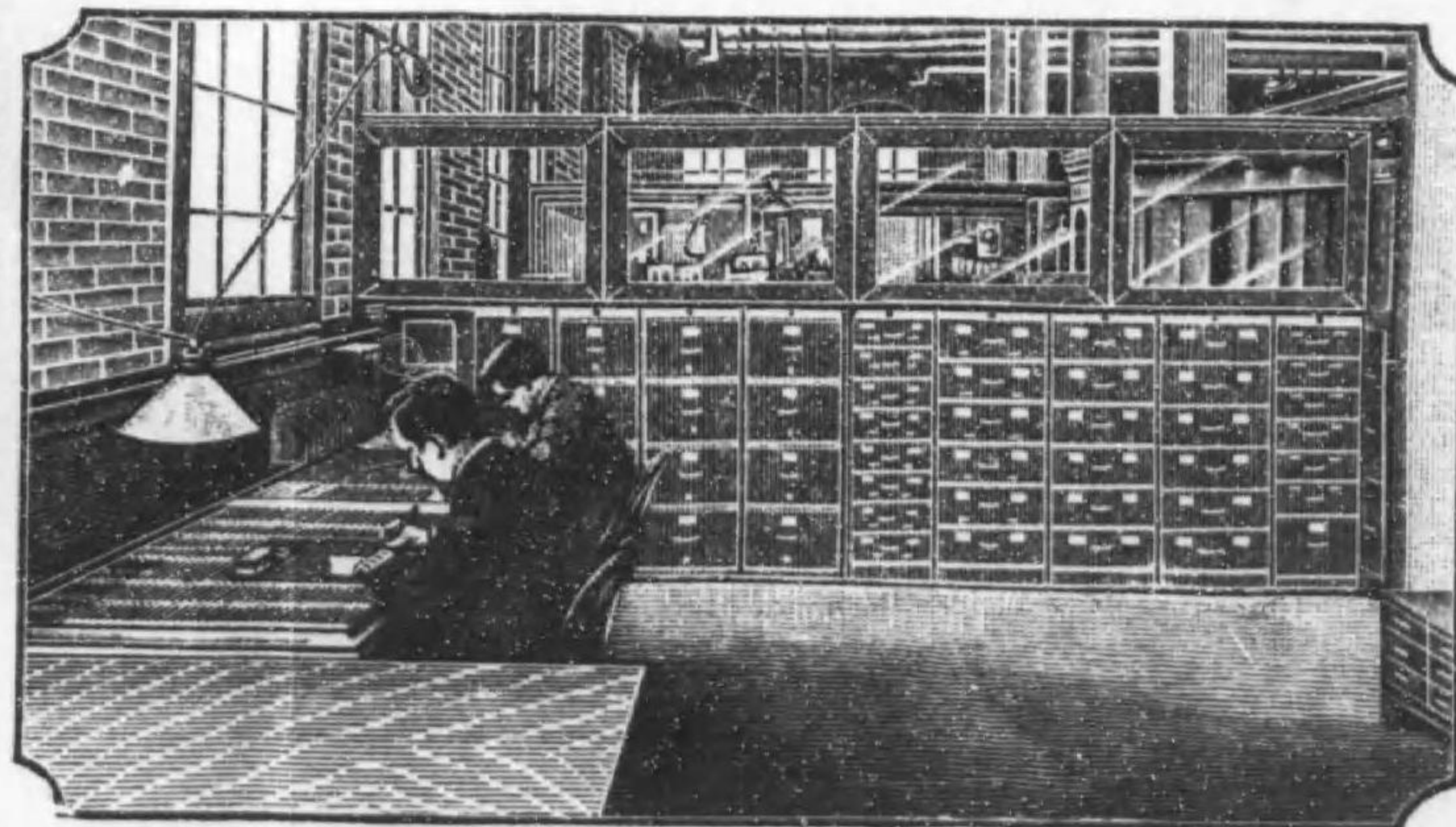
青 黄 赤



(8)



(7)

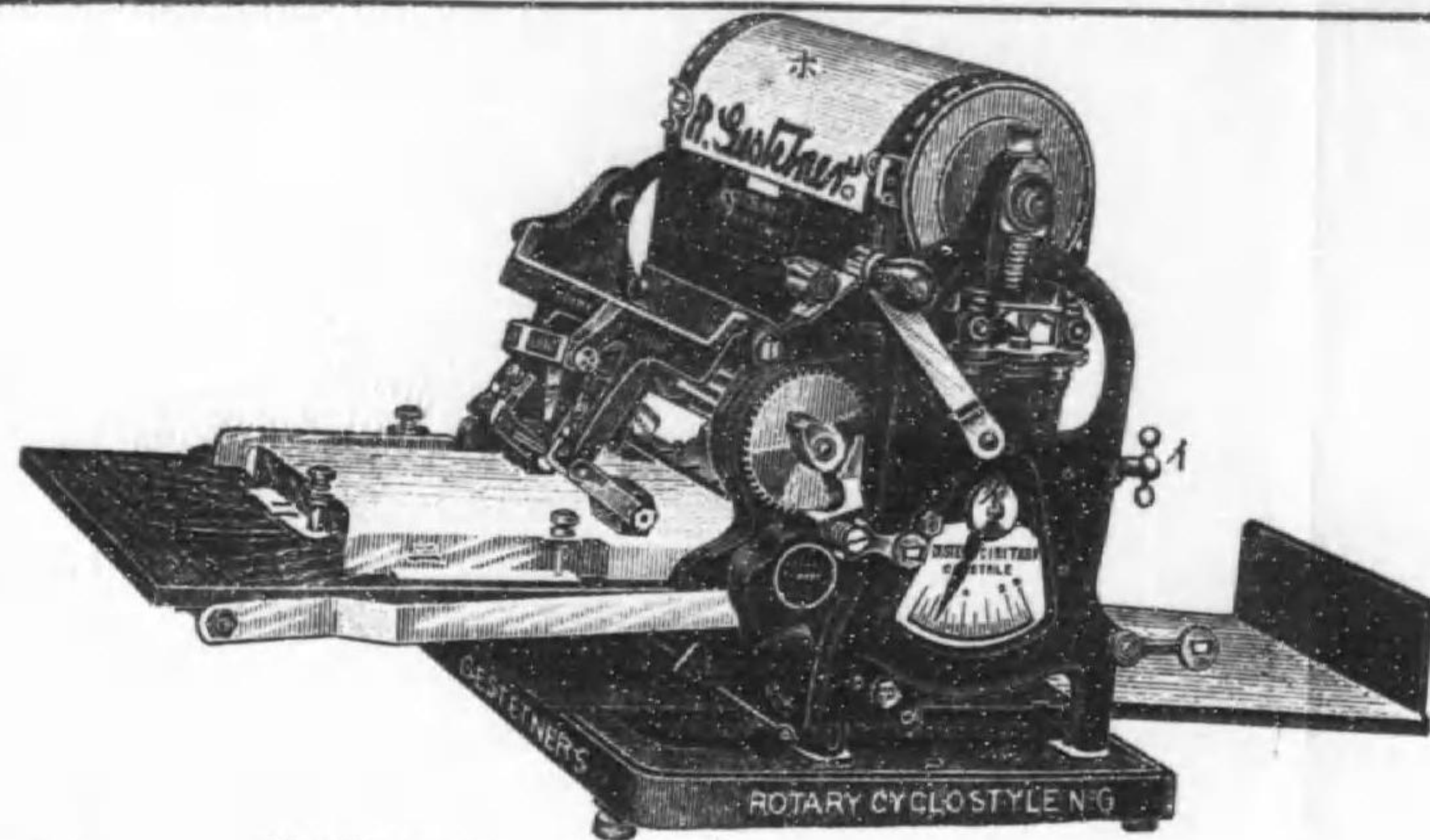


(6)

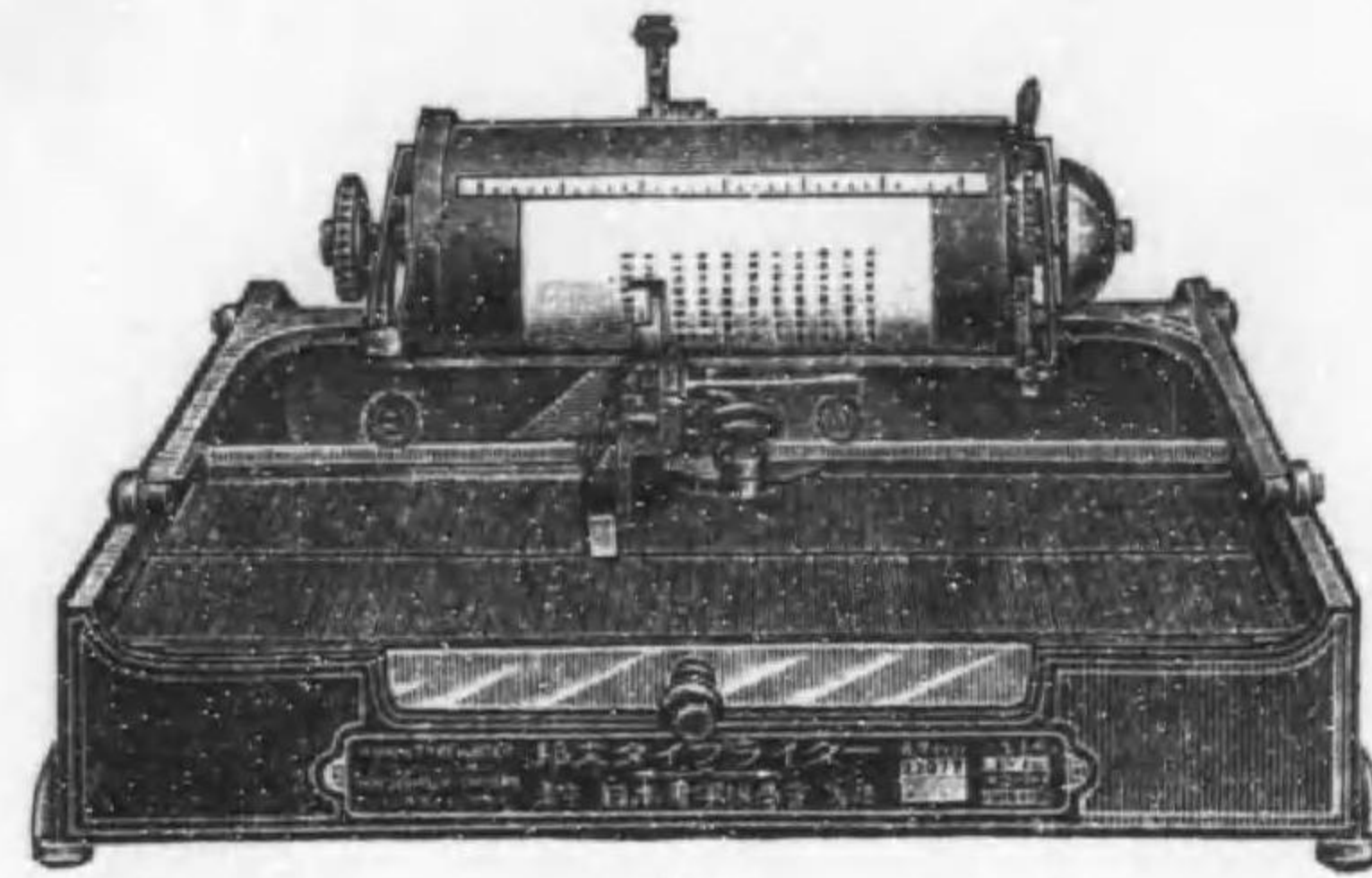
- (1) (2) ルーズ、リーフ式簿記帳
 (3) (4) カード
 (5) 卓上電話交換器
 (6) カード事務室
 (7) (8) 時間登記器

なるものを商業帳簿及び信書とす。兩者共に證憑たるべきもの
 なるが、其の内、商業帳簿は一切の日常取引及び其の財産状態を記
 録する帳簿にして信書は營業に關して取引先と授受したる文書
 なり。

帳簿の種類・様式・記入方法等は簿記科に譲りて此處に論ぜず。



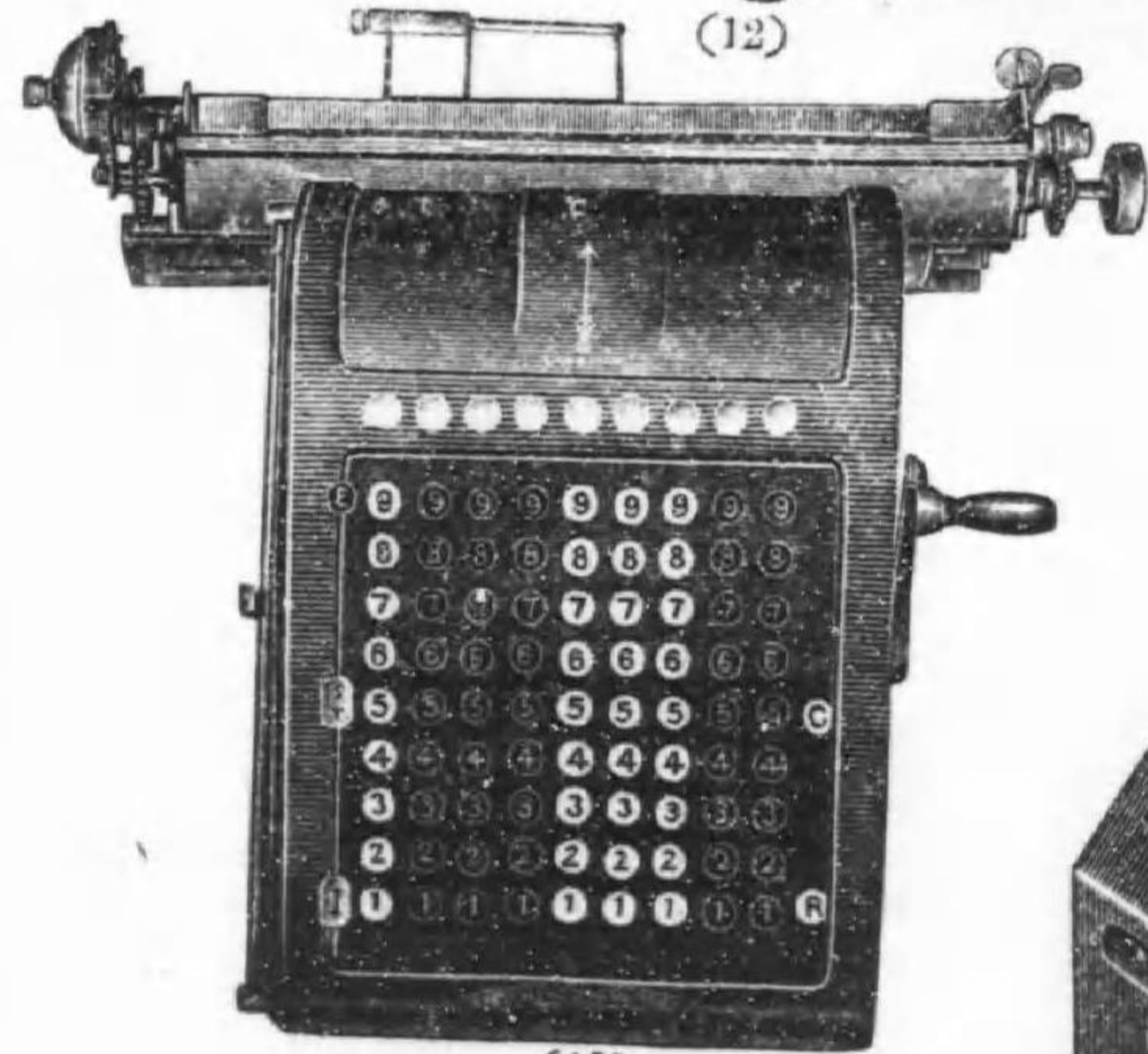
(12)



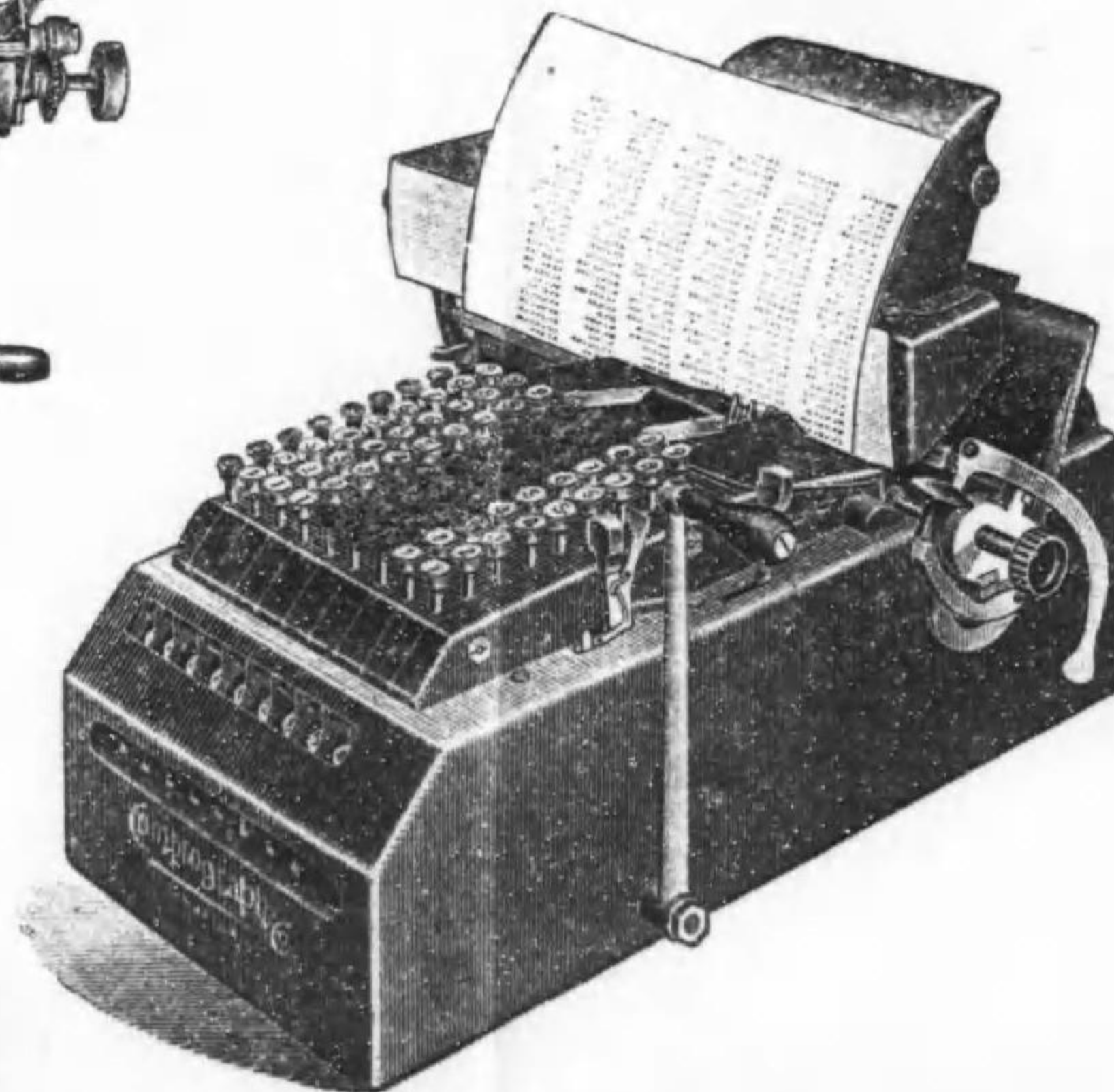
(11)



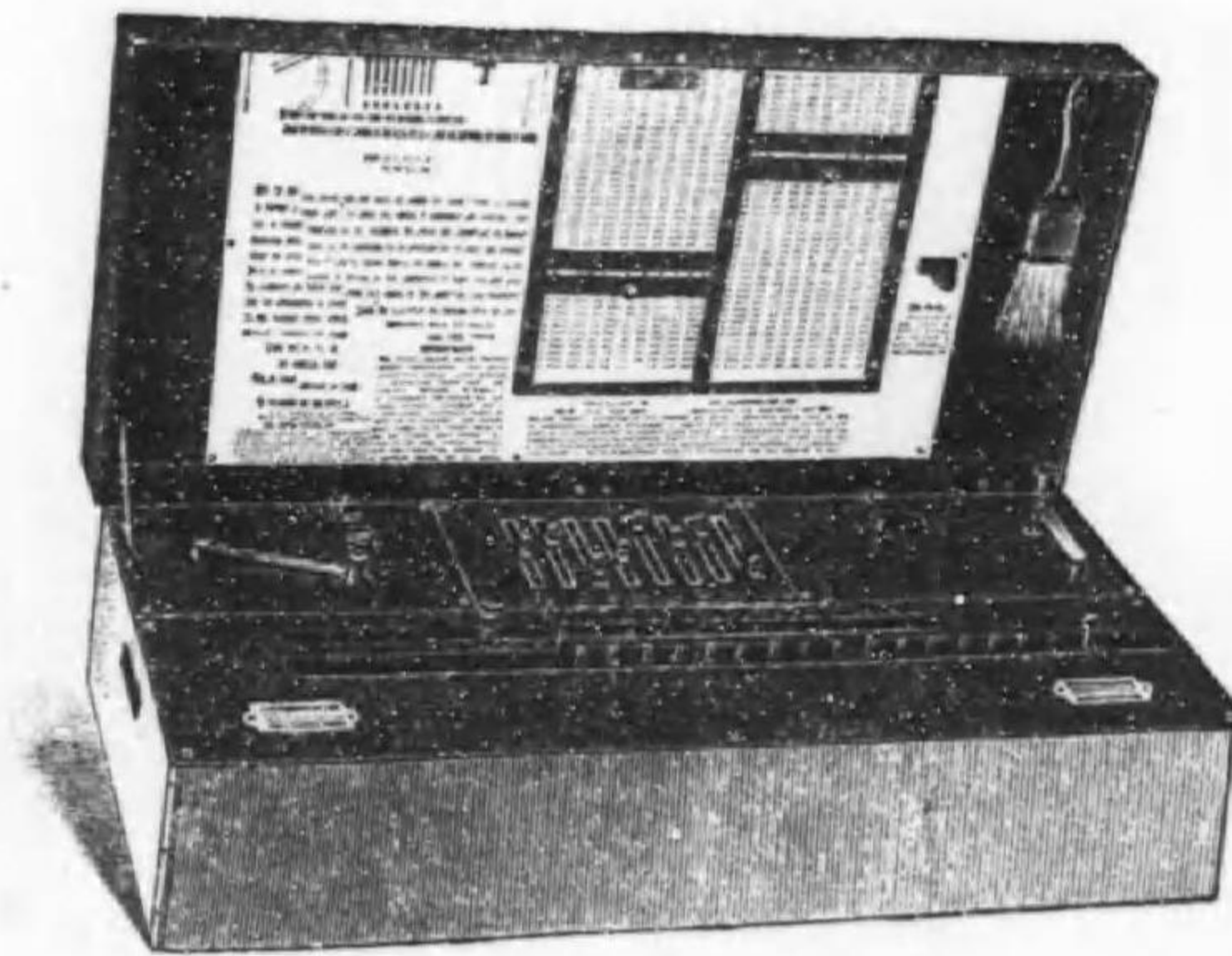
(9)



(15)



(14)



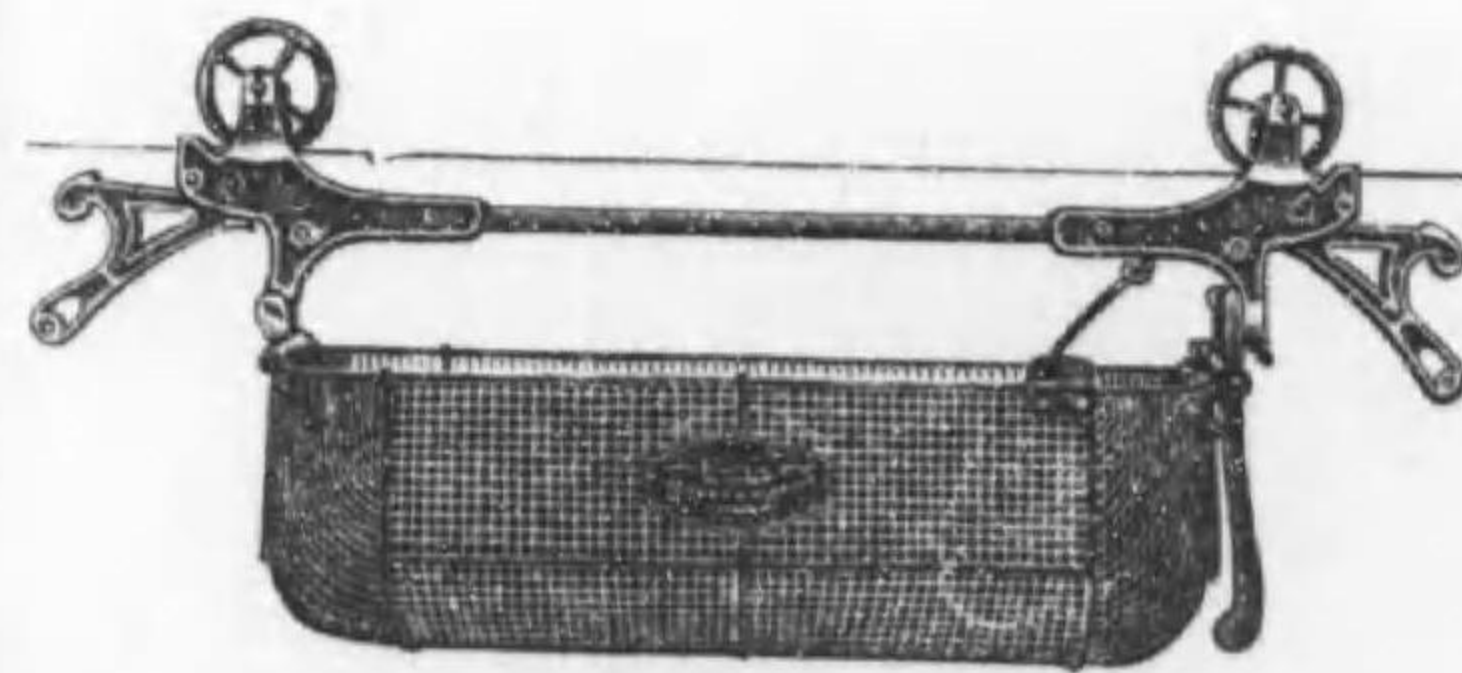
(13)



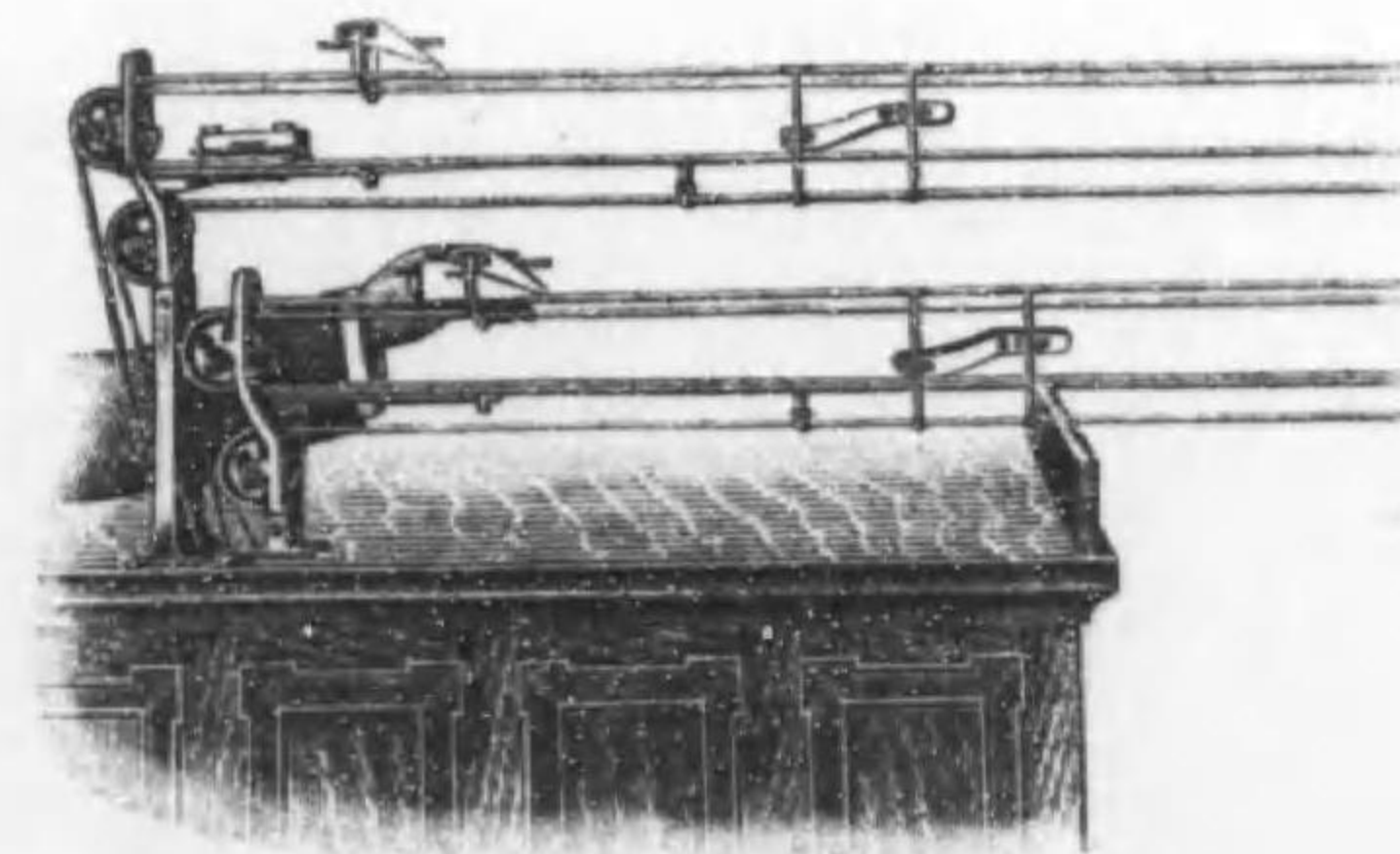
(10)



(18)



(17)



(16)

(9) (10) Dictaphone

(11) 邦文タイプライター

(12) Rotary Cyclostyle Duplication

イ、 スタールにて印刷紙面の上部

又下部なり。印刷面の配置を決す。

0 に置きこれより一時下の方に印

刷せんには1の所に指針を置く。

ロ、 印刷する時はロの方面に置き印刷

を止むる時は反対の側に置く。

印刷の爲に手にて廻す。

印刷する紙を押へる爲なり。

原紙。このローラーの他の所にイ

ンキを置く。

印刷紙数を示す9999に至り再び

0123に始る。

(13) 加算器

(14) Comptograph

(15) プーロー式加算器

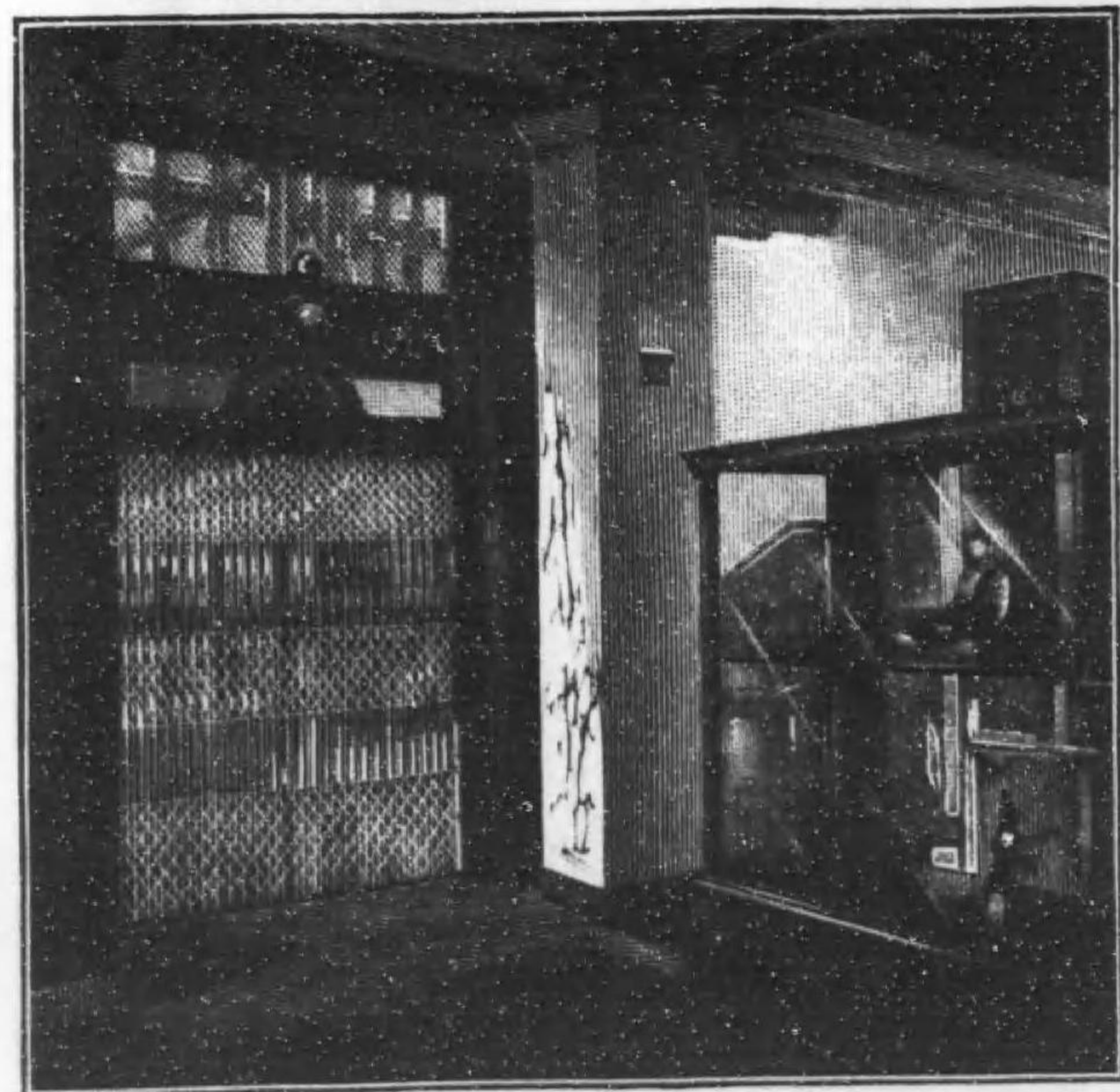
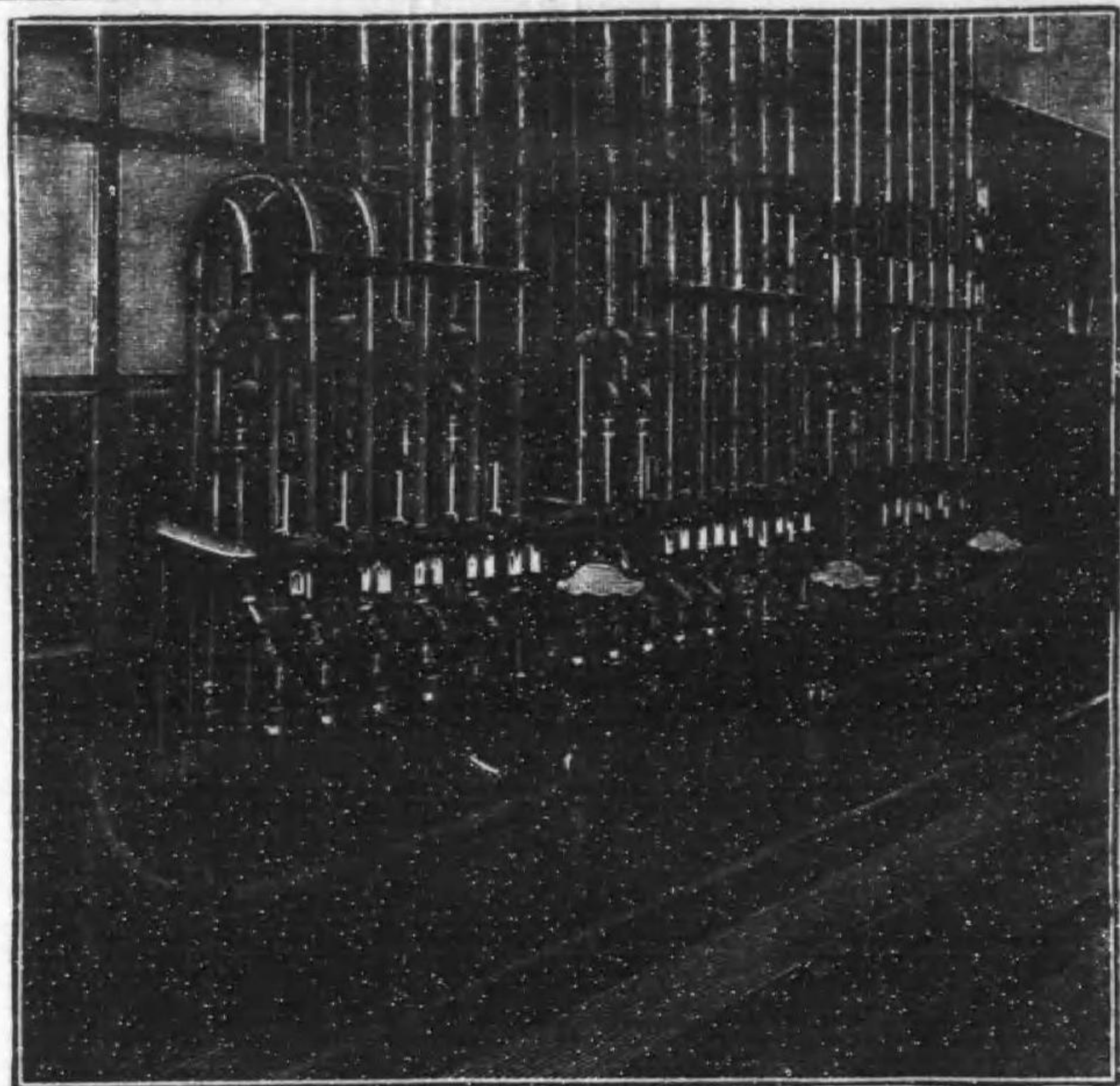
(16) 現金輸送器

(17) 小包輸送器

(18) タイプライター

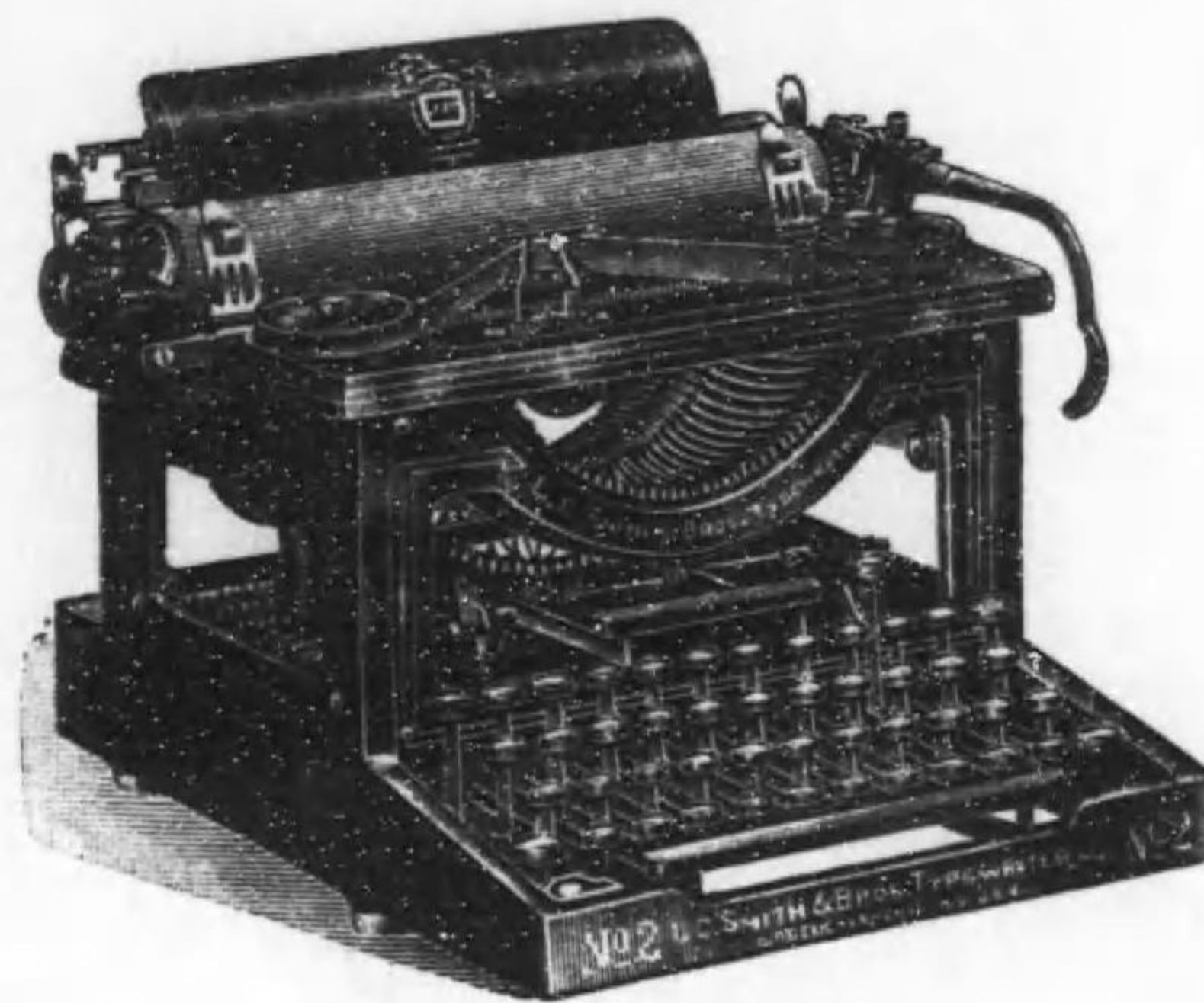
(23)

中央會計部の氣力金銭運送機

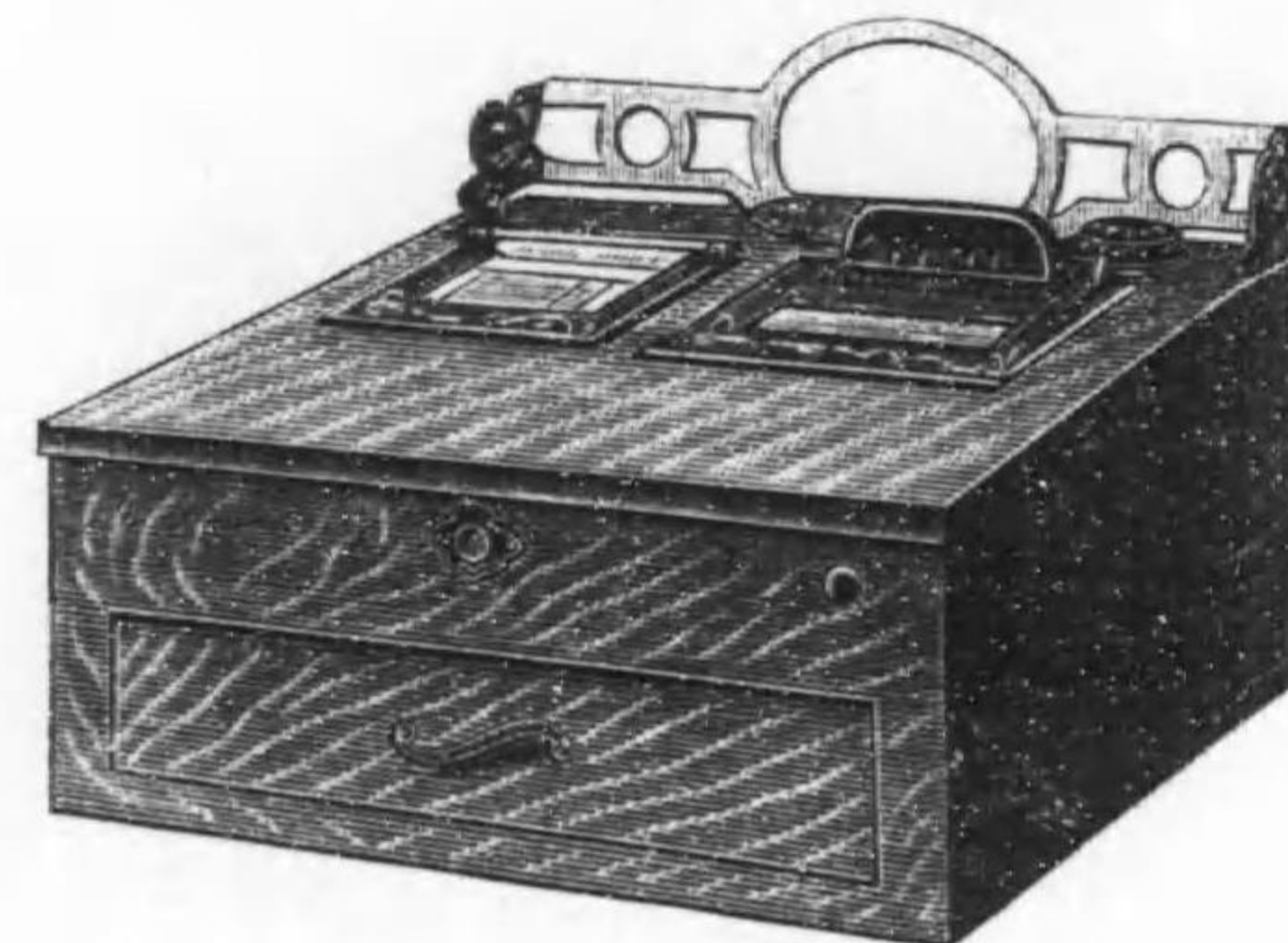


(24)

昇降器 (Elevator)



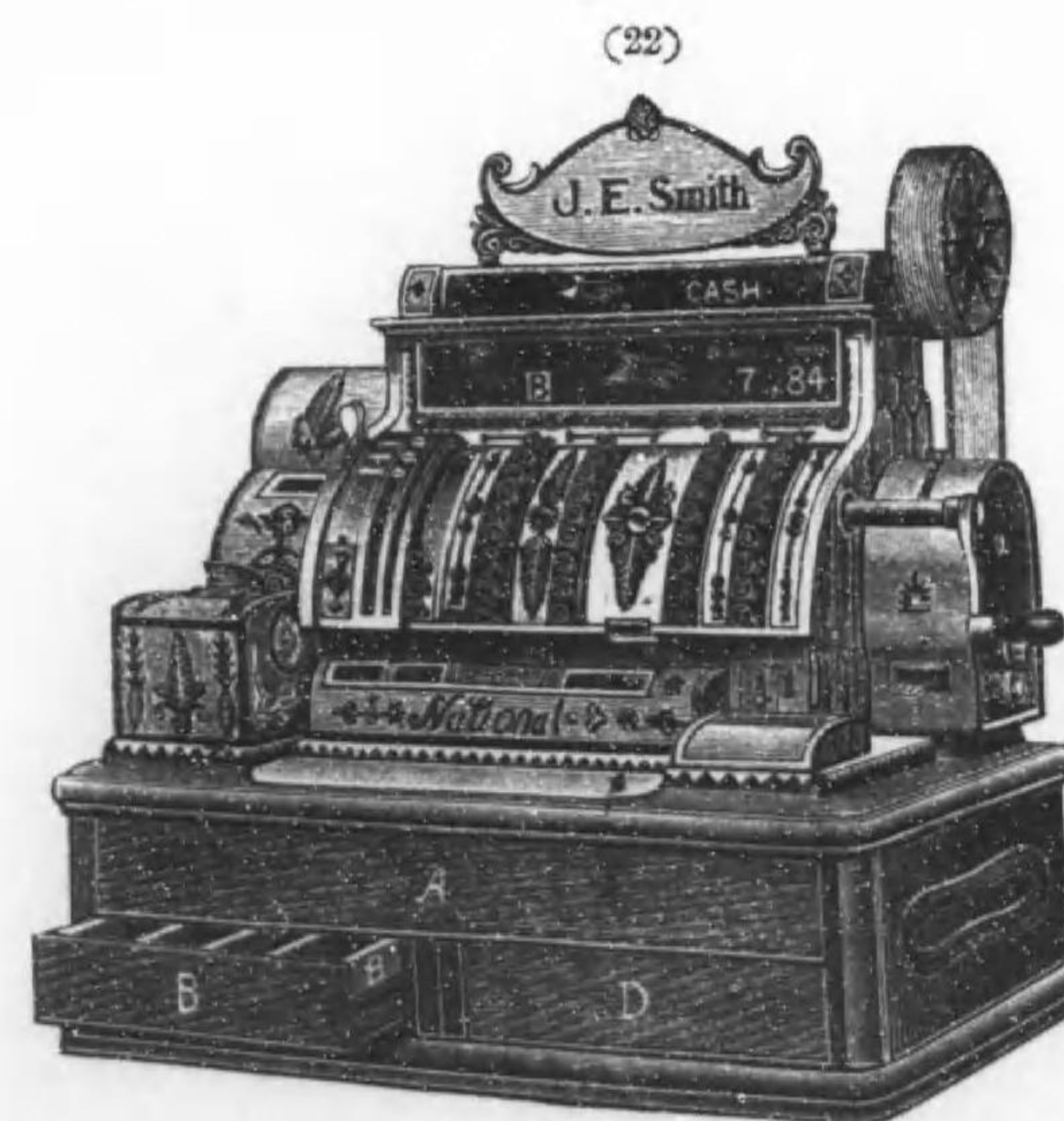
(19)



(21)



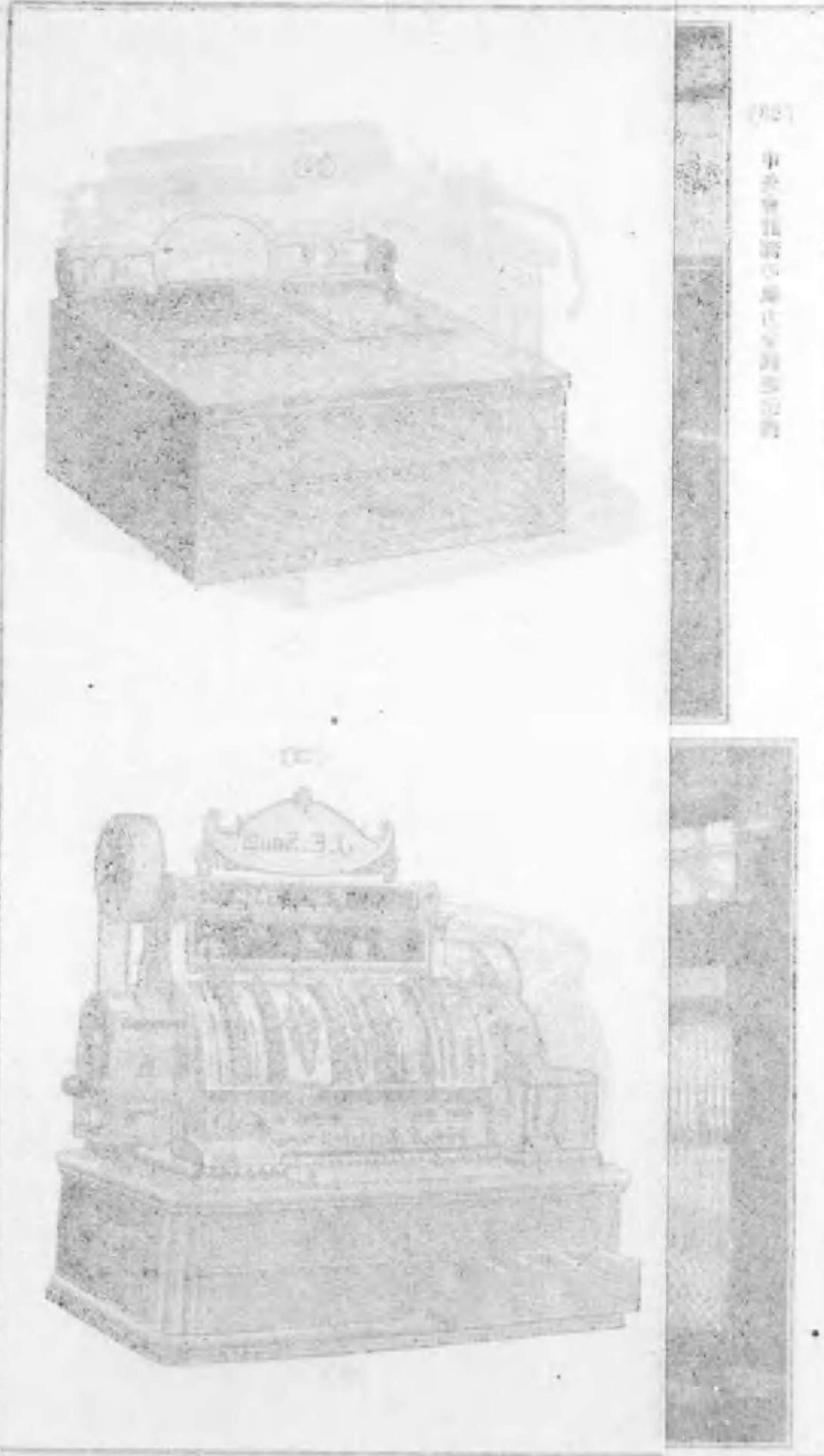
(20)



(22)

(19) 勳定書印刷器 (20) (21) (22) 現金登録器

事務用機器の停止と設置の概観



事務用機器の停止と設置の概観

日記帳
財産目録
貸借対照表

唯法律の關係する處を述べれば、我が商法は日記帳、財産目録及び貸借対照表の記帳作成を要求す。日記帳は日々發生する取引を逐次記入すべきも、財産目録と貸借対照表とは個人商人は開業の時、會社は設立登記の時及び毎年定時に一回作れば可なり。但し年二回以上配當する會社にありては其の都度、兩者の調製を要す。信書は書狀を主とするも、契約書、勘定書の如き重要書類も亦信書なり。歐米にては發信に控又は寫を取るも本邦には未だ一般に行はれず。かくては受信のみ整理保存をなし得るも、發信は全く放置さるゝ嫌あり。將來の紛争に備ふる爲、商業帳簿及び信書は十年間之を保存するを要す。

第九章 商業に關する施設機關

——商工會議所——同業組合——商業興信所——商品陳列所——博覽會——計理士——

一、商工會議所 商工會議所は一地方商工業者の利益を代表し、該 Chambers of Commerce and Industry.

商工會議所

議員・役員
及び顧問

地方商工業の發達改善を圖るを目的とする公益團體なり。本邦に於ては商工會議所法なる特別法ありて、之に關する組織權限事務等一切の事項を規定せり。

商工會議所の議員の定數は五拾名以下にして議員總會を組織す。議員には二種あり、其の一は一定の地域(通常市なるも商工業の狀況に依り、必要あるときは町、特別の事情あるときは市と市町村、又は町と町村を合したる地域)内に於て商工業に従事する一定の資格を有する者より選舉せられたるものにして、其の二は同地域内にて所定の重要商工業一業種に付、各一名の割合を以て選定されたるものなり。後種のもものは地方商工業の實狀を反映する爲に存し、通例定數の五分の一とす。役員に會頭及び副會頭等あり、議員總會に於て議員中より選任す。外に重要事項の諮問機關として、商工業に關する學識經驗ある者又は議員として功勞顯著

事務權限

なりし者を顧問となす。議員及び顧問は何れも無給の名譽職とす。

商工會議所の主たる事務並に權限左の如し。

- (一) 商工業に關する(イ)通報(ロ)仲介又は斡旋(ハ)調停又は仲裁(ニ)證明又は鑑定(ホ)統計の調査及び編纂(ヘ)營造物の設置及び管理(ト)其他商工業の改善發達を圖るに必要なる事業を行ふこと
- (二) 商工業に關する事項に付、行政廳に建議し、又は其の諮問に對し答申すること。
- (三) 行政官廳の命に應じ、商工業に關する事項の調査を爲すこと
- (四) 商工業者に對し、商工業に關する統計、其の他の調査を爲すために必要なる資料の提出を求むること。

經費

商工會議所の經費は主として議員の選舉權を有するものに賦課して得るも、會議所が其の營造物の利用に對し、使用料調査、鑑定、調停、斡旋等の受託に對し、手数料を徵收するときは、其の收入を以て之を補ふ。又商工會議所は全國商工業者の利益を代表し、且各

日本商工會議所

會議所間の聯絡を圖るために、中央機關として共同して日本商工會議所を設立す。

同業組合

二 同業組合 同業組合は一地方に於ける同業者が團結して營業上の利益を維持進捗し、同業者間の親睦を圖り、知識を交換し、或は不正の行爲を矯正せんとする仲間組合なり。其の設立は適宜の地域に於て同業者四分の三以上の同意を以て規約を作り、監督官廳の認可を経べし。

同業組合には組長、副組長、評議員を置き、經費は同業者分擔す。其の事務は(イ)組合の支持に關する事務の外(ロ)官廳及び商工會議所の諮問に應じて意見を陳述し(ハ)其他品質の整調、粗製防止策、荷造方法の改良及び検査規定を協定し、販路の擴張を畫策し、又使用人の取締及び教育を監督する等、同業の進歩改良に貢獻するを目的とするものなり。

同業組合は各種の商業に行はる。例へば織物業組合、出版業組合の如し、而して各地の同業組合は相互に氣脈を通じて其の目的を達せんが爲に同業組合聯合會を設く。以上は明治十七年發布同業組合準則によるものなれど、同業組合中特種のものに左の如きものあり。

重要物産同業組合

(1) 重要物産同業組合 商工大臣の認定したる重要物産につき設立せらるゝものなり。其の地区内同業者三分の二以上の同意を得て設立す。

茶業組合

(2) 茶業組合 茶業者の組織設立するものにして重要物産同業組合の一種とも云ふべきものなり。

商業興信所

三 商業興信所 Trading Association 商業興信所は商工業者其他の者の信用程度を調査する機關にして、依頼者より相當の手数料を徴し、其の審問に應答するものとす。銀行が貸付を行ふ場合や商人が未知の人と初めて取引を開始する場合に在つては、商業興信所を通じて相手

商品陳列所

方の信用状態を採知するを便とす。尤も銀行及び商人は各自顧客筋の信用調査を怠る事なきも、各自の施設には限度あるを以て調査完璧を期し難し。然るに商業興信所は専門の調査機關なるを以て豊富なる材料に就き極めて精細なる検討を試み、且一局部に限らず一國全體に亘り調査を遂げ、迅速に報告するを得べければ、取引先の財産及び營業の眞狀に注意すべき者は利用を怠るべからざるところなりとす。本邦に在りては當初銀行家等の共同事業として興信所を設けたるも、今や歐米に於けるが如く獨立の株式會社經營の事業となれり。

四、商品陳列所 商品陳列所は内外重要商品並に此に關係ある調査書類等を蒐集陳列し、其の種類、價格、生産及び販賣の状態を知らしめ、以て一般の参考に供するものを云ふ。本邦にては重要なる都市には大抵公立の商品陳列所存す。

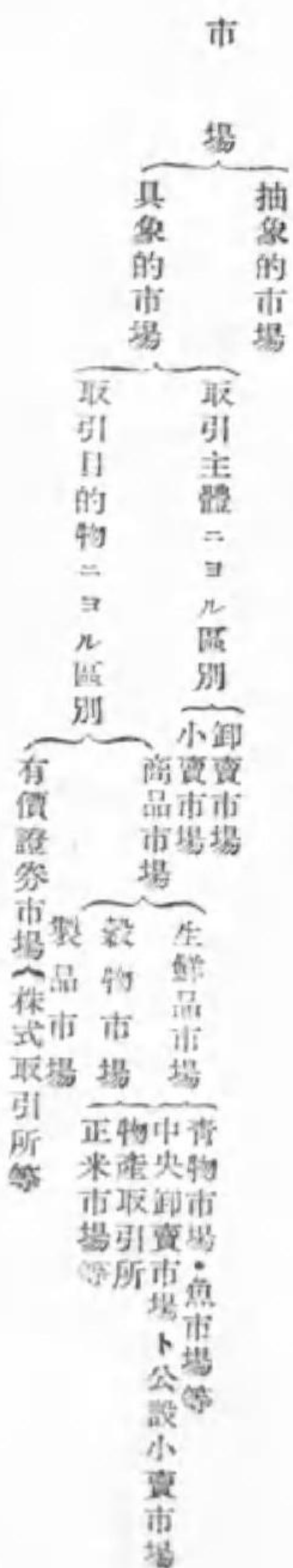
博覽會

計理士

五、博覽會 博覽會は前者の常設なるに反して一時的の設備なり。即ち一定期間商工業者をして其の商品又は製品を出品陳列せしめ一般の觀覽に供し、以て一國産業の發展に資するものなり。博覽會は又共進會品評會の名にて開催さるゝことあり。

六、計理士 計理士とは從來俗に會計士と稱せられしものの公認せられたるものにして、財團法人、商工業者等の依頼に應じ會計に關する検査、證明、計算、整理又は立案を爲すを業とするものを云ふ。近時經濟界の發達に伴ひ、各種事業の會計に關する事務の漸次複雑多岐に亘れるより發生せるものなり。

第十章 市場



市場の意義

一。市場の意義 市場なる語は左の二義に用ひらる。

(1) 廣く需要供給の出會の意に使用す。例へば倫敦市場大阪市場等と云ふは其等の地方に於ける需要供給の出會を指し、又金融市場運賃市場と呼ぶは通貨運送に對する需要供給の出會状態を稱するなり。かゝる市場を抽象的市場又は廣義の市場と云ふ。

(2) 又一定の時、一定の場所に於ける需要者供給者の集合の意に用ふ。俗に謂ふ市場即ち之にして此の意味の市場を具象的市場又は狹義の市場と稱す。

何れにしても賣買交換の中心をなすものなれば、現代商業にとりては瞬時も缺くべからざる樞要の機關なり。

二。市場の種類 廣義の市場は商業取引と直接具體的關係なきを以て、此處には狹義の市場の種類を述べし。狹義の市場は賣買取引をなす主體たる人と取引場所等の設備と取引目的物とより

市場の種類

卸賣市場
小賣市場

中央卸賣市場

公設小賣市場

組織さる。

取引主體に就きて區別せば卸賣市場と小賣市場となる。前者は卸賣商人と小賣商人或は其の他の商人と、後者は小賣商人と消費者とが取引する市場なり。

取引目的物によりては普通商品市場と有價證券市場に分ち、商

品市場は更に生鮮品市場、穀物市場、製品市場に區別せらる。生鮮

Fishable goods market; Corn market; Manufactured goods market.

品とは魚類、肉類、鳥類、果實、蔬菜、鶏卵等にして此を取扱ふ市場には青物市場、魚市場等各別に存するも、全部を合して取引する代表的なるものは輓近都會の膨脹と共に發生せる中央卸賣市場及び公

設小賣市場とす。中央卸賣市場とは市民の福利を増進せんが爲

に設立せられたる生鮮品の卸賣市場にして、我が國にては公共團體の經營を原則とし特別の場合にのみ公益法人の經營を許せり。公設小賣市場は前者の卸賣なるに反して直接消費者を顧客とす

取引所

る小賣の市場なり。通例一都市に中央卸賣市場は一ヶ所便利なる地點を選びて設くるも公設小賣市場は數ヶ所置くを常とす。穀物市場の代表的なるものは物産取引所、正米市場等にして有價證券市場の代表的なるは株式取引所なり。

三。取引所 市場の進歩したるものの一に取引所あり。取引所に關しては下卷に詳細に論ずべきも此處に簡單に説明すべし。取引所は品質一定し品名を以て代表し得らる、物件を一定の資格を有する者が特定の方法と條件を以て賣買する特設の市場なり。取引所にて賣買せらる、物件は米穀、棉花、綿絲又は日本郵船株と云ふが如く一定したる銘柄標準等を以て代表され、且代替性ある商品にして之を取引する者は一定の資格ある取引員又は會員に限られ、賣買の方法、引渡の條件も特に定められて、必ず一定の場屋に於て賣買せらるべきものとす。

商品取引所

株式取引所

市價

取引物件により取引所を分ちて二とす。

1. **商品**又は**物産取引所** Produce Exchange 米、麥、雜穀、棉花、綿絲、蠶絲、鹽、砂糖、肥料、油類を賣買取引する取引所にして、米穀のみ取引する所は米穀取引所と名づけ或は品數に應じ三品四品など冠することあり。

2. **證券**又は**株式取引所** Stock Exchange 公債、證書、社債券、株券等の有價證券の取引をなす取引所なり、但しあらゆる會社の株券を賣買するにあらずして、取引所取引に上る株券は確實なるものを選び取引所の認可を経べく之を**建株**と稱す。

四。市價 凡て市場は競争取引を行ふ者が需要供給の關係を測りて賣買する所なるを以て、其の評價せられたる取引値段は一般價格の標準をなすべし。之れ市場以外に於て此の評價々格より不相當に高き値段或は低き値段存し取引者にして不利益に立つ者あらんか、直ちに走つて市場に赴き取引を行ふに至るべきを以て

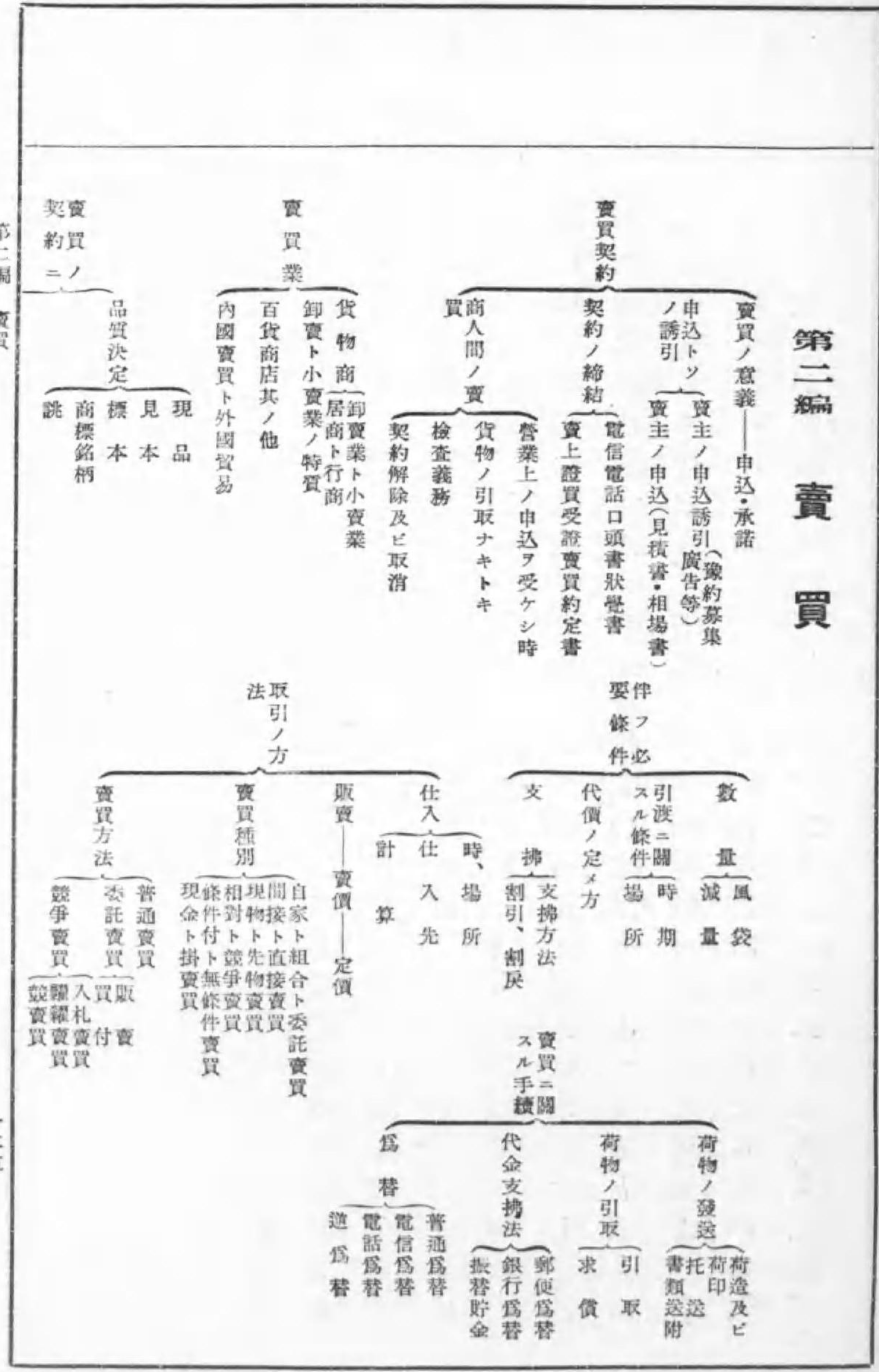
なり。即ち競争取引の集中する市場は價格を公定するものとす。かゝる一般的の價格を市場價格又は相場と謂ふ。

以上の如く取引所其の他の市場の市價は一般の標準相場となり、輸出入品及び國內卸小賣相場の大勢を示すべきものなるを以て、常に商事經營上着目すべく、次で卸相場は小賣値段を左右し、輸出入品は貿易の狀況に應じ其の品種の卸相場に直接影響するものなれば、是又寸時も其の高低に注意を怠るべからず。

凡て相場建の標準に二様あり、一は金額を建とし數量の増減を以て相場の高低を表はすものにして、他は數量を建とし金額の多少を以て騰落を示すものなり。例へば白米一圓に付三升二合と呼ぶは前者にして、石炭一噸拾貳圓五拾錢と云ふは後者の例なり。されど卸相場其の他多くの商品の相場は賣買單位を度量衡の數位にて定むる故に數量を建とし、相場を表示するを一般的とす。

卸相場
相場建

第二編 賣 買



第一章 總說

第一節 賣買契約

賣買の意義

一。賣買の意義 賣買とは賣主と呼ぶ一方より金錢以外の物件を引渡し、買主と稱する他の一方が之に對する代金を支拂ふところの契約なり。即ち賣買は一の契約にして物件を引渡し代金を支拂ふは契約の實行なるなり。而して契約は申込と承諾により成立するものにて、其の申込及び承諾は何れより之を爲すも可なり。例へば甲が乙に或商品を拾圓にて賣らんと云ふは申込にして、乙が九圓なれば買はんと云ふは拾圓の申込を拒みて九圓と云ふ申込をなせるものなり。若し又甲が否九圓五拾錢にて賣らんと答ふれば九圓の乙の申込を拒みて新たなる申込をなせるものにて、此の際乙が然らば九圓五拾錢にて求めんと答ふれば、乃ち九圓五

申込と承諾

賣買物件

代金

申込と其の誘引

賣主の申込

拾錢の申込に對し承諾をなせることとなり、該契約は成立す。

賣買物件には土地・家屋・倉庫等の不動産・船舶・有價證券及び無形の財たる商標・特許權・著作權等あれど、賣買商業は商品並に商品代表證券の賣買取引を目的とするものなり。

代金の支拂は取引約定値段即ち代價に對し支拂要具たる通貨又は手形を以てす、而して代價の決定たるや一般市場價格に準據するものなれども、契約に際し特に取極むべき要件たることを説くを待たず。

二。申込と其の誘引 申込は賣方・買方何れよりも之を爲し、特に買方よりなすを註文と云ふ。註文には説明の要なきも賣方の申込には特種の手續を用ふ。其の主なるものを掲ぐれば左の如し。

A. 見積書 Estimate 此は買主の請求に従ひ其の希望する商品の品質・代價・提供期日等を見積り記載し、買主に差出す書面にして又入札書とも云ふ。
 Tender

賣主の申込
誘引

廣告

B. 相場書 Quotation 此は買主の請求により販賣品の代價を記して申込むものなり。

C. 日限付申込 Time Order 一定の代價にて幾許の商品を一定の時日内に賣らんとする申込にして賣主は其の期間内此の申込を取消すことを得ず。相場變動の著しき商業に於ては電信によるを常とするを以て俗に電信貸とも云ふ。

競争劇甚にして商業の發達せる現代に於ては、申込を俟たずして此を誘引する手段を講ずること多し。普通申込の誘引は賣方が買方に對して行ふものなり。

- A. 廣告 Advertisement 廣告とは顧客を求めんが爲に公衆に告知する賣主の申込誘引方法にして、(一)新聞雜誌引札張札(二)見本の配布(三)見本又は商品の陳列(四)博覽會陳列館への出品(五)巡回汽車汽船(六)廣告點燈又は廣告塔(七)樂隊行列等の手段あり。
- 廣告を爲すに當りて其の効果を大ならしめんには、少くとも左の要件を備ふべし。
- (一) 出來得る限り多數人の耳目に接觸すること。
 - (二) 出來得る限り多數人の注意を喚起すること。
 - (三) 出來得る限り永く多數人の念頭に記憶せしむること。

契約の締結

現今廣告の利用益々盛んなるに隨ひ之が取扱を爲すを專業とする廣告仲立人なるものさへ發生せり。 Advertising broker

B. 商品代價に關する書類の配布 商品目録、代價表、相場附等を得意先其の他に一般に配布す。 Catalogue, Price list, Prices current, etc.

C. 豫約募集 説明を以て其の實質内容を知り得べき物品の販賣には豫め買主を募るものあり。

D. 其の他商店の營業振りを記したる營業案内、口々の取引狀態等を印刷したる市況案内等を送りて顧客の申込を誘引することあり。 Business guide, Market report

三. 契約の締結 契約は口頭・電話・電信又は書面により成立す。注文に對しては注文狀に依ると否とを問はず引受通知書の如き書面を以て一應約定の要點を確むるを可とす。

契約の締結には書面の作成を必要とせざれども、約定の正確を期し後日の紛争を避けんには、覺書若くは賣約證買受證を交換す

Memorandum Sold or Bought Note

第二五六八號		御註文引受通知書		貴註文番號 第一三七八號 註文ノ方法		品名	石油	種類及數量	チヤスター印四百箱	單價	壹箱金貳圓五拾五錢	代價	金壹千〇貳拾圓也	納付期限	納付期限ヨリ十五日以内 納付場所 秋葉原驛渡	代金支拂方法	荷爲替取組	記事	代金ノ内金貳百五拾圓也手付金トシテ受取	右之通御註文ノ條件本日記載相濟候ニ付此段御通知申上候	昭和四年九月廿七日	宗都宮市	内池商會殿	御中
--------	--	----------	--	--------------------	--	----	----	-------	-----------	----	-----------	----	----------	------	------------------------	--------	-------	----	---------------------	----------------------------	-----------	------	-------	----

表 面

參八號	⑩	三錢	賣約證
一チヤスター印石油 四百箱			
此ノ單價壹箱ニ付			
金貳圓五拾五錢也			
右ハ來ル昭和四年拾月五日限引渡ノ約束ヲ以テ賣約仕候其ノ手附金トシテ金貳百五拾圓也正ニ請取候也			
追テ此ノ契約事項ハ裏面記載ノ通り			
昭和四年九月二十七日			
東京市神田區神保町			
一橋商會			
内池商會殿			

裏 面

契約事項	
第一條	表書ノ賣買契約致候ニ付テハ買方ニ於テ滿期日ニ至リ物品引取不履行ノ節ハ連約損害金トシテ手附金ハ賣方ノ收得タル事
第二條	滿期日ニ至リ買方ニ於テ物品授受ノ手續ヲ履行セザルトキ賣方ハ其ノ物品ヲ買方ノ住地ヘ積造マル事アルベシ右ノ場合ニ其ノ運賃及ビ諸費用ハ買方之ヲ負擔スルハ勿論買方ハ無限ノ責任ヲ以テ其ノ代金ヲ支拂フベキ事
第三條	物品受渡滿期日ニ不可抗力(天變地變)ノタメ受渡ヲ爲シ得ザル場合ハ賣買者ノ何レカ一方ヨリ其ノ事故ヲ通知スベシ(電信ノ便アル場所ハ電信、電信ナキ所ハ郵便)此ノ場合ハ通知ヲ受ケタル一方ハ更ニ猶豫ノ口限ヲ定メ速答スル義務ヲ帶ブル事
第四條	本契約證ハ取引ノ濟未濟ニ拘ラズ滿期日後ハ無効タル事
第五條	本契約權他人ニ讓渡スルトキハ左ノ欄内ヘ記名捺印ノ事
表書ノ契約權ハ 殿へ讓渡候也	
昭和	年 月 日
第六條 本契約ハ双方合意ノ上取結ビタルニヨリ後日異議無之事	

内池商會殿

昭和四年十月一日

一橋商會

東京市神田區神保町一番地

可申候以上

右之通正ニ買付仕候就テハ着荷藏入ヨリ十五日以内代金引替無相違引取

壹箱ニ付金貳圓五拾五錢也

一チヤスタ一印石油 四百箱

甲第六七一號

約定書

一橋商會御中

昭和四年十月一日

内池商會

表辦人 吉川貞三

但シ此ノ約定書差入レザル物品ハ當店ノ買付ニ非ザル事

可申候以上

右之通正ニ買付仕候就テハ着荷藏入ヨリ拾五日以内代金引替無相違引取

此ノ單價壹箱ニ付金貳圓五拾五錢也

一チヤスタ一印石油 四百箱

甲第六七一號

約定書

人間の申込と賣買の効力に就き説くに左の如し。

一、商人が營業上の部類に屬する賣買の申込を受けし時。

(1) 平常取引をなせる者より申込あるときは、直ちに諾否の通知を發せざれば、申込は承諾せるものと看做さる(商法第二百七十一條)。これ得意先より買入の注文あるに拒絶の旨を申送らざれば承諾と看做すを至當となすが故なり。

(2) 若し申込と同時に物品の送附を受くれば、其の申込を拒絶する場合にも、其の商品は申込者の費用にて保管せざるべからず(商法第二百七十二條)。例へば商品を積送し來り其の販賣を勧誘せられたる場合の如し。但し保管に費用を要し、物品の價格が之を償ふに足らざる場合、若くは商人が保管の爲に損害を被るが如き場合には保管するを要せず。

二、商人間の賣買契約

引取を拒ま
れ又は受取
ること能は
ざるとき

検査の義務

契約解除又
は取消あり
たるとき

際物賣買

(1) 買主が約定貨物の引取を拒み、又は受取る能はざる場合には、賣主は之を公の供託倉庫に供託し、若し(イ)損敗し易き貨物なれば買主に催告なく(ロ)然らざる貨物は一應の通知を爲して競賣に附するを得。但し競賣せる場合には其の旨を買主に通知し競賣代金を供託し又は代金に充當することを得(商法第二百八十六條)。

(2) 買主は商品を引き取りたるとき、検査の義務あり。若し貨物の性質種類により直ちに瑕疵を発見し難き場合は六箇月の猶豫あれども、然らざるときは引取次第検査を爲し瑕疵を発見せる時は此の旨を賣主に通知して契約を解除し、又は代金減額若しくは損害賠償を求むることを得べし。されど賣主が悪意に瑕疵又は數量不足を隠匿せしものなれば何時にても此等の請求をなすことを得(商法第二百八十八條)。

(3) 商品の瑕疵數量の不足等にて契約を解きたるとき、又は契約を取消したる後到着せる貨物或は註文以外の數量物品が到着せるときは、賣主の費用にて貨物を保管又は供託し滅失毀損の恐あるものは、裁判所の許可を経て競賣に附す。但し此の際買主たりし者は賣主に此の旨を通知し、競賣代金を保管せざるべからず(商法第二百八十九條及び二百九十條)。

(4) 商人間にてても又商人と非商人の間にてても、凡て賣買の性質又は合意によりて一

定の時日又は期間に履行せざれば契約の目的を達すること能はざる所謂際物賣買をなせる場合には、一方が之を怠り時期を経過したるとき、他の一方が直ちに約定の履行を請求せざれば契約を解きたるものと看做さるべし(商法第二百八十七條)。例へば正月の松飾葬具或は引渡の時日を期して賣買契約をなせる場合の如し。

第二節 賣買の種類

賣買には(イ)自己の計算にて取引を行ふと(ロ)他人の計算にて賣買を取扱ふとあり、前者は商品賣買業、後者は賣買仲介業たること既に述ぶる所なり。

一、商品賣買業 商品賣買上の損益を自ら負擔して營むものに卸賣業と小賣業の別あり。

卸賣業は生産者、仲介商人若しくは他の卸賣商より貨物を仕入れ之を小賣商、生産者若しくは他の卸賣商に賣捌くものにして、顧客は商人と同一の貨物を取扱ふ専門業者なり。

卸賣業

商品賣買業

小賣業

小賣業は時に生産者主として卸賣商又は仲介商人より仕入れて一般消費者に分賣す、即ち其の顧客は一般最終の消費者なりとす。

分業盛んとなりて卸賣と小賣は領域を分ち、更に卸賣商は其の取扱ふ商品の種類を限定し小賣商亦分科の傾向あれど、一方に自由競争益々激しく利益の減少を來たすに及んで、之を補ふ爲大規模經營の新式小賣商店の擡頭を促すと共に卸賣と小賣の兼營を生ずるに至る。

居商と行商

小賣商には店舗を有し顧客の來集を誘ひて販賣する**定住商業**(居商)と、一定の營業所を有せず商人自ら商品を携帯して旅行販賣をなす**移動商業行商**とあり。祭日縁日を追ふ露店商又は都會に於ける日用品の呼賣商、訪戸商の如き小商人に屬するもの多けれど交通の發達せざる本邦若くは諸外國には大組織の行商今尙行

卸賣と小賣の特質

はる。

一、卸賣と小賣の特質 兩者經營上の特質を比較すれば左の如し。
1. 卸賣は其の取扱商品に就き判断力を有するものを相手とする故、商品の事情に精しく市場を觀測する力あるものとす。之に反し小賣商は消費者を相手となすを以て、さほど商品に關する知識と業務の經驗を有せざるも經營することを得。

2. 以上の外、小賣商は取引區域狭小にして、其の仕入商品も小額なれば小資本にても營み得べく、ために多數の同種小賣商存在し従つて競争劇甚なり。然るに卸賣商は營業所の選定に小賣高の如く抑制せらるゝことなく取引區域廣大にして其の取引高莫大なれば、可成の資本を要するを以て同業者の數遙かに少かるべし。
3. 卸賣商はその顧客が多量に商品を仕入れる商人なると見本又は銘柄により運送中若くは保管中の貨物をも轉賣すること多

きとにより取引高莫大となり資本の運轉迅速なれば、薄利尙能く業務を繼續し得れど、小賣商は消費者に小口の販賣を爲すが故に、其の賣上高少なく資金の運轉遲鈍なり。故に一取引毎に高率の利潤を收めざるべからざる結果となる。然るに一方同業者の競争激甚なるを以て、時としては其の經營卸賣商より難き場合存す。三。百貨商店其他 卸賣小賣の特質前記の如しと雖も、近時著しき現象として卸賣業に在りては資本の増殖工業の發達は企業の集中を來し、工業家自ら卸賣業を兼營するの傾向を生ずると共に、小賣業に在りても百貨商店通信販賣店連鎖商店等大規模に經營さるゝもの増加しつゝあり。上記の如き工業の商業の領域を蠶食せるものを工場商業と稱す。

百貨商店原語のまゝデパートメントストアと云ふこと多しとは大都會に在りて多種多様の商品を集申し之を部門に分ち各部の擔當者をして仕入及び販賣上の責任を

大經營の小賣商店

工場商業

百貨商店

負はしむる大規模經營の小賣商を謂ふ。蓋し小賣商の競争甚しく顧客維持の爲に掛賣を行へば資金の運轉を妨ぐべし。即ち信用を博するには店舗を大且美となさざるべからず。廉賣をなす爲には多量の仕入をなすに如かず。是に於て近時大資本を擁して大店舗を建築し、各種商品を廣く顧客に提供し、其の經營法としては所謂薄利多賣主義を採用し、薄利なるも多額の賣上を爲し現金拂として資金の固定を避くる百貨商店が都會地に於て勃興し、電車自動車等市街交通機關の發達と相俟つて多數顧客を吸引して従來の群小小賣商店を壓迫するに至れるなり。

通信販賣店とは大都會と地方とを連絡する鐵道及び郵便等の交通機關の發達に従つて起れるものにして、之れ又都會地に在りて遠隔の顧客に商品目錄代價表等を送りて注文を受け、商品を發送販賣する小賣商にして、本邦にては未だその發達著しからざるも外國殊に米國に於ては盛に行はる。

連鎖商店原語のまゝチェーンストアと云ふこと多しとは一定の組織に統一せらるゝ小賣商店網にして中央本部は専ら商品の仕入貯藏をなし、各地に散在する多數の小賣商店は隨時之が供給を受け、本部の指揮の下に販賣に従事するものなり。

又之等の大規模經營小賣商店に對抗して其の壓迫より逃れん

通信販賣店

連鎖商店

が爲に小資本の小賣商店相集りて經營するものを生ぜり。その主なるものを勸工場とす。

勸工場

勸工場又原語のまゝアーケードと云ふとは一定地域内に多種多様の獨立商店が整然と集合したるものなり。各自會計は獨立して仕入販賣等は別々になすも唯營業時間廣告裝飾等を共同になすなり。通常其等商店の間には縦横に有蓋の道路を設く。

内國賣買と外國賣買と

四 内國賣買業と外國貿易 賣買の行はるゝ地域の一國內なると他國に跨るとによりて、Home Trade内國賣買業とForeign Trade外國貿易とに分つ。外國貿易は更にその賣方なりや買方なりやによりて、輸出貿易と輸入貿易とに區別せらる。

外國貿易の經營には外國語國際法規等の知識を要するのみならず、商品の運送に通關手續に送金に爲替取組に種々複雑なる手續順序を踏まざるべからず。又内國賣買が自ら卸賣小賣に別たるゝに反し外國貿易は大概卸賣業なり。

其の他の賣買取引の種類に就きては第三章第二節に於て説明すべし。

第二章 賣買契約に伴ふ必要條件

賣買は一方が商品を引渡し、他方が之に對し代金を支拂ふべき契約なるを以て、其の引渡すべき商品の種類品質容量引渡の場所並に時期及び其の代金支拂方法期日等に就き、豫め賣手と買手とが協議を遂げざるべからず。而して此の協議を圓滑ならしむる爲、此等の事項を表示する方法に付き種々の慣習行はる。以下各項に就きて説明すべし。

第一節 品質及び數量

一、品質の決定 凡そ商品を賣買するものは先づその種類及び品質を確定せざるべからず。商品により種類品質の決定方法を異にすれど普通左の五種あり。

品質の決定

現品による決定

A. 現品に依る決定 現品賣買又は點檢賣買と稱し、賣主と相對し若くは賣主より送附し來りたる商品の現物を點檢し、買主は承諾をなし又は拒絶をなす。買主は品質の毀損若くは數量の不足に就きて、賣主をして保證せしめ得るも、自ら検査の義務ありて之を忘れれば後日に故障の申立をなすを得ず。唯品質數量を容易に點檢し能はざるものは六ヶ月間の猶豫を與へらる。小賣取引は殆んど此の方法によるものなり。

見本による決定

B. 見本に依る決定 貴重品精巧品嗜好品等は實物點檢の必要あれども、代替的商品其の他日常多額に取扱はるゝ商品は現品に依ること容易ならざると共に現品の品質を代表する見本(織物などの一部は柄様と云ふ)により品質を決定するを便とす。斯くして契約するを見本賣買と云ひ、若し後日引渡せる現品が見本の品質と相違せる場合には、契約を解除し若くは代金減額を請求し得べし。

商標又は銘柄に依る決定

C. 商標又は銘柄に依る決定 商品の實質が商標又は銘柄(通り名)によりて一般に知らるゝものは之を指示して賣買を約することあり。例へば獅子印の齒磨の商標により、若しくは牛莊大豆唐津炭、カーチフ炭と云ふが如き銘柄を以て取引するが如し。銘柄賣買又は商標賣買と通例稱せらる。
Trade mark, Brand
Mark or Designation

標準による決定

D. 標準に依る決定 標準とは其の地の慣習又は商工會議所等の公定による一定の品位又は品質にして廣く世人に知得せらるゝため、之を以て賣買物件を約するなり。農産物の收穫前に前年來の一定の標準に就き取引するが如き之にしてかゝる取引方法を標準賣買と云ふ。蓋し穀物の如き收穫前に見本を作製し得ざる物品は、標準に依り決するの外なし。現に引渡したる商品が標準に比し品質に著しく差違ある場合には所謂格付により代金の減額若くは増額を求め得べし。此の方法は物産取引所に多く行はる。

明細書又は目録に依る決定

E. 誂に依る決定 又買方の特別な誂によりて商品の種類、品質を決定することあり。機械等の如き精巧品にして見本若くは標準を作り得ざるもの或は特殊の貨物の取引に用ひられ、普通詳細に記述したる明細仕様書、或は雛形を以て約定す。此の種の方法を説明賣買と謂ふ。
Specimen
Rules by Specification

容量

ニ、容量 約定に際し容量を取極めること又重要なり。就中重量取引をなす場合には概ね總量より風袋及び減損の量を減じたる純量(正味)に依る。風袋及び減損の計量方法には種々の場合ある
Net Weight
Gross Weight

風袋

を以て豫め明約を要すべし。

1. 風袋 風袋とは包装せる材料例へば依桶箱捆罐樽叭等の重量を云へど之が計量の定め方に種々あり、従ひて正味量に差を生ずべし。

A. 正味風袋 Real Tare 各包装の實際風袋量を計量す。

B. 平均風袋 Average Tare 多數の荷物中より任意に數箇の風袋を秤り其の平均量を各箇の風袋として全部を推算するものなり。

C. 慣習風袋 Customary Tare 包装が一般に知らるゝ場合には慣例による風袋量を以てし一々秤量をなす。

D. 推定風袋 Computed Tare 約定の際協定する推量の風袋なり。

2. 減量

All-advance

減量とは正味量を定むるため荷造の前又は運搬積卸其他取扱上過失なくも減少する分量を云ふ。荷造の際の正味量も開装の後減量を生ずること通例なれば豫め契約を以て商品により差引くべき減量を定むることあるなり。

減量

A. 砂引 Draft 商品に含める水分砂塵埃等を見積り引去る重量なり、海産物取引などに實例を見るべし。

B. 漏損 Leakage 液體商品は漏出し易きを以て減量を施すこと多し。

C. 消耗 Wastage 揮發性商品の如きは自然に消失するを以て減量するなり。

D. 不足 Shortage 撒荷例へば石炭の如き引渡のとき其の正味量は必ず幾何かの不足減量を生ず。

第二節 引渡に關する條件

引渡の時期

一。引渡の時期 若し即時^{Instantly}引渡の約束無くして賣買契約の成立と引渡履行とが同時に行はれざる場合には、引渡の時期に付き取極をなすを要す。若し其の取極を爲さざりしときは賣主は何時にても引渡すべき用意をなすべきものとす。引渡時期の定め方には種々あり。

A. 定期渡 On Term 何月何日と云ふ如く約定日に引渡をなす。

引渡場所

B. 直き渡 *Prompt delivery* 約定成立後一兩日内遅くも數日内に引渡をなす。

C. 近日渡 *Near delivery* 直き渡より稍引取日の長き條件を云ふ。

D. 先渡 *Forward delivery* 當月中又は七月中と云ふ如く或特定せる將來の期間内に引渡す約定にて延べ渡とも稱す。

E. 到着渡 *Delivery on Arrival* 積載船の到着により引渡しを約定するものにて未着商品の賣買條件たり。
Goods to Arrive

F. 積送り *Shipment* 三月積又は四月五日積等と約し其の期日までの積送りを以て引渡の條件となす。
March Shipment; 5 April Shipment

ニ引渡の場所 *Place of Delivery* 引渡場所の如何は積込費・運賃・人足賃・船賃等の諸費用に關係す。従つて本件は代價の定め方と略同一の條件によるも、新に引渡場所を約定するは危險負擔の境界を明かに決し置かんが爲めなり。例へば甲板渡と云へば通例甲板まで積込を了して引渡し、其の代價も甲板までの積込費を含めて定めたるものなれど、此の外に賣主が商品を甲板に積込む迄危險を負擔するこ

引渡場所の定めなきとき

とを示すものなり。されば其の後の危險は買主自ら負擔せざるべからず。

引渡の場所に就き特に約定なきときは特定せる商品例へば現に某所に在る貳百俵の米穀を賣約せるときは其の現存の場所を以て引渡をなし、又若し單に武藏中米壹百俵と云ふが如く銘柄を指し、商品其のものが不特定なる状態にあるときは買主の營業所に於て引渡をなすべきものとす。

引渡場所の約定に用ひらるゝ條件に種々あり。

- A. 現場渡 *On Spot* は契約の際現に存在せし場所にて引渡すを云ふ。
- B. 本船渡 *On Board* は本船の甲板に積込を了して引渡すものにして又甲板渡とも云ふ。
- C. 船側渡 *Along ship's side* は本船の船側にて受渡しするものなり。
- D. 埠頭渡 *Quay* は波止場にて陸揚せらるゝと共に買主之が荷受をなす。
- E. 船渡 *In Lighter* は本船より船に積込みたるより引渡となるを云ふ。

F. 沖渡 *Free overboard* は買主自ら舁船を出し本船より荷受をなすものにして、貨物が本船を離るゝと共に危険が買主に歸するものとす。

G. 停車場渡 *At Station* は鐵道の停車場にて引渡をなすものにて、賣主營業地停車場渡と買主營業地停車場渡とあり。

H. 貨車積込渡 *On Rail or in Truck* は鐵道貨物を貨車に積込むと同時に責任の買主に歸する引渡の方法なり。

I. 倉庫渡 *In Warehouse or Bond* は保管倉庫又は保税倉庫内にある貨物の賣買約定成立せしとき、保管の儘に引渡をなすを云ふ。

J. 買主店渡 *Franco* は賣主が買主の店舗に到るまでの危険を負ふものにして、買主の營業所は即ち引渡の場所となるなり。

第三節 代價及び其の支拂方法

一. 代價の定め方 *Price* 代價は賣買契約の要件にして、之が決定は諸掛の負擔如何により著しき差異あり。

A. 現場渡値段 *Loco* は賣買を約せる場所又は貨物の現存せる場所にて引渡を爲す約

代價の決定

束にて取極むる値段にして荷造費運賃等は買主の負擔とす。

B. 船側渡値段 *Free Along Side = F. a. S.* は船側にて引渡すもの故積込をなすに至るまでの舁船賃は賣主の負擔として代價を定む。

C. 本船渡値段 *Free on board = F. o. b.* は貨物を本船に積込むまでの費用は代金の中に含めらるゝものにして輸出港渡は其の著例なり。 ¥ 2400 f. o. b. Yokohama と云ふが如し。

D. 運賃込値段 *Cost & Freight = C. & F.* は賣主が荷造費舁船賃積込費用等を負ひ之に到達地までの運賃を貨物の原價に加へたる値段なり。

E. 運賃保険料込値段 *Cost, Freight & Insurance = C. I. F.* は賣主が到着港までの運賃並に保険料を負擔して定めたる値段なり。 ¥ 2500 c. i. f. Kobe と云ふが如し。

F. 陸揚渡値段 *Landed terms* は到達港に於ける陸揚費まで賣主の負擔するものなり。此は概ね輸入貿易にて約せらる。

G. 買主店渡値段 *Franco* は買主の營業所迄運送し引渡す。故にC. I. F. の値段に輸入税及び到着地の運搬費を賣主が負擔せる代價なり。尤も關税に關し特に約するときは關税未済又は拂済と附加す。

H. 貨車渡値段及び停車場渡値段 *On Rail At Station* 共に引渡場所の約定と同一にて値段を定め、其

の場所に到るまでの費用は賣主の負擔とす。

I. 諸掛向拂値段段 は小貨物の取引に用ひられ、運賃其の他の費用は買主の負擔とす。
Charges forward

J. 諸掛込値段段 は前者と反對に賣主拂済の値段を示す。
Free of charges or Franco

ニ代金支拂の方法 代金支拂の時期には前拂引換拂後拂の三種あり。支拂要具には通貨手形等あること總論にて述べたれば此

處に再説せず。支拂方法として普通行はる、條件左の如し。

A. 前金拂 は貨物の引渡前代金の一部又は全部を前渡するものにして、かの手附

Cash in advance 金と稱するは賣買取引を確保せんが爲、買方より賣方に差入るゝ保證金にして

Bargain money 買方商品を引取れば一部前拂として計算するも、若し引取らざる時は賣手之を

没收す。

B. 現金拂又は現品引換拂 は貨物と引換に現金にて支拂ふものにして、小切手拂

Cash on Delivery = C. O. D. は又現金支拂と看做す。

C. 手形拂 は他人若くは銀行に支拂はしむる爲替手形又は自ら支拂を約する約

代金支拂の
方法

値引
割引

束手形を以て支拂に充つる方法にして取引の際手形の支拂期間を約定す。
Note

D. 直拂 は貨物引渡の後數日内に代金の支拂をなすものを云ふ。
Prompt Cash

E. 證券引換拂 は貨物を代表する證券と引換に代金を支拂ふ。
Cash against Documents

F. 證券引換手形引受及び證券引換手形支拂 は荷爲替の場合にて後に述べれど
Documents against Acceptance = D/A Documents against Payment = D/P 大體荷受人が荷付手形の引受又は支拂をなすによりて、擔保とせる貨物の代表

證券を引取るを云ふ。

G. 掛 は代金支拂を後日に延ばすものにして週末月末年末等慣習によりて支拂
On Credit or Account ふべき日は豫定せらるゝものとす。

H. 交互計算 は平常頻繁に取引をなす者が、一定の時期を限り其の間に生じたる
Account current 貸借を雙方の帳簿上に記入し、期末に貸借を相殺して差額を支拂ふを云ふ。

I. 割賦拂 賣上代金を月賦年賦等幾回かに分割支拂をなす條件なり。
Payment on Instalment

三. 割引及び割戻 商品の賣方が買方に對し特に其の代價を減額するを値引と云ひ、之に割引及び割戻の二種存す。割引は代價の決定前になす値引にして之を行ふ場合に種々あり。
Discount